

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

266
21

支那及南洋調查第百三十四輯

内閣文庫		和書	二〇〇五一號
五	二八冊	架	

2

13
4



支那關稅特別會議の經過

臺灣總督官房調查課

290
20051
3

凡例

支那關稅特別會議は、大正十四年十月二十六日北京に於て開催せられ、同十五年七月始めまで時々開會せられたりしが、時局の結果再三停頓情態に陥り、正式決議に至りたるもの少く、豫期の成果を收めざりしこと雖該會議は、華盛頓會議以來懸案となる重要な事項を討議し、吾國に對する利害關係も重大なるが故に、其經過の概要を編纂し、茲に是れを印刷に附す。

本稿は、臺灣總督府稅關事務官井出季和太氏が、在外研究員として支那に滞在中、調査復命せるものである。

本書は閲覽の便を圖り、印刷を以て筆寫に代へたるに止まり、敢て公刊せんとするものではない。

昭和二年三月

臺灣總督官房調查課

支那開港税特別會議の經過

目次

第一章 総説

第一節 關稅特別會議の準備

第二節 會議の構成及議事の經過

第一、外國側委員の任命

第二、會議の開幕

第三、議事日程、委員會の成立

第四、委員會の議事經過

第五、停頓中の會議と其後の經過

第二章 各國提案の比較

第三章 自主權の決定

第四章 加稅問題の討議

目次

第一節 各國提案の討議	一
第一、第一次提案に對する討議	一
第二、第二次提案に對する討議	二
第二節 互惠條約の提案	三
第五章 使途問題の討議	四
第一節 正式會議に於ける討議	四
第二節 非公式會議に於ける討議	五
第三節 今後の債務整理問題	六
第六章 關稅保管制度に關する件	七
第一、支那側の主張	七
第二、日本側の考案	八
第三、各國専門委員協議の經過	九
第七章 海關制度に關する件	一〇
第八章 薦金制度の存廢	一一

第九章 沿岸貿易稅又は内國輸出稅の存廢

一一

第十章 在支外人課稅問題

一二

附 錄

參考資料及統計

以 上

支那關稅特別會議の經過

第一章 總 說

第一節 關稅特別會議の準備

一月四日締結を見たる、華府會議に於ける、支那關稅條約の效果は、其後支那の内亂、政府及其他の不安狀態、並に佛國との間に懸案となる、金佛郎問題未解決の爲め、獨り同條約第一條に基く、現實五分稅改定問題か、一九二二年三月二十一日より、同年九月二十八日に至る、上海に於ける列國委員會の結果決定を見、一九二三年一月十七日より、改定率の實施を見るに至りたるに止まり、同條約第二條に依る廢釐・加稅等の重要事項を決定すべき關稅特別會議は、同條約締結後、三箇年を経過するも尙開會の機運に至らざりしが、其間支那側に於ては、一九二二年九月九日、關稅特別會議招集準備として、財政部内に關稅研究會を設置し、財政部員李景銘を會長に、農商部員王治昌、各省商會代表張維鑄を副會長とし、各省商會代表及主管部處派出員を會員とし、一月三日に至る開期中、十三回に亘り、華府條約の廢釐加稅、其他重要な事項に就て、討議する。

所あり、越えて一九二三年五月、外交部内に關稅特別會議籌備處を附設し、王正廷を處長とし、財政總長張英華、農商總長李根源、稅務處督辦孫寶琦を名譽處長に、外交總長沈瑞麟を副處長に、稅務處督辦蔡廷幹を名譽副處長に、嚴鶴齡を主任とし、専ら關稅會議の準備事項を掌理せり。而して

一九二四年三月十日、支那政府は各國に對して、關稅特別會議の開催を提議督促する所ありしが、尙佛金佛郎問題懸案中なりしが爲め、列國は四月四日各別に同提議を拒絕したり。偶々段執政府の出現となり、財政急迫の結果、特に金佛郎案解決に努力する所あり、終に一九二五年四月十二日、之が決定を見、次で七月七日佛國下院は、華府會議條約及決議を可決し、同十日上院をも通過し、同年八月五日華府に於て同條約の批准寄託を了し、同條約は愈其效力を發揮するに至りたるを以て、

八月十八日の閣議に於て、十月二十六日より、北京に於て關稅特別會議を開催すべく決議し、即日駐支關係九箇國、竝に西班牙・丁抹・瑞典等の諸國公使に對して、同會議に參加せんことを要請する旨の通告を爲し、同招請文は各國駐劄支那公使より、夫れゝ各國政府に手交し、我國に於ては、八月二十日張代理公使より通告書を受領し、次で各國孰れも支那政府に對して、回答する所ありたり。

一方支那政府に於ては、八月二十四日各省軍民長官宛て、釐金廢止に關する意見を徵し、且國定稅率草案の起草に着手すると共に、直接會議準備としては會堂を居仁堂に設け、九月四日關稅會議

委員會章程十一箇條を發布して委員會を組織し、九月五日執政令を以て特別會議委員十二名、外交總長沈瑞麟、財政整理委員會委員長梁士詒、財政整理會長顏惠慶、財政總長李思浩、關稅會議籌備處長王正廷、交通總長葉恭綽、駐米公使施肇基、財政整理委員會副委員長黃郛、修訂法律館總裁王寵惠、農商總長莫德惠、稅務督辦蔡廷幹、鹽務督辦外國植を公布し、秘書長一名嚴鶴齡を任命した。委員中六名即沈瑞麟、顏惠慶、王正廷、施肇基、王寵惠及蔡廷幹を、事實上の支那委員として、會議に列席せしむべきものとせり。九月八日第一委員會を開き、會議經費百萬元を可決し、出席委員其他に關し打合せを爲し、次で同月十四日舊外交部に於て、關稅會議支那側委員會の成立式を行し、委員十二名、秘書八名、高等顧問十二名、顧問四十八名、專門委員七十名の正式就任を見、其後更に外國人顧問として、總稅務司アグレン、鹽務署稽核所會辦ウキルトン、審計院顧問バドウ、土屋禎二、經濟討論處顧問ドナルト、農商部顧問アンダーソン及交通部顧問ベーカー等あり。

委員會の組織は、華府會議の例に倣ひ、三科に分ち、各科に委員二名又は三名、專門委員若干名あり。第一科は梁士詒を主任とし、王正廷・王寵惠を委員とし、裁釐加稅事務を擔當し、同科の事務は、一、國際條約、二、國定稅率、三、關稅保護政策案、四、前各項に屬せざる事項を四部に分てり。第二科は顏惠慶を主任に、李思浩・姚國禎・蔡廷幹を委員とし、同科の事務は、一、二分五厘附加稅、二、整理內外債、三、修改稅則平定貨價、四、裁釐加稅、五、煙酒稅則の五分に分たる。第

三科は黃郛を主任とし、葉恭綽、施肇基、莫德惠を委員とし、其事務は、一、關款保管、二、陸境關稅、三、内外海關稅、四、内外海貿易統計、五、海關制度の五部に分たる。

關稅特別會議は、外交・稅務・財政・交通及農商各部の共同責任とし、外交及稅務兩機關は固より主として其衝に當り、財政・交通及農商の三部亦重大關係を有するを以て、各本部に於て特別委員會を組織せり。即ち財政部關稅等議處簡章に依れば、財政總長を處長に、次長を副處長とし、主任委員五名の外、副主任及委員若干名を置き、其所管事務は、一、加稅裁釐に關すること、二、國定稅則に關すること、三、稅制整理に關することとし、又兼ねて公債整理に關する事項をも處理することとせり。

交通部關稅會議籌備委員章程に依れば、交通次長を委員長とし、主任委員三名の外、委員若干名を置き、其所管事務は、債務・運輸・釐稅及庶務の四部に分たる。

農商部關稅會議討論委員會章程に依れば、農商部次長を委員長とし、主任委員一名の外、委員若干名を置き、關稅會議中、本部と關係ある一切の事務を討議するものとせり。

支那側の對策に關しては、曩に八月各國に發したる招請狀にも記載せる如く、關稅自主權獲得の意図あり、又同月下旬、王正廷北が京報に發表したる所に依るも、同一趣旨の意見あり。當初の目的は、殊に一般輿論を考慮したる對內政策上、關稅會議に際し自主権を主張し、若し列國の反對

を惹起せるとさは、第二案として漸次に其目的を達成せんことを期し、左の手段に出づるに在りたるものとす。

第一期 華府會議條約に規定せる二分五厘加稅を實行し、其期間を二箇年とし、廢釐準備を爲す。

第二期 廢釐後は、華府會議條約に照し、關稅を一割二分五厘に增加し、四箇年間之を實施す。

第三期 輸出稅を自定し、輸入稅を二割五分とし、其期間を十箇年乃至十五年とす。

第四期 完全に關稅自主とす。

現に九月二十九日支那政府より、北京外交團に對し、非公式に提示したる會議の討議事項も、一、支那關稅改正の目的は、國定稅率の確立に在ること、二、其目的達成の爲め、一定の時期と條件とに關し、慎重に考慮すること、三、更に自主権回復に至る迄の過程として、暫行的に輸出稅の設定、輸入稅等に關し攻究する外、稅率に關しては、嚴格に之が實現に改むること、とせり。

其後十月三日の開議に於ては、關稅定率條例十六箇條を附議し、同月二十四日之を發表したり。本法は民國六年の無條約貨物に對する國定關稅法と異り、一般に適用せんとする準備案の一種にして、煙酒の外輸入稅率は、最高從價四割、最低七分五厘とし、煙酒輸入稅は別に條例を以て定め、其稅率は從價五割乃至八割とす。一方十月二十三日開會の財政委員會は、關稅自主辦法大綱案を提

出し、討論に附したるが、之れ亦自主権提唱の準備なりとす。

第二節 會議の構成及議事の経過

第一 外國委員の任命

支那關稅特別會議は、華府條約に基き開會せられ、マッケー條約の如く、國別談判の方法を探らず、支那を含む十三箇國の合同會議にして、列國全權委員の外、顧問等の數亦甚だ多く、從來類例を見ざる大會議なりとす。

各國全權委員は、支那を除く十二箇國にて十八名、外に専門委員(顧問)隨員等七十餘名あり。今各國委員の顔振れを示せば左の如し。

日本 全權委員は日置益(全權大使)及芳澤謙吉(駐支公使)二氏にして、顧問として佐分利通商局長、堀公使館參事官、重光、澤田、岸田の三公使館書記官、守屋、鹽崎、堀内、日高の四外務事務官、横竹商務官、井上外交官補、清野外務理事官、中島、津島兩大藏書記官、西專賣局技師、寺尾商工省書記官、吉岡同省技師の外、公森北京駐在大藏事務官、小田切正金取締役、西原借款三銀行代表岡部三郎、實業家として庄司音吉等あり。

英國 全權委員として駐支公使マッケレー(麻克類、Sir. Ronald Macleay)、巴里會議當時の財

政顧問たりショーン(皮樂、Lieut. Colonel the Hon. Sidney Peel)、マンチエスター商業會議所會頭スチュワート(史圖德、K. D. Stewart)ある。顧問中には外務一等書記官ニユートン(牛敦 Basail Newton)、公使館商務參事官フォック(H. H. Fox)、同チアイニース、セクレタリー・タイチマン(台克滿 Eric Taichman)、上海商業會議所議員ブルーク、スマス(A. Brooke Smith)ある。

米國 全權委員は、駐支公使マクマレー(馬克謙 J. V. A. Mac Murray)、辯護士ストローナン(同德恩、Silas H. Strawn)等、顧問にはバーキン(博金武 Mahlon Fuy Perkins)、ホール・ツク(韓倍克 Stanley K. Hornbeck)、エヴァンス(其文思 Arthur H. Evans)ある。

白耳義 全權委員は、駐支公使ワルチュー(華洛思) le Maire de Marzee d'Hermalle)等、顧問には上海總領事ハウテ(汪侯特 J. Van Haute)、華比銀行總理ディラード(狄西業 A. Diserre)、ドネス(R. De Vos)、ハース(J. Hers)等。

佛蘭西 全權委員は、駐支公使マルテル(瑪泰爾 Count J. De Martel)等、顧問には公使館參事官トリピエ(J. Tripier)、總領事館商務官ナイト(J. Knight)、印度支那稅務長官キルヘル(Kircher)、銀行團代表者マゾー(Mazot)、上海商業會議所會頭マデール(Madier)等あり。

丁抹 全權委員は、駐支公使カウフマン(Henrick de Kaufman)、補助代表として、公使館秘書

官チリツイ(L. P. Tillitse)より、顧問はホルムズル(Johannes Holmberg)なる。

伊太利 全權委員は、駐支公使セルチ (Vittorio Cerruti) ト、顧問はローナター (Marco Rosenthal)、上海商業會議所會頭フ・マガリ (Camillus Funagalli) ト。

和蘭 全權委員は、駐支公使オーデンディク (W. J. Oudendijk) ト、稅務次官シャーリー (A. J. Schabek)、東印度漢務司アングロー (A. D. A. de Kat Angelino) ト。

諾威 全權委員は、駐支公使ミッチャル (Johan Michele) ト。

萄萄牙 全權委員は、駐支公使ジアント (Joao António de Bianchi) ト、顧問は國會議員ロバト・エ (Manuel Ferreira de Rohac)、海軍少將ブランコ (Hugo de Lacerda Castell Branco) ト。

西班牙 全權委員は、駐支公使ガリド (P. Carido) ト。

瑞典 駐支公使ウイルロフ (Oskar Ewerlöf) 及北京代理公使レーラン・フーウル (Baron Leijohn Hufvud) ト。

第二 會議の開幕

關稅會議は、一方執政府の反対派たる、吳佩孚其他の阻止運動ありたるに拘らず、豫定の如く、十月二十六日居仁堂樓上大廣間に於て、各國全權・顧問・隨員及支那國務總理以下關係吏員及新聞記者等、總員五百餘名列席の上開會せられ、段執政の歡迎辭に始まり、支那全權沈瑞麟の挨拶に次ぎ、

王正廷の演説あり、之れに對し、米・英・伊・日・和蘭・諾威・西班牙・瑞典の各全權は、交々演説せり。

然るに本開會式に於て、段執政並に沈全權は孰れも關稅自主権に關し言及し、希望する所あり、王全權は自主権の取得并に暫定的加稅問題に就き、提議力説するに至りしを以て、各國全權は之れに對する意見を述べ、又は提案する所ありたり。

第三 議事日程委員會の成立

議事日程委員會は、開會式の翌日十月二十七日、同じく居仁堂に於て開會せられ、支那全權王正廷と議長とし、會議は支那側の提案に從ひ、三委員會を組織すること、セリ。即ち第一委員會は、關稅自主権問題に關し、第二委員會は、自主権恢復に至る迄の過渡的暫行辦法に關し、第三委員會は、以上委員會に於て決定せる事項に關係ある問題を討議すること、し、各部委員長は國際慣例に從ひ、主催國たる支那全權より選出すること、し、前記の如く王正廷・顏惠慶及黃郛の三氏各委員長に選任せられ、外に起草委員會を組織し、顏惠慶を其委員長とせり。尙ほ東諸議院細則起草に關しては、英國側より希望案を提出したりしが、支那側に於ては、内政干涉の嫌わりとし、事態の變化を口實とし、極力反対したるが爲め、本案は一時保留すること、なれり。

同日決定したる大會議事日程は左の如し。

第一章 緒 説

甲、第一委員會（關稅自主に關す）

一、支那政府より關稅一般規定を宣布す、但實際上の便宜より相互に一種の過渡期を協定し、實施すべき關稅自主の準備を爲す。

二、釐金を廢止す。

乙、第二委員會（過渡期中支那の採るべき預備手段に關す）

一、產銷附加稅の徵收。

二、奢侈稅の徵收。

三、陸境關稅率の統一。

四、貨物の評價。

丙、第三委員會（關稅會議に關係を有する事項に關す）

一、各種輸入貨物の原產地證明問題。

二、海關稅收入支出問題。

而して各委員會列席者の人數を如何に分配すべきやに就ては、完全に規定したるものなしと雖も、分配方法は、初め人數の多少を以て標準とせず、國家を以て單位とし、凡そ列席の各國人は各委員會に於ては、平均の表決權を有し、各種問題の解決は、總て委員會の討論終結を以て生となせ

り。

會議は本會議たる前記委員會の下に、諸種の小委員會（分科會並に専門委員會を設け、更に非公式列國代表會議又は打合せ等ありて、各々重要事項を研究討議せり。

第四 委員會の議事經過

關稅特別會議に於て、正式に委員會を開催したるは、十四年十月三十日の第一委員會より、十五年四月九日に於ける、第二委員會第六回會議の專門委員會に至る迄、本會議は第一委員會二回、第二委員會五回、小委員會は全部を通じて十回、専門委員會五回にして、開會を含み合計二十五回とす、而して非公式會議は、正式會議開催期間中は固より、十四年十二月下旬以來、十五年六月初旬に至る迄、會議の停頓期間を通じ頗繁に開會せられ、例へば債務整理に關しては三十餘回、關稅收入保管問題に關しても、亦八回の會合を見たり。今正式會議の開會日を表示すれば左の如し。

委員會（百一四、一〇、三〇、至一五、四、九）

第一委員會

第二回會議（一四、一〇、三〇）

第三回會議（一四、一一、三〇）

同上小委員會（一四、一一、二七）

第二委員會

第三回會議

第一章・總 説

第一回會議 (一四、一一、六)
第二回會議 (一四、一一、一三)
第三回會議 (一四、一一、一四)
第四回會議 (一四、一一、一九)
第五回會議 (一四、一一、一〇)

以上に附帶する小委員會

甲、使途小委員會 (一四、一一、一九)

同上専門委員會

乙、履金専門委員會 (一四、一一、三一)

口、其他目的専門委員會 (一四、一一、三一)

第一回會議 (一四、一一、三一)
第二回會議 (一四、一一、三〇)
第三回會議 (一四、一一、三一)
第六回會議 (一五、二、一八)
同上に附帶する小委員會 (華府條約附加税に關す)
第一回會議 (一五、二、二四)
第二回會議 (一五、二、二四)
第三回會議 (一五、三、八)
第四回會議 (一五、三、二二)

以下序を追ふて各委員會の議事經過を概説すべし。
一、十四年十月三十日に於ける、第一委員會第一回會議に於ては、支那王代表釐金廢止計劃に關し
覺書を提出し、之れに對し、日置全權は、二十六日の開會に際し、提案したる國定協定稅率及差
等稅率の是非に關し附説し、前者を推奨する所あり、英・米其他の各代表亦所見を述ぶる所あり
しが、尙具體的辦法を言明せる者なし。
二、同十一月三日の第一委員會第一會議に於ては、支那全權より關稅自主權承認聲明を要求し、英
國全權マックレーの自主權承認に關する言明及日本全權の自主權並に暫行規定に關する意見の發
表あり、次て米國全權マクマレーの加稅及廢釐に關する詳細なる提議説明ありたり。
三、同十一月六日の第二委員會第一回會議に於ては、王全權の附加稅に關する主張に繼ぎ、顏惠慶
の附加稅案に對する陳述及蔡全權の奢侈品の分類に關する説明あり、芳澤全權は日本政府の計劃
案を朗讀したるが、同案中には、整理公債のモラトリアルに關する提案あり、次で米國全權スト

ローンは前會に提出したる米國案の内容を詳細に解説し、伊國全權セルチモは支途問題に就て提言する所ありたり。

四 同十一月十三日の第二委員會第二回會議に於ては、支那全權は、日・米案に對する意見書並に附加稅收入基金委員會設置案を提出し、英國全權は、議會の整理及進行に就て意見を述べ、且自主權問題を後廻はしとし、華府會議の範圍內たる附加稅二分五厘の件を討議すべき旨を論じ、王全權之に應酬し、問題紛糾するに至りしを以て、英國全權は、主として米國案に依りたる調停案を提出し、説明する所あり、佛國全權マルテルは本會議に於て、始めて廢釐加稅並に陸境關稅に關し、具體的方針を聲明せり。

五 同十一月十四日の第二委員會第三回會議に於て、支那代表が自主權問題に關する決議案を提出したるに對し、英・米・佛全權の不同意説明、和蘭全權の修正案提出等あり、或は停頓に至らんとする情勢に在りしが、遂に日・英・米・佛・支五國全權より成る小委員會を設置することとし、自主權問題の命脉を維持することを得たり。

六 同十一月十七日の小委員會に於ては、前記日・英・米・佛・支の五國全權出席し、王全權より自主權の無條件承認の草案を提出し、決議案として採擇せらるゝに至れり。

七 同十一月十九日の第二委員會第四會議は、前記小委員に於て決議したる自主權案を可決し、尙

支那案の增收關稅の使途及稅率に關する小委員會設置に就て討議する所あり、即增收使途問題を第一小委員會、稅率問題を第二小委員會とし、更に支那提議の四項目中、釐金廢止準備金を第一專門委員會に、内外債整理・建設費及行政費問題を第二專門委員會に於て討議することとしたり。斯くて關稅自主權問題は、支那側の希望通り解決せられたるものとす。

八 同十一月二十一日の釐金專門委員會に於ては、日・英・米・佛・伊・支六國全權及專門委員等出席し、外交次長曾宗鑑を議長とし、支那側より財政整理會作成に係る、釐金其他内地稅に關する收入表を提出して、廢釐の具體的方針を發表し、各國委員より質問應酬あり、釐金の定義に就き討議を重ねたり。且同日支那側にては、增收關稅管理の爲め、臨時關稅基金委員會を新設することとなり。

九 同日其他の目的に關する專門委員會に於ては、財政整理會の調查案を提出し、就中債務整理に就て討議する所あり、同會議は主として財政部所管に屬するものとし、交通部債務に就ては、次間に譲ることとし、決定を見ず。

十 同十一月二十三日の附加稅率小委員會第二會議に於ては、支那側より、奢侈品に關する詳細なる品目表並附加稅額算出方法説明書の提出あり、之に對し日・英兩全權の華府會議二分五厘附加

税案の主張あり、用途未定の際とて、同案は固より決議を見るに至らず。

十一 同十一月三十日同上委員會第二會議は、當時恰も郭松齡の獨立宣言に依り、奉天派内訌の爲、政局不安なりしに拘らず、税率委員會として開會、支那側は附加稅收入見込に關する詳細なる説明書を提出し、又日本側の要求に基き、乙種奢侈品に對し、更に説明を附加したり。

十二 同十二月十日第二委員會第五會議は、又時局不安裡に開會せられ、支那全權蔡廷幹より、貨物評價に關し提案し、各國全權との間に二三應答ありしが、結局該問題は、専門委員會に移すことを、又支那全權王正廷は、支那在住外人に對する課稅並に沿岸貿易稅廢止に關する、兩聲明をなせり。

十三 同十二月二十三日附加稅率小委員會第三會議に於ては、支那全權より、乙種奢侈品訂正表を自發的に提示し、之が理由を説明し、各國全權より二三質問應答あり、同日各國委員は、時局の爲、正式會議は當分中止すべきことを申合はせ、會議は休會となれり。但爾後非公式會議は引續き開催せられたり。

十四 十五年二月十八日第二委員會第六會議に於て、支那王全權は、暫行期間附加稅見積表、使途に關する決議案及二分五厘附加稅實施に關する決議・附加稅即行案を提出し、修正案と共に、日、支・英・米・佛・和の六國小委員會に於て討議することゝなれり。

十五 同二月二十日の小委員會第一會議は、前記王全權の二決議案並に佛國全權其他より提示せられたる修正案に就て審議したるが、意見の相違ありしため決議に至らず。

十六 同月二十四日の小委員第二會議は、附加稅の實施期手續並に奢侈品目の分類に關し、討議したるも決議に至らず、附加稅實施期に就ては専門委員會に附議することゝせり。

十七 同月二十五日の専門委員會第一會議に於ては、奢侈品に關し討議す。

十八 三月一日の同専門委員會議に於ても、同上事項に關し討議す。

十九 三月八日の小委員會第三會議に於ては、支那全權より、二月十八日の委員會に提出したる、支那側第二決議案の實行を要求したるも、議論あり討議に入らずして散會。

二十 三月十二日同上委員會第四會議は、附加稅の實施期に關し(到著主義に依る)、決定する所あると共に、使途問題及保管問題に關し討議したり。

二十一 三月十八日同上委員會議は、又附加稅實施期並に輸入品目表に就き討議したるが、決議に至らず。

二十二 四月九日専門委員會第三會議に於ては、日・英・米の協議に係る新稅率案を討議し、之が修正すべき部分及品目分類に關し異見を生じ、支那側より新に該品目表を作成したる上、再提議の議ありしのみにて散會せり。

同夜北京にクーデター起り、段政府倒潰、會議は再び停頓するに至れり。

第五 停頓中の會議と其後の經過

十四年十二月以降、十五年二月十八日迄及同四月以降は、動亂又は政局の變動に因り、會議は停頓するに至りたるが、尙非公式會議に依り、討議の進捗を計りたり。即十四年十二月末、會議休會後は、各國委員の非公式會議は、毎月曜日に開會すべき旨の打合せを爲し、其間討議せられたる重要問題は、一、過渡期間内附加税率、二、附加税の使途、三、内外債整理、四、陸境關稅、五、互惠協定等に關する事項とす。

附加税率問題に就ては、外支委員間、屢次非公式に會商し、各國代表毎週和蘭公使館に於て、討議を重ねたり、就中十五年一月に至り、附加税率問題に關し、日・英・米等の互讓あり、又一月二十日頃、日支互惠條約締結の交渉開始せられたるも、支那側の拒絶する所となれり。

四月に於ける會議の停頓に際しては、英國全權は米國全權を勧かし、同月十九日本會議打切の希望案を、我國始め關係各國全權に内達し、意見を求むる所あり、更に五月英國全權ビール氏は日本經由歸國の途に就き、列國は華府會議條約の二分五厘附加税の實施に止め、或は現狀の僅會議を停止すべしとの風聞を傳へ、關稅會議の前途甚だ暗澹たるに至れり。

支那政府は段氏下野後、一部委員の更迭を行ひ、四月二十九日顏惠慶・蔡廷幹・胡維德・楊永泰

等出席會議を開き、次で五月十一日支那關稅會議委員會の名に於て、會議進行に關し、支那政府の意見を披瀝したる通電を發したり。其意見中主たるものは、税率、底釐及償債に關するものとす。一方我政府は、五月二十二日我兩全權に對し、既定の方針に基き、一、華府條約に依る附加税引上に關する件、二、自主權施行前に於ける差等税率に關する件、三、自主權施行後に於ける特別協約設定に關する件、四、增徵金の使途に關する件、五、保管銀行に關する件等に就き、逐次協議の上、解決に努力すべきことを訓令せり。

次で五月二十九日、前記支那委員は、二分五厘加稅及商品分類表に關し開議せるあり、六月五日吳佩孚は、自主權恢復の目的貫徹を聲明したり。然るに同月十日列國代表は和蘭公使館に非公式全權會議を開き、英國全權マックリーは附加税即行案のみを以て、會議の打切を主張し、日本委員は、一般條約と附加税即行案との不可分を力説したるが、支那正式政府の確立到底遠賭し難き状勢なりしを以て、七月三日、日・英・米・佛・伊・白・和・葡等の各國公使は、和蘭公使館に會合し、關稅會議停止に關する共同宣言書を發表し、主席公使より之を外交部に通告すると共に、各國代表亦各聲明する所あり。例へば日本公使館の聲明に依れば、「支那の全權委員が、諸外國の全權委員と共に、諸種の問題の討議を再開し得るに至らば、遲滞なく會議の事業を進行せしむべき、眞摯なる希望を有するものなり」と謂ひ、英國公使館は「華府條約の規定と精神とに順應したる合理的主張あれば、

固より商議に應すべく、又次の會議に際し、支那委員が華府會議附加税を直に實施すべき方法を提出し、關係各國の同意を得るときは、英國政府は、關稅會議を停會又は斷絶するものに非ず、這回は支那政局の發展に依りて、關稅條約締結の交渉を中斷するに在り」と云へり。英國の眞意が、華府會議の加税を主眼すること、毫も當初の方針と異動せざる點、特に注目すべき現象なりとす。

右聲明に對し、四日支那側特別委員の顏惠慶・王寵惠・蔡廷幹及楊永泰は會議を開き、對策を攻究したるが、其結果關稅會議は支那政府が自動的に召集したるものにして、停會の如きは、支那政府に於て決定すべきものなるに依り、各國代表の通告に對しては重きを置かず、先づ支那政府にて委員の補充を行ひ、各國に對し會議の繼續を通告すること、せり。

翌六日吳佩孚は、再聲明書を發し、若し列國が關稅會議を破壊せば、支那は自動的に關稅自主を宣言すべき旨を公表し、次で七月十四日、支那は臨時國務院會議を開き、關稅會議委員會章程修正案を決定し、同時に關稅會議全權及委員十二名を任命したり。會議に出席すべき全權委員を蔡廷幹・顏惠慶・王寵惠・張英華・顧維鈞及王蔭泰の六名とし、其他の委員は楊文愷・張志譚・梁士詒・潘復・馬泰及夏仁虎の六名とす。次で十五日居仁堂に新全權委員の第一回會議を開き、會議の續行に關し、左記三段の方法に出づること、せり。

一 關稅會議特別委員會より、各國代表に對し、支那側の同會議章程改正及委員補充に至る經過を述

べ、繼續開會を請ふ公文を發すると同時に、外交部より駐外各公使に打電し、各本國政府に對し、繼續開會を懇請せしむること。

二 外交部より人を派し、債務整理の手續に關し、豫定方法を協商せしむること。

三 關稅增徵後の用途に關しては、支那側より自動的に必要な規定を設け、又税率に關しては別に修改關稅々則委員會を設け、之が解決を圖ること。

翌十六日外交總長蔡廷幹は、口頭を以て關稅會議の續開を列國全權に通告し、又各全權個々に對し、秘書を派し、口頭を以て委員の任命を報告し、且續開に關する意向を探究せしめたり。越えて十九日蔡廷幹は、各國全權に對し、同月二十三日より居仁堂に於て關稅會議非公式全權會議を開催すべき旨通知せる結果、同日支那側は蔡氏を始め五代表、日・英・米・佛丁・白和・伊諾・葡・西瑞の列國よりは全權又は其代理者會合し、蔡全權より新代表を紹介すると共に、會議の繼續を説述せるが、列國代表は孰れも、明確なる意思表示を避けたるが爲め、有效なる打合を見ずして散會し、斯くて關稅會議は、事實上無期延期となるに至りたるものとす。

第二章 各國提案の比較

這回の關稅會議中、會議の首腦者たる、日・英・米・支の列國より提示したる原案に、包含せられ

第二章 各國提案の比較

たる事項にして、討議の上可決せられたるものは、支那案の自主権回復に関する一項にして、其他は凡て懸案として残りたるものとす。今昨年支那側より提示せる比較表に基き、日・英・米・支案の大綱を示せば左の如し。

事項	日本案	支那案	米国案	英國案
第一、關稅自主権 第二、風金廢止 イ、原則	自主権享有的原則承認 支那は聲明に從ひ三年 以内に釐金を廢すへし	無條件自主を主張 國定率施行と同時に釐 金及類似の税を廢止す るべき類似の内地税を 廢止すへし	自主権享有的原則承認 支那は風金及協定せら るべき類似の内地税を 廢止すへき決意を聲明すへし	自主権享有的原則承認 支那は風金其他内地税 を廢止すへき決意を聲明すへし
A準備 ロ、實施手續	(一)、厘金制の調査六箇月(一九二五、一二、一、一九二六、五、三〇) (二)、厘金廢止方法の討議決定(一九二六、六、一、一九二六、一一、三〇) (三)、補償の爲公債發行四箇月(一九二六、八、一、一九二六、一一、三〇)	(一)、厘金制の調査六箇月(一九二五、一二、一、一九二六、五、三〇) (二)、厘金廢止方法の討議決定(一九二六、六、一、一九二六、一一、三〇) (三)、補償の爲公債發行四箇月(一九二六、八、一、一九二六、一一、三〇)		

B實行	C補償	同上
	モラトリアルムに依り三年間整理公債元利の支拂を猶豫し其資金を以て之か補償に充つ	
	月(一九二七、一、一、一九二七、二、二九)(二)、五十支里外内地常關四箇月(一九二七、二、一、一九二七、六、三〇)、其他厘金廢止八箇月(一九二七、七、一、一九二八、二、二八)	月(一九二七、一、一、一九二七、二、二九)(二)、五十支里外内地常關四箇月(一九二七、二、一、一九二七、六、三〇)、其他厘金廢止八箇月(一九二七、七、一、一九二八、二、二八)
	一、鐵道厘金廢止二箇月(一九二七、一、一、一九二七、二、二九)(二)、五十支里外内地常關四箇月(一九二七、二、一、一九二七、六、三〇)、其他厘金廢止八箇月(一九二七、七、一、一九二八、二、二八)	一、鐵道厘金廢止二箇月(一九二七、一、一、一九二七、二、二九)(二)、五十支里外内地常關四箇月(一九二七、二、一、一九二七、六、三〇)、其他厘金廢止八箇月(一九二七、七、一、一九二八、二、二八)
	モラトリアルムに依り三年間整理公債元利の支拂を猶豫し其資金を以て之か補償に充つ	モラトリアルムに依り三年間整理公債元利の支拂を猶豫し其資金を以て之か補償に充つ
	ハ、裁風確保の手段	ハ、裁風確保の手段

第三、暫行辦法

輸入貨物に對し二分五厘附加税を課す（奢侈品五分以内）

（一）、本條約調印後三箇月
（二）、普通品に對し附加稅五分
（三）、奢侈品甲類（煙酒）三割

不法に徵收されたる風
金は税關より全額を補
償す

て海關に辦償制度を設
く（尙内國稅不當賦課
防止の爲保障問題を考
慮す）

第四、國定稅率法

實施の條件
一、互惠協定稅率の實施（期間は條約にて決定）
二、厘金全廢

（一）、第一期
（イ）、一九二六年二月
一日以後凡ての輸入
品に對し、二分五厘
附加税を課す
（ロ）、一九二六年七月
一日以前より奢侈品
に對し附加税五分
（四）、輸出稅五分乃至
七分五厘

（一）、本條約調印後三箇月後
（二）、第二期
（四）、輸出稅五分乃至
七分五厘

（一）、新條約效力發生の
日より關稅自主が實現
する迄の暫行措置として賦課せらるべき附加
稅（五分以上）に對して
は、内地稅を課せられ
る規定を設く

同上

同上

同上

三、三年内の期間

一九二九年一月一日以前

同上

四、協定率實施と同時
たること

（参考）

一、協定稅率の有効期
間に関する日本の例
(十二年)

二、第二案「平均一割
二分五厘を超えず且開
稅條約第二條の規定と
矛盾せざる如き方法に
て差等稅率を適用する
もの」は第一様の採用、
により消滅せるものと
見るべし

第五、增收の用途
イ、範
圓

一、同上
二、内外債整理
三、政費充當

一、同上
二、内外債整理
三、同上

一、同上
二、内外債整理
三、同上

三、三年内の期間

一九二九年一月一日以

同上

四、協定率實施と同時
たること

（参考）

一、協定稅率の有効期
間に関する日本の例
(十二年)

二、第二案「平均一割
二分五厘を超えず且開
稅條約第二條の規定と
矛盾せざる如き方法に
て差等稅率を適用する
もの」は第一様の採用、
により消滅せるものと
見るべし

一、廢單補償
二、内外債整理
三、建設費

一、同上
二、同上
三、同上

一、同上
二、同上
三、同上

四、整理方法

A 内外債

(一) 直に不確實債務全部を整理すること
 整理すべき債務の範囲(内外債の全部)

(二) 財源
 裁厘、財政整理及行政費に充てる財源として左記を挙ぐるも、特に債務整理の財源として明記せず

(三) 公債の發行
 日より四箇月間に債務整理事務を行ふこと

(四) 一九二六年四月一日より四箇月間に關稅補償、債務整理及建設費の爲新公債を發行す

1、貿易の自然増加
 2、關稅剩餘
 3、關稅剩餘擔保解除
 4、必要あるときは整理公債の元利支拂に依る増收
 5、關稅收入を擔保とする整理公債を發行し落債権を棄換へしむ

五、整理方法

B 稽厘補償

(一) 支那に對し可及的公正莫大なることモラトリアム必要な場合には三年の準備期間整理公債の元利を措置

C 行政費

第六、保管制度

第七、陸境關稅問題

第八、條約實施

(参考)完全なる關稅自主権實行に至る迄の過程

(一) 二分五厘附加稅
 (二) 國定稅率實施(支那案三年以内)

(一) 五分、二割、三割
 (二) 附加稅實施(三年以内)

(一) 二分五厘附加稅
 (二) 加稅
 (二) 輸入品五分、一割

(一) 一九二六年より普通行出二分五厘暫修品五分とす

(三)、協定率實施 全なる關稅自主権時 代)	二分五厘、輸出品五分 七分五厘附加稅 一律又は差等稅率實施 (以上支那案に依る三年以内)
(四)、廢厘 (五)、協定稅率有效期間 滿了	(四)、廢厘か否かを決す (五)、國定稅率實施(完 全なる關稅自主権時 代)
(二)、新條約效力發生の 日より國稅自主が實現 する迄の暫行措置として 賦課せらるる附加稅 五分以上、輸入の煙酒 其他には若干率、又輸 出品に對しても若干率	

更に以下列國委員より提示し、又は計劃したる成案を敍述すべし。

甲、英、國案

一、概言

附加稅は一、過渡期間には、關稅增收以外、支那の收入を相當加増する見込などと同時に、一、急激なる高率の增收は、收入上より見ても、危險なるが故に、現存輸入稅率の二倍見當を至當となせり。

二、厘金廢止

イ、厘金補償附加稅を課す(本附加稅を支拂へば、爾後一切の課稅を免る)。

A、稅率 二分五厘(奢侈品には更に高率)。

B、徵收 海關に於てす。

C、取扱 一般關稅とは分離して取扱ふ。

1、海關より直接地方に裁厘補償として支拂ふ。

2、關稅擔保債權の優先權の問題を生せず。

3、現在抵代稅若くは厘金を支拂ひ居る貨物に對しては、新なる負擔とならず(開港場にて消費せらるゝ貨物に對しては然らず)。

ロ、内地品にも現在の抵代稅制度を擴張す(支那側に一任す)。

ハ、右附加稅收入は、一九二四年度には、約三千九百四十萬元(輸出入稅收入の半)。(制度實施後は、優に四千萬元を越ゆべし)。

三、附加稅率

	現行率	附加稅	計	裁厘附加稅	計
イ、普通品	五 分	二分五厘	七分五厘	二分五厘	一 割
乙	五 分	七分五厘	一割二分五厘	二分五厘	一 割五分
甲	五 分	一割七分五厘	二割二分五厘	二分五厘	二 割五分

四 附加税実施期 條約批准の日（相當の豫告を以て）

五 附加税收入

一九二七年度に於て（單位千元）

一、五分税收入 六七,〇〇〇

（毎年自然增收二百萬元の外、一九二七年には税率改訂に依る增收四百萬元あり）

一、附加税收入

普通品 三三,五〇〇

乙級奢侈品 一四,七五〇

甲級奢侈品 一三,三五〇

計六一,六〇〇（自然增收を見込ます）

一、外國輸出税收入 二三,二〇〇（毎年自然增收五十萬元

一、同上現實五分に

依る增收 一三,九〇〇 同上三十萬元

總計 一六五,七〇〇

外に生産税 二,二〇〇 每年自然增收十萬元、附加税実施後は稅收倍加すべし

總合計 一六七,九〇〇

右より一、海關費用

一九二三、四年平均 一八,五〇〇 嘴稅より支辦の分を含ます。

二、關稅擔保内外債

債還額 九〇、八五〇

差引剩餘 五八、五五〇

六 使途順位 前記剩餘の使途は左の順位に依る。

イ、關稅增收上に擔保權を有する債務の償還。

ロ、整理公債の償還（一九二七、八年は年額四千萬元）

ハ、鐵道公債の一追加擔保（最高年額一千萬元剩餘あらば一二に充つ）。

ニ、建設費及行政費。

イ、一九二七年より整理を開始す。

ロ、一九二七、八年には四千萬元を整理に充當す。

ハ、整理すべき債務總額決定の爲、先決すべき事項

- 1、整理すべき債務の條款提出。
- 2、換算率。

3、延滞利息の計算方法。

4、債務額の切下げ又は市價或は賣出價額に依る減額の可否。

ハ、各種債務の分類及順位(例へば賣掛代金及承認せられたるクレームに先順位を認むること)。
ホ、専門家委員會をして具體案を作成せしむること。

シ、償還資金の保管 整理公債の信用を維持し、市價を保持する爲には重要な問題です。
(Tariff Conference Notes, Dec. 24, 1825, Proposals for financing likein
abolition and other purposes, on lines of Japanese Scheme, prepared
by the British Delegation.)

及十四年一十五日日本専門委員英國案概要參照

乙、米國案

I 税率

1、輸入税

イ、決定せらるべき計劃の遂行に必要なる額迄増加す、但
ロ、買易を阻害せあること。

ハ、華府條約協定率は一九二六年中可成的速に實行のこと
(假りに四月一日として算定せり)。

ニ、米國案に基く附加税の實施期間は、一九二一七及一九二二八年をす。

ホ、税率平均五分とす (Not flat rate, but graduated scheduled of duties.)

ヘ、收入額は一九二四年度五七・一五六・七八七元、之を基礎とし、自然增收を加へたること。
二、關稅純收入基礎は、一九二四年九一・五〇〇・〇〇〇を以て、毎年四バーセントの自然增收を加
算す。

II、厘金

(1) 補償金全部を關稅增收のみに求むべしに非るべし (事實上の算定は、金額三箇年九千
萬元を支出す)。

(11) 一九二六年より漸進的に廢止すること。

III 整理

(1) 總額 假りに十億元とす。

(1) 利率

四分	一九二七一年
五分	一九二九年
七分	一九三二年

(3) 期限 二十年間(一九二七—一九四六年。)

(4) 元金償還 一九二七年より開始し、最後迄毎年五百萬元を漸増。

四 政費及建設費

一九一六年	一九一八年
一九一七年	一九一九年
一九一八年	一九一〇〇〇〇

(American Delegation, Rates and Purposes, minimum Estimates, Dec. 22 1925)

丙、佛國案

一 原則

本案は附加税率と、各種支途に要する金額とを、調節按配することを目的とする。而して支那側の主張する使途は、一、厘金の急速廢止、二、不確實債務全部の整理、三、政費及公共事業費とする。

二 輸入税

輸入稅收入增加の割合は、一九二四年度を基礎とし、毎年自然增收最低五分と見積りたり。實際の例は、一九二四年には九分五厘、一九二三年には六分九厘、一九二二年には六厘、一九二一年には一割八分四厘、一九二〇年には八分三厘即ち平均八分三厘なれど、内輸に見積りたり。而して一九二六年には税率の改訂行はるべきを以て、一九二七年度は別に五分の増加を見積りたり。

三 輸出税

一九二九年度の輸出稅收入見積を爲すに當りては、一九二四年に於ける事實外國に輸出せられたる貨物に對する輸出稅收入を基礎とし、之に前述の點を考慮し、毎年五分の增收を見積りたり。尚厘金が現實に廢止せられる際には、其補償として五割の附加稅を認むることせり。

四 附加税

米國案は最も好く貿易業者の利益と支那政府財政上の必要とを調和するものと認めらるゝを以て、米國案の趣旨に依り、(一)、一九二六年は九箇月間華府條約所定の附加稅を、(二)、一九二七年及一九二八年は平均五分の附加稅を、(三)、一九二九年は平均七分五厘の附加稅を、課すること、し、自然增收年額に關しては、前同様の見積りを爲せり。故に平均五分即ち四分及七分の附加稅(本稅と合し九分及一割二分となる)は最良且最衝平なるものと認めらる。尚一九二九年以後の輸

入税は、平均一割二分五厘と假定するも、煙草に對しては、若し最大の利害關係國に於て、異議なきときは、更に高率を負擔せしめ得べし。

五、關稅收入(附加稅を含む)

一九二六年度の收入は、關稅總收入(附加稅を含む)より、噸稅收入を減じたる額(一三七、二五〇、〇〇〇元)を擧げ、一九二七年八年度は、右の外抵代稅收入を計上せず(抵代稅收入は、後述厘金補償附加稅と共に、別に之を計上す)。但沿岸貿易稅及内地移出稅收入を含まし。一九二九年以降は輸入稅及外國輸出稅收入の合計を掲ぐ(一九二九年度二一八、五〇〇、〇〇〇元)。

各種稅收を見るに、一、五分稅收入は一九二四年を基礎とし、二、毎年五分の增收を見込み、一九二六年には六三、〇〇〇元、三、一九二七年後には、別に現實改定に依る增收五分を加ふ。

附加稅收入は、一九二六年度は、華府條約所定附加稅九箇月分二七、〇〇〇、〇〇〇元、一九二七年度平均五分六九、三〇〇、〇〇〇元、一九二八年度同じく七一、七六五、〇〇〇元(前年度に五分を加ふ)とす。

六、關稅剩餘の算出

前記關稅總收入より、一、關稅擔保内外債務償還所要額(バードー案に依る)、二、新整理公債元利償還所要額を差引き、其殘部を剩餘として、各種用途に充つ、一九二六—一九二八年的三箇年剩餘

餘總額一億四千五百萬元あり。之より(イ)裁厘準備費用九千萬元を控除したる殘額五千五百萬元(此外後述抵代稅收入あり)は、(ロ)支那政府の行政費及(ハ)公共事業費に充て得べし。尙將來收入增加せるときは、必要に應じ、收入の一部を、(イ)或種の公債の擔保とし、(ロ)裁厘補償費の補充に充つることを得べし。

七、債務整理(米國案に依る)

整理債務總額十億元と假定し、利率は一九二七—一八年四分、一九二九—三一年五分、一九三二—四六年七分とし、元金償還は、一九二七年より始め、二十年間に完済す(一九二七年度五百萬元、爾後毎年五百萬元を増加す)。

八、厘金補償附加稅(Surtaxe de compensation des liens)

支那政府及或國の代表は現行抵代稅を基礎とし、別個の厘金補償附加稅を課すべきことを提議し、其稅率は抵代稅と同じく、輸出入稅の五割とす。一九二七年及二八年の二年間は嚴密なる意義の厘金補償附加稅を課せず、現在の抵代稅制度は從來と同じく、任意的のものたり。只其收入を厘金の補償として地方に分配し、又本制度を支那の商人にも及ぼすことすべし。其結果本件收入は著しく増加し、厘金廢止準備は、此過渡期的措置に依り行はれ得べし。

一九二九年以降は、輸出入稅以外に、右特別附加稅(La Surtaxe speciale)は之を強行するものと

す。但生産税 (droits d'assise) の制度に依り、現在厘金の大部分を負擔する支那商人をも、本制度に與らしむるを正當とすべし。而して之に依り生ずる收入は、之を地方に分與せらるべき。以上は試案として提出せられたるものとす。

(Note pour les Travaux de la Conference Douanière)十五年一月四日佛國全權事務所より提示せる佛國側提案)

丁、伊國案

第一 提案の要綱

- 一、一九二九年一月は現行五分税を実施し、二月より華府協定附加税を実施す。
 - 二、一九二六年五月より左記附加税を実施す。
- イ、普通品 五分 (現行五分の外)
- ロ、奢侈品甲級二割 (同)
- 乙級一割 (同)
- 三、一九二九年より支那國定税率實施、但其收入は前記二案の收入より少からざること。
- 四、以上の收入を以て支那債務十億元を二十箇年間(一九二六—一九四五)に整理するものとす。
- 但年利平均七分、原債権の利率八分以下のものは、原定利率に依る、元金の償還は初め四年間

据置(一九二六—一九年)。

第二、提案内容の説明

A、整理財源たる關稅收入の算定方法

甲、現行税率の海關收入

一、總收入 (一九二四年度)	六九,五〇〇,〇〇〇兩
二、自然增收 (年四分増率)	五,五六〇,〇〇〇
三、常關 (一九二四年度)	四,二〇〇,〇〇〇
合計	七九,二六〇,〇〇〇
一、五〇にて換算	一一八,八九〇,〇〇〇元
收稅費	一〇,〇〇〇,〇〇〇
差引純收入	一〇八,八九〇,〇〇〇
乙、華府協定税率による收入	二八,五七五,〇〇〇元
一、二分五厘輸入附加税	
二、(一九二四年度輸入税の半額)	

第二章 各國提案の比較

第二章 各國稅率の比較

40

二、二分五厘奢侈品附加稅甲級

同 乙級

一、八六〇、〇〇〇
六、八〇〇、〇〇〇

(奢侈品は、一、及二、の各二分五厘を加へ五分とす)

三、自然增收（一九二五、六年分）

二、二八〇、〇〇〇
三九、五一五、〇〇〇

丙、伊國案稅率に依る收入

一、五分輸入稅（乙の華府協定率の二倍）

五七、一五〇、〇〇〇

二、自然增收（同上）

四、五六〇、〇〇〇

三、奢侈品

甲級、一割五分（一の五分の外）

一一、一九〇、〇〇〇

乙級、五分（一の五分の外）

一三、六〇〇、〇〇〇

合計

八六、五〇〇、〇〇〇

即一九二六年の收入

前記甲の十二分の一（一九二六年一月現行稅率）

九、〇〇〇、〇〇〇元

同 甲及乙の十二分の三（同年二月—四月華府稅率）

三七、〇〇〇、〇〇〇

同 甲及丙の十二分の八（同年五月—十二月伊國案稅率）

一三〇、〇〇〇、〇〇〇

合計

一七六、〇〇〇、〇〇〇

一九二七年度及其以降の收入

一九五、三九〇、〇〇〇

甲及丙の合計
自然增收率八分に依る金額約千五百萬弗は、別途に計算し、以て收入減少の場合に於ける準備資金となせり。

B、關稅收入の使途

一、現存關稅擔保債務償還資金一九二六年度分

九〇、〇〇〇、〇〇〇弗（毎年遞減す）

二、釐金廢止補償金自一九二六年至一九二八年度分

三〇、〇〇〇、〇〇〇

三、民政費（一九二六年度以降）

一〇、〇〇〇、〇〇〇

第二章 各國稅率の比較

41

四、新整理公債利息

一九二六年度半箇年分 三五,〇〇〇,〇〇〇
一九二七年度以降一年分 七〇,〇〇〇,〇〇〇

但一九三〇年度より元金の償還を開始するに依り、一九三一年度より利拂金遞減す。

五、新整理公債元金償還資金

一九三〇年度より開始 三五,〇〇〇,〇〇〇
一九三一—三二年度 四五,〇〇〇,〇〇〇
一九三三—三七年度 五〇,〇〇〇,〇〇〇
一九三八—四五五年迄遞増

六、支那政府へ解除すべき剩餘

一九二六年	一〇,六〇〇,〇〇〇元
一九二七年	八〇〇,〇〇〇
一九二八年	五〇〇,〇〇〇
一九二九年	三二,八〇〇,〇〇〇
一九三〇年	三一,一〇〇,〇〇〇
一九三一年	六,七〇〇,〇〇〇
一九三二年	一〇,三〇〇,〇〇〇

以下毎年遞増

第三、支那政府の政費資金

支那政府の政費資金としては、前記附加税より支出する一千萬弗の外、鐵道剩餘、鹽餘、烟酒稅、崇文門稅、不動產移轉稅及關稅自然增收前記千五百萬弗ある。(Memorandum prepared by the Italian Delegation, Jan. 11, 1926)。

戊、和蘭案

第一、概 言

和蘭案の要領は、一、大體に於て英國案を支持し、二、賣掛代金現金支拂の爲特に新債募集のこと、三、整理案中に内債を含まざること、四、其結果整理すべき債権を五億とすること、五、整理資金を別に積立て自主権回復後と雖も存續せしむること、六、利率を年六分とすること、七、不完全擔保と無擔保とを區別したこと等なり。

第二、支那國債と其財源

一、三大財源(擔保)左の如し。

イ、關稅收入(他の資源は激減せるに依り、一に本稅の附加税に依る)

ロ、鹽稅收入(激減)

ハ、鐵道收入(同)

二、國債總額は、支那の面積人口及既設鐵道の價值等を考慮するどきは、寧ろ少額にして、其額二億五千萬磅とす（和蘭と同額にして英の三十分の一に過ぎず）、而して其過半額は關稅及鹽稅を擔保とするを以て、他の無擔保分を確保するは容易なりとす。

第三 支那國債の整理

一 不完全擔保及無擔保債權の額額は未定なり。但し内債を除く五億元とす。但實際財政部三
八八、一九八、五七五元、交通部二五一、三八五、三一六元にして、計六三九、五八三、八九一元な
り。而して其内不參加債權者の分を約一億三千萬元と見積りたり。（交通部債務總額は六〇一、
二二五、七三五元なるも、内湖廣、津浦鐵道借款七三、六四一、〇九〇元、鐵道支拂基金に入る
べき二四三、六九九、三三七元、英佛公債三一、五〇〇、〇〇〇元を控除し、殘額二五一、三八五、
三一六元となる）。

1、順位としては即ち(イ)關稅に第一權

もの、(ハ)無擔保のもの。

なり（整理公債に乗り換ることなく）、殊に鐵道公債の如き低利公募のものは殊に然りどす。

外に賣掛代金は、特に別個有利なる考慮を要す。即ち出來得べくんば、一九二六年五、六百萬磅の公債を募集し、其代金を以て現金支拂を爲す。支那政府の些したる新負擔とならざる

公募を爲すこと、難事に非るべし。

四、利率 年六分

五、德道其附
二十簡年

1、 經過期間中 關稅附加稅收入を以て獨立基金を作る。
2、 自主権回復後 本資金制を存續す(一九四六年整理公

關稅收入の四割見當を月額積立とす、但最大限は一箇年所要額の月賦額、是
〇〇〇、〇〇〇ルーブル。(Suggestion of the Netherland Delegation, Jan.12 1926)

第一、範例

事實上中央政府の負擔せざる不確實内外債の全部 卽
1、財、交兩部の直接債務にして、無擔保並に不完

第一範例

聖經上說耶和華在以色列地外作的全邦，自

2、交通部の管下に在る公共營造物よりの収益を以て、支辨し得べき性質の債務は包含せず。

第二、支拂擔保

- 1、過渡期間は毎年の關稅附加稅の一定部分(三割及自然增收)
- 2、自主権回復後は、毎年の關稅收入の一定額(同上)

第三、金額の決定

各公債前貸債務の條件及金額は整理に先立ち、公正且衡平に改算せらるべきこと。
全額は八億元と見積り十分なるべきこと。

其決定方法は(1)、債務の審査、(2)、債務金額が支拂はれたるや否や、事實上契約通り物品が引渡されたるや否やを取調べること、(3)、關稅會議開催の不必要なる延期に基く利息及諸費用を廢棄し、及延滞利子を一定率に限局すること(或場合には延滞利息及諸費用を廢棄すること)、(4)、舊公債の發行價格を以て、債權算出の基礎とすること等なり。

第四、新舊債務の引替 各債務決定金額と同額の整理公債に引換のこと。

第五、償還方法の決定 利息及元金の償還は、一定の償還基金に依り支拂はるゝ様、適當に按配決定せらるべきこと、其條件左の如し。

1、總ての債務は、其性質の如何を問はず、一様に整理せらるべきこと、舊債務附帶の利權は、

凡て無効たるべきこと。

2、利率は最初低率とし、遞増すること(最初四箇年三分、次の九年四分、最後の十七年五分)

3、償還基金の充當(第一に利息を支拂ひ、殘額は全部元金の償却に使用す)。

4、償還期限は三十年とす。

5、整理機關 財政部及財政整理會

6、基金管理 基金の確實と安全との爲め、適當なる方法を案出す。

7、財政整理會の債務表中に包含せらるべき債權あるときは、交渉調査の上、若其債權が中央政府の債務なりと決定せば、整理案に包含せしむ。

8、賠償金は外交部に於て決定せしむ。

庚、日本案

日本側當初の計劃は、モラトリアム案に依り、華府會議所定の二分五厘附加稅を以て、財政整理を行はんとするものにして、其根據は下の如し。

一、中間期間に於ける財源

民國政府歲入の財源は、關稅、鹽稅剩餘、烟酒稅、印花稅及崇文門稅とす、而して

(1) 關稅二分五厘附加稅に依る增收(内輪に見積る)、本稅及剩餘は左の如し。(單位千元)

第二章 各國債券の比較

年 次

二五附加税増収額 現行關稅收入との加算額

關稅剩餘

一九二六 三一、五〇〇 一二八、九〇〇 三一、九〇〇

一九二七 三三、〇〇〇 一三四、六〇〇 三三、六〇〇

一九二八 三四、五〇〇 一四〇、三〇〇 三四、三〇〇

(2) 勞務に關しては、其擔保債權の元利償還所要額を扣除したる剩餘額は、(單位千元) 一九二六年三一、三六〇、一九二七年三一、四七三、一九二八年三一、五八五に上るべき見込なり。

(3) 煙酒稅は各年九十萬元、印花稅は各年四十萬元、崇文門稅は第一年及第二年一、四〇〇、〇〇元、第三年度に於ては、廢厘の結果其收入なるべきも、一方此減收に對する補償あるを以て、實收には減少なきものと豫定し、以上(1)乃至(3)の諸收入合計は、第一年度六六、九六〇、〇〇〇元、第二年度六八、七七三、〇〇〇元、第三年度六九、五八五、〇〇〇元に達すべし。

二、中間期間に於ける使途及金額

中間期間の使途としては、(イ)廢厘に伴ふ補償、(ロ)内外債の整理、(ハ)一般行政費の三項目とし、(ロ)の債務整理に就ては、既に十一月六日第二委員會に提議したるが如く、中間期間に於ては、元利支拂の猶豫をなすが爲め、財源充當の要なし。

(イ)廢厘に伴ふ補償費に關しては、支那側の説明書に徴し、一時七千萬元の補償を要するものとせば、毎年二千三百萬元を充當するの要あり。

第一、整理すべき債務の範圍

一、今回整理すべき債務の範囲は

- 1、外國債及内國債の兩者を含ましむ。
- 2、財政及交通兩部所管のものを含ましむ、但交通部所管のものに就ては、同部の財源に依り別途に整理し得べき債務は之を除く。
- 3、右兩部の直接債務のみならず、中央政府の元利支拂保證あるもの、及中央政府に於て、債務發生に際し、正式承認を與へ居るものと含ましむ。
- 4、無擔保及擔保不確實若くは擔保不充分なる債務を含ましむ。
- 5、内亂其他に依る損害賠償を含ましむ。

二、前項の債務と雖も、現實に債權金額又は之に相當する物品の授受無き債務に就ては、除外又は減額等、金額に關する査定を爲す。(備考)(イ)英國側債權中には現品未交付のものあり、又佛國にも本文所示の例あり、支那內債に就ては特に精査を要す、(ロ)我西原借款に付諸外國より

除外又は減額等不利益なる差別待遇の主張あるときは、極力平等の條件に依り整理に加入せしむること)。

第二、整理債務金額概要

専門家會議の結果を俟たざれば、精確なる債務總額を知るを得ざるも、既得の資料に基づき計算すれば、大體下の如し。

支那無擔保及擔保不確實債務額（借款團關係國の分は一九二五年六月末、其他は同年十二月末現在元利合計）

(1) 財政部所管	
外債	四六五、九三六、〇〇〇元
内債	一九〇、七六四、〇〇〇
計	六五六、七〇〇、〇〇〇
(2) 交通部所管	
外債	二八四、一二一、〇〇〇
内債	五一、六五六、〇〇〇
計	三三五、七七七、〇〇〇
合計	七五〇、〇五七、〇〇〇
外債	

内債	二四三、四二〇、〇〇〇
内外債總計	九九二、四七七、〇〇〇

右整理債務金額には、整理實行迄の利息を加算すべきに依り、其總額は當然十億元を越ゆべきも、重複のもの及現品未交付のもの等あるを以て、十億と概算して不可なかるべし。（備考一九二五年十月發行財政整理會調查に依れば一〇九八、〇〇〇、〇〇〇元なり）。

第三、整理財源

一、整理財源は、華府條約所定の附加稅增收額を基礎とし、之に將來の一般關稅自然增收額並に關稅擔保解除額を加へたるものとす。

二、右の方法に依り、整理財源が幾何に上るかは、左の通り算定したり。（單位千元）

一九二六年	三四、〇〇〇
一九二七年	三八、四〇〇
一九二八年	四五、五〇〇
一九二九年	六一、二〇〇
一九三〇年	六七、七〇〇
一九三一年	七一、五〇〇
一九三二年	八四、五〇〇
一九三三年	一〇〇、一〇〇

一九三四年	一〇六,七〇〇
一九三五年	一一五,九〇〇
一九三六年	一一七,〇〇〇
一九三七年	一二〇,三〇〇
一九三八年	一二三,五〇〇
一九三九年	一二六,七〇〇
一九四〇年	二二九,八〇〇
一九四一年	二五一,三〇〇
一九四二年	二五四,三〇〇
一九四三年	二三七,四〇〇
一九四四年	二五八,五〇〇
一九四五年	二七一,五〇〇
一九四六年	二八二,三〇〇
一九四七年	二九四,〇〇〇
一九四八年	二八八,〇〇〇
一九四九年	二八八,〇〇〇
一九五〇年	二八八,〇〇〇

三、右財源の全部を債務整理のみに充當し得ざるは勿論にして、一面廢厘の補償費及一般行政費の補給にも相當金額を充當するの要あり、是に於て其充當割合を如何にすべきやの問題を生ず。

第二委員會に於ける本邦側提案には、二分五厘附加税の實施を最初三年とし、而も同期間に内に廢厘の實現を表明したるに依り、右財源は廢厘補償費として優先に充當する要あり。而して同經費は十一月十九日支那側委員の説明せる所に依れば、九千萬元に上る見込なるを以て、若し此經費を支辦するときは、債務整理に充當すべき金額は極めて少額となり、一方行政費の控除をも考慮せざるべからざるを以て、債務整理に充當すべき財源なき結果となる。依つて此過渡期間に於ては、債務整理に對しては、財源を留保せず、元利の支拂を猶豫する外なく、既に本邦側としては、支拂猶豫を提議したり。

右の如く債務整理の爲充當すべき財源は、過渡期間經過後に係るものにして、其金額割合は、行政費補給の所要とも考慮したる上、一般關稅剩餘の毎年平均七割五分見當を充當することとし、整理の合理的具體案を作成せんことに努めたり。後記の試案を採用するときは、債務整理に要する財源金額は下の如し。(単位千元)

一九二九年	三六,一四三	一九三四年	七五,三〇〇
一九三〇年	五六,一四五	一九三五年	九五,九〇〇
一九三一年	五六,一四三	一九三六年	九三,五〇〇
一九三二年	七一,一〇七	一九三七年	一〇一,一〇〇
一九三三年	七五,三〇〇	一九三八年	一〇〇,〇〇〇

一九三九	九七、九〇〇	一九四六	一一四、八〇〇
一九四〇	九五、八〇〇	一九四七	一一九、九〇〇
一九四一	一一三、七〇〇	一九四八	一三五、〇〇〇
一九四二	一一〇、二〇〇	一九四九	一二八、〇〇〇
一九四三	一〇六、七〇〇	一九五〇	一三一、〇〇〇
一九四四	一〇三、二〇〇	一九五一	一三二、六〇〇
一九四五	一一九、七〇〇	一九五二	四、二〇〇

第四、債務整理案要綱

一、一般關稅收入を擔保とする新整理公債を所要額丈け(整理範圍に入る債權額を限度とす)發行し、之を整理を希望する債權者に交付す、即新舊債務の乘換へをなす。

二、整理公債の交付に依り、原債權は當然消滅す。尙特殊の契約あるものに付ても、契約條項中、元利金支拂并擔保に關する條項は削除せられるものとす。

三、前記の外、契約中に規定する利權に關する條項も、整理公債の交付に依り消滅したるものとす。(基本的協約の存するものは當然留保せらる)

四、整理せらるべき債務の發生事情、種類、現在擔保の性質若くは其有無、又は償還期限、其他の條件等に依り、整理の條件(利率、償還期限、償還割合、擔保順位等)を異にすることなく、

全部平等なる同一條件を以て、一括整理の方法を採ること。

五、新整理公債の利率は一定し、(但原利率が此一定率以下なるときは、原利率を以て整理公債の利率とす)且此一定率を決定するに當りては、整理財源が初めに少く、漸次増加する事情に顧み、當初は低率とし、後高率とする様按配すること。

六、整理財源又は公債取引上の關係等より、交付公債の件條に對し、己むを得ざる差等を設くる必要あるときは、各債權者一般に按分を以て適用し、債權の種類に依り差別待遇を爲さざること。

右の場合に於ては、前記四及五に依らず、利率及元利支拂方法の異なる二種の公債發行を避げざること。

七、新整理公債の具體的條件試案

前記財源の範圍内に於て適宜按配し、各種の考案を爲す、其一案左の如し。

(1) 利率

イ、一九二六一九二八年迄三箇年間	四分
ロ、一九二九一九三四年	五分
ハ、一九三五一九五二年	七分

右利拂に關しては、初め三年間は支拂を猶豫し、左の方法に依る。

A 此猶豫期間の利子額に相當する新整理公債を利拂期に交付すること。(原債權整理の爲

交付する新整理公債と同一條件のもの)。

B 少額債権者(例へば公募公債の少額所有者)の債権にして、(A)方法に依るを不便とするものは、右猶豫期間に於ける利子額を加算したる額面の新整理公債を、當初に於て交付す。

(2) 債還期限

一九二六年より起算し、滿二十六年間に元利を完済す、但元金償還は初年より六年間据置くものとす。

(3) 発行價格は額面とす。

(4) 新整理公債の元利表示貨幣は、原債務の貨幣に依る、但債権者の選擇に依り、一定の換算相場を以て、民國貨幣元に振替へ、「元」表示の整理公債を交付するも妨げず。

附記

債権者にして整理を不利と認め、整理より除外されることを希望する者に對しては、之を強制せず、原債権を其儘維持せしむ。

次で關稅增收率、收入及使途の問題に關し、本年一月日本委員の手に成れる試案の一を摘要すれば左の如し。

甲、關稅增收率及關稅收入見込額

第一 過渡期間

一、輸入稅附加稅率

原則は華府會議所定二分五厘奢侈品五分となしたるも、華府會議後の事態の變化を考慮し、附加稅は、(イ)普通品一律二分五厘(輸入稅率計七分五厘)、(ロ)奢侈品は差等稅率に依り、貨物を六級に分ち、即ち五分(輸入稅計一割)より二割五分(輸入稅計三割)とす。

本案は英國案の如く、厘金廢止補償の爲め、特別附加稅を徵せず。

二、附加稅增收の實施時期 一九二六年七月一日とす。

三、陸境關稅輕減率の撤廢

華府條約第六條所定の如く、輕減率の撤廢は、附加稅增收と同時に實行す。

四、輸入稅以外關稅各收入の増減

イ、輸出稅

輸出稅は、A、對外輸出貨物及B、支那貨物の内地移出に對し、共に現狀を維持す。

ロ、沿岸貿易稅 現狀の儘とす。(各國案同じ)

二、抵代税及常關稅收入

廢厘の實行に伴ひ、當然兩稅共廢止せらるべきものとす、但其時期及額は、豫定困難なるが、厘金廢止補償費として、各一年分收入の相當額を充當せんとする支那案より推定し、大體各一年分收入の減少を見るものと豫想せらる。

五、過渡期間關稅收入見積額

イ、關稅總收入

前掲附加稅其他本案實行の場合、過渡期間の關稅總收入は左の如くなるべし。

一九二六年	一四八、八〇〇、〇〇〇元
一九二七年	一八六、六五〇、〇〇〇
一九二八年	一九二、三五〇、〇〇〇
一九二九年	六三、〇〇〇、〇〇〇元
一九三〇年	七〇、〇〇〇、〇〇〇
一九三一年	七三、〇〇〇、〇〇〇

ロ、關稅各收入內譯

A、現行五分輸入稅 一九二四年實收五千七百萬元を基礎とし、毎年自然增收三百萬元、

尙一九二七年には現實五分改訂實施の結果、改訂に依る增收四百萬元を計上し、結局

一九二六年	六三、〇〇〇、〇〇〇元
一九二七年	七〇、〇〇〇、〇〇〇
一九二八年	七三、〇〇〇、〇〇〇

となる。

B、輸入稅的附加稅 二分五厘の附加稅は、前記の半額とし、一九二六年は六箇月分を計上し、即ち一千五百七十五萬元、一九二七年三千五百萬元、一九二八年三千六百五十萬元とす。

C、奢侈品に對する附加稅追加收入 一九二六年六箇月分一千四百二十五萬元、一九二七年二千八百五十萬元、一九二八年二千八百五十萬元とす、但自然增收を含まず。

D、輸出稅 一九二四年の實收三千四百萬元を基礎とし、之に自然增收年額百二十萬元を加算し、一九二六年三千六百四十萬元、一九二七年三千七百六十萬元、一九二八年三千八百十萬元とす。（自然增收は過去十年間即一九一五—一九二四年の平均を探る）

E、陸境關稅輕減率撤廢に依る增收 對日露陸境各關に於ける一九二三年乃至二四年の陸境輸出入稅收入平均年額（輸入稅九〇三、三五四兩、輸出稅一、五四一、八四二兩）の三分の一、及對英佛陸境各關の輸出入稅收入平均年額（輸入稅四四〇、三三二兩、輸出稅一六七、二一八兩）に付、輸入稅に於ては其三分の一、又輸出稅に於ては、其十分の四に相當する金額を收入とし、更に輸入稅に付ては、二分五厘附加稅相當額を加へて算出するときは、一九二六年六箇月間百四十萬元、一九二七年及二八年各二百八十萬元となる。

F、沿岸貿易税及噸稅 最近三年即一九二二年—二四年の平均收入二百五十萬兩即三百七十萬元を標準とす。

G、抵代稅 最近三箇年即一九二二年—二四年の實收年額平均三百十七萬七十千兩に照らし、一九二六年四百五十萬元、一九二七年及二八年は各二百二十五萬元とし、自然增收を含まず、尙ほ本稅は前述の如く廢厘に伴ひ廢止せらるべきものなるに依り、過渡期間に於ける減收は、合計一年度分に相當するものと豫定し、一九二七年及二八年に於ては各二百二十五萬元を減額豫定せり。

H、常關收入 最近四年即一九二二—二五年の實收年額平均四百四十六萬一千兩を基礎とし、一九二六年六百萬元、一九二七年及二八年各三百萬元とし、自然增收を含まず、而して一九二七、二八兩年度には、抵代稅と同じく半額を減額計上せり。

I、徵收費其他の支出 本經費に關しては、最近四年間即一九二二年—二五年の實績に徵するに、平均年額一三、四七七、〇〇〇兩即二〇、一七一〇〇元に上れり、(一九二二年一三、一三一、〇〇〇兩、二三年一一、五六〇、〇〇〇兩、二四年一三、八五五、〇〇〇兩、二五年一五、一四四、〇〇〇兩)、奢侈品に對する差等稅率の實行等に依り、海關經費減額の餘地なきを以て、二千萬元と計上したり、(英國は噸稅を特別勘定とし、收入中より除外し、徵

收費を千八百五十萬元と計上し、米國は千九百二十六萬元、伊國は一千萬元、佛國は僅に七百萬元を見込んだるが如し)。

ハ、關稅純收入 前記收入より二千萬元の徵收費支出を扣除したものとす。

ニ、關稅剩餘額 關稅純收入より既存關稅擔保債權還資金即所謂舊負擔所要額を扣除するときは、下の如く關稅剩餘額を算出し得べし。(單位千元)

年 次	關稅純收入	既存關稅擔保債權還資金		關稅剩餘
		一九二六	一九二七	
一九二六	一二八、八〇〇	八九、五二五	三九、二七五	
一九二七	一六六、六五〇	九〇、八五二	七五、七九八	
一九二八	一七二、三五〇	九一、五八五	八〇、七六五	
			一九五、八三八	
			計	
				六八、〇〇〇

而して右剩餘は債務整理及其他の使途に充當せらるべきものとす。

ホ、各國案の關稅剩餘比較表 (單位千元)

國 別	一九二六年	一九二七年	一九二八年	合 計
日 本	三九、二七五	七五、七九八	八〇、七六五	一九五、八三八
米 國	三二、八三五	七六、三六一	八二、三一〇	一九一、五一六
英 國	七、四〇〇	五八、五五〇	六一、七〇〇	一二七、六五〇
外に厘金附加稅	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	六八、〇〇〇	

	英國計		
佛 國	四七、七二五	四六、九五四	一九五、六五〇
外に過渡期抵代税		五〇、五六一	一四五、二四〇
		七、〇〇〇	一〇、〇〇〇
			一七、〇〇〇
伊 國	八五、六二三	一一〇、八六六	一〇九、五七八
支 那	七〇、六二八	七二、四一六	八一、二五四
			三〇六、〇六七
			二三四、二九八
佛國計			一六二、二四〇

第二、自主権回復後

一、輸入税率及收入見込額

自主権回復後の税率は、支那獨自の決定する所なるも、中庸を探り、假りに平均一割の税率とするときは、自主権回復初年度一九二九年に於て、一億五千三百萬元となる見込にして、一九二八年度に比し、千四百萬元の增加なり。本邦案の一割は、輸入税の全部にして、厘金補償税等を附加せず。(備考、自主権回復後英國案は、過渡期に比し税率引上げを豫定せず、一九二八年に比し自然增收二百萬元を計上し、米國案は二分五厘の増率の豫定し、且自然增收率四分を見込み、佛國案は米國と同じく二分五厘増率及自然增收五分を見積り、伊國案は増率を見込まず、但自然增收に於て八分と計上せり。而して支那は一九二九年に於て一千萬元、更に一九三六年に於て一千萬元の增收を見込みたり。)

二、輸入税以外の關稅增減

イ、輸出稅　過渡期と同じく現狀の儘とし、尙現實五分改訂をも行はず。

ロ、沿岸貿易稅　現狀維持とす。

ハ、噸 稅　同上。

ニ、抵代稅　厘金に伴ひ全廢せらるべし。

ホ、常關稅　同上。

三、關稅收入見積及關稅剩餘額

(1) 本案を實行したる場合、自主権回復後に於ける關稅總收入は左の如し。(單位千元)

一九二九年	二〇一、八〇〇	一九三二	二二四、二〇〇
一九三〇	二〇八、〇〇〇	一九三三	二二六、六〇〇
一九三一	二一四、二〇〇		

(以上各年共に自然增收年額六百二十萬元を見込たり)

(2) 右總收入内譯左の如し。

(1) 輸入稅

一九二八年の五分稅收入見積額七千三百萬元に、陸境輸入關稅輕減率撤廢に依る增收年額百萬元を加算したる七千四百萬元の二倍即一億四千八百萬元を以て、平均一割輸入稅收

入とし、之に自然增收年額五百萬元を加算して、一九二九年の輸入税見込額を算出し、以下毎年自然增收額五百萬元を加算したるものと掲ぐれば左の如し。（單位千元）

一九二九年	一五三、〇〇〇
一九三〇	一五八、〇〇〇
一九三一	一六三、〇〇〇
一九三二	一六八、〇〇〇

日本案 一五三、〇〇〇

英國案 一三四、六〇〇

外に厘金補償税
三五、五〇〇
計 一七〇、一〇〇

伊國案 一四八、〇六〇（一九二六年分）

外に一九二七—八年間八分の自然增收
三八、四八七

計 一八六、五四七

米國案 一七三、八四八

佛國案 一九一、〇〇七

外に厘金補償税

三八、二〇一
計 二二九、二〇八
支那案 一七五、〇〦〇
外 二二、〇〦〇

伊國案は自然增收率八分なるが爲、本邦案に比し著しく收入多額なるも、若し本邦採用の自然增收金額（一九二七—九年間計千四百萬元）を之に充つるとときは、本邦案に比する增收は九百〇六萬元となる。

佛國案は自主権回復後厘金補償税として、輸出入共に二分五厘の増率（增收五二、〇四七、〇〇〇元）を豫定するも、本表には其内輸入税に關する分のみの金額を計上したり。

支那案の收入額は推測に基く、即一九二八年度輸入税六千三百萬元、附加税一億二百萬元及一九二八年自然增收一千萬元を積算せるものなり。

以上各案共自然增收額の基礎共通ならず、従つて前表は實質上の比較を示せるものに非す。

(ロ) 輸出税

一九二八年的輸出税收入見込高三千八百八十萬元、之に陸境輸出關稅輕減率撤廢に依る增收年額百三十萬元を加算し、更に自然增收年額百二十萬元を加へて一九二九年度の輸出

稅收入とし、以下毎年自然增收年額百二十萬元を加算したる數字は左の如し。（單位千元）

第二章 各國提案の比較

一九二九年	四一、三〇〇	一九三二	四四、九〇〇
一九三〇	四二、五〇〇	一九三三	四六、一〇〇
一九三一	四三、七〇〇		

(八) 沿岸貿易税及噸税

兩稅共過渡期間と同額の算定を爲し、自然增收を見込まず、其額左の如し。(単位千元)

一九二九—一九三三年 各年 三、七五〇

(3) 徵收費等の支出及關稅純收入

(イ) 徵收費其他の支出は過渡期間と同額を見込み、各年共同じく年額二千萬元とす。

(ロ) 關稅純收入は總收入より徵收費等を扣除したるものにして、毎年輸出入自然增收六百二十萬元を加算したるものとす。

(八) 關稅剩餘額

關稅純收入より既存關稅擔保債權償還資金(所謂舊負擔)所要額を扣除するときは、關稅剩餘額を得、即下の如し。(單位千元)

年 次	關稅純收入	舊負擔所要額	關稅剩餘
一九二九	一八一、八〇〇	七九、五五〇	一〇二、二五〇
一九三〇	二八八、〇〇〇	七八、六八七	一〇九、三一三
一九三一	一九四、二〇〇	七八、五三九	一一五、六六一

(4) 各國案の關稅剩餘額比較、自主権回復後の關稅比較 (單位千元)

一九二九年度

國 別	關稅剩餘	日本案に比し増減
日本案	一〇二、二五〇	
英國案	七七、七〇〇	
外に廢屋補償	三五、五〇〇	
伊國案 計	一一三、二〇〇	十
一一三、八九二		
外に自然增收	一五、〇〇〇	
米國案 計	一二八、八九二	十
一二六、〇七九		
佛國案	一三八、九五〇	
外に厘金補償稅五二、〇四七		
支那案 計	一九〇、九九七	十
八八、〇七六		
一九三〇年度	一四、一七四	

第二章 各國提案の比較

第二章 各國提案の比較

日本案	一一〇、三一三
英國案	八二、四〇〇
外に厘金補償税三六、五〇〇	
伊國案	一一八、一二九
外に自然增收 一五、〇〇〇	
米國案	一四五、五六五
佛國案	一五〇、七三八
外に厘金補償税五四、六四九	
計	二〇五、三八七
支那案	八八、八三四
計	二一、四七九
九五、〇七四	
二二、八一六	
三五、二五一	
八、五八七	

乙、關稅剩餘の使途

一、概言

關稅剩餘の使途に關する各國案は

- (1) 不確實擔保内外債の整理
- (2) 厘金補償費
- (3) 行政費
- (4) 建設費

の四者を擧げること、各國共に大體一致する所なるが、右の中(4)は(1)及(3)の如く重要ならず。従つて(4)は過渡期間經過後に於てすべく、假りに同期間中建設事業の急を要するものありとするも、其所要額は多額に上らざるべく、關稅以外他に財源を求むるを得べし。

今本邦提案の使途に關する財源年額割を示せば下の如し。(單位千元)

一、過渡期間

	イ、債務整理	ロ、厘金廢止	ハ、行政費
一九二六年	二六、六〇〇	なし	一二、六七五
一九二七年	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、七九八
一九二八年	四〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一五、七六五
計	一〇六、六〇〇	四五、〇〇〇	四四、二三八
	三項合計	一九五、八三八	

二、自主權回復後

	イ、債務整理	ロ、厘金廢止補償費行政費及建設費
一九二九年	五一、五〇〇	五〇、七五〇
一九三〇	五九、五〇〇	四〇、八一三
一九三一	六四、〇〇〇	五一、六六一

第二章 各國提案の比較

一九三二	八一、〇〇〇	四八、〇九七
一九三三	九一、〇〇〇	五三、二三九
一九三四	九四、〇〇〇	(「イ」を控除したる残額全部を充當す)

(以下償還金額を増加し、一九四九年迄に債務を完済す)

以上各使途に関する説明

(1) 担保不確實内外債務の整理

本件に關し、曩に提出したる本邦案に於ては、債務整理自身は直に之を實行し、新整理公債を發行交付するも、附加税增收に依る財源との關係上、過渡期間中は右新整理公債の全部に亘り、利子の現金支拂を猶豫し、同利子に相當する金額の新整理公債を交付することゝせり。然れども右利子現金支拂猶豫は、固より債務整理の完璧を期する所以に非ると同時に、一面本改訂案に依る附加税増徵并に自主権回復後に於ける關稅增收見込額の改訂は、自ら整理財源の充實を來すに至れるを以て、右過渡期間の利子現金支拂猶豫の提案は、之を撤回し、爰に債務整理の條件を左の通り改定せんとす。

一、整理債務總額核算
一、新整理公債發行高
一、利率

一、一九二六年即過渡期三箇年間
一、一九二六年即過渡期三箇年間

四分

日、一九二九年一年の三年間

ハ、一九三二—四五年的十四年間

右利子の支拂期は毎年二回(三月及九月)です。

五分

七分

一、元金償還

過渡期間中は之を据置き、一九二九—四五年的十七年間に毎年二回(三月及九月)抽籤又は買入に依り償還す。而して償還金額は初年即一九二九年五百萬元にして、一九三五年に至る迄毎年五百萬元宛を増加し、一九三六—四四年は毎年更に一千萬元宛を増加し、一九四五年に於て一億四千萬元を償還して終了するものとす。

一、債務整理條件に關する本邦案と各國案との比較

國別	利率	利拂開始	元金償還開始	元金完済
日本案	一九二六年—二八年	四分	一九二六年	一九四五年
米國案	一九二九—三一	五分	一九二七年	日本案と同じ
佛國案	同上	日本案に同じ	同上	同上
伊國案	原債務利率に依る 但最高八分三	七分	日本案に同	日本案に 同じ

第二章 各國提案の比較

(2) 厩金廢止の補償費

イ、過渡期間に於ける廩金廢止の補償費としては、前掲の如く、三年間に四千五百萬元を充當したるが、支那側の提議は總額九千萬元にして、毎年三千萬元とし、米・伊・佛各國案亦同様の提議をなせり（佛國案には年度割の明記なきも、米・伊案と同様と推定す）。英國案は一九二七年三千三百五十萬元、一九二八年三千四百五十萬元、合計六千八百萬元を豫定し、關稅剩餘を之に充當せり。

惟ふに廢廩補償の爲必要なる經費幾何に上るかは、精査をする點にして、假りに支那提案の額を必要とする前提に立つも、右金額全部を關稅收入に仰ぎ、獨り輸出入貨物に對してのみ、負擔を加重することが妥當なりや否やは疑ひあり。廢廩の經濟上の效果は、内地貨物の利益に關する所亦大なるを以て、内國稅の増徵に依る收入をも、廢廩の財源とするを適當なりとす。

本案に於ては、支那提案の廢廩補償費九千萬元の半額四千五百萬元を豫定し、一九二六年には之を充當せず、一九二七年一千萬元、一九二八年二千五百萬元を充當せり。若し之を以て不足する場合には於ては、行政費に對する分を流用し得べしと稱せらる。

ロ、自主権回復後の廢廩補償費に對しては、行政費及建設費を併せて掲記したるが、其中幾

何を廢廩補償に充當すべきやは、支那政府の裁量に俟つべきものとせり。今假りに行政費及建設費に對して、年額千五百萬元を充當するとせば、廢廩補償の充當額は一九二九年三千五百七十五萬元、一九三〇年二千五百八十万三千元、一九三一年三千六百六十六萬一千元となるべし。支那側提案は、本件經費八千萬元（一九三五年以降七千萬元に減す）に付ては、前記過渡期間同様、財政改革等に依り、別途財源を調達すべきものと認め、本案には之が全額を充當せす。

各國の例を見るに、佛國案は一九二九年五千二百四萬七千元、一九三〇年五千四百十四萬七千元とし、英國案は一九二九年三千五百五十萬元、一九三〇年三千六百五十萬元とし、伊國案は本經費を特に掲記せず、他の使途に充當したる殘額とし、一九二九年三千二百萬元（外に自然增收による剩餘額千五百萬元）を掲げ、之れを以て本經費に充當し得べき金額なりとせり。次に米國案は、本邦案と同様行政費と一括して掲げ、一九二九年七千百八十二萬九千元、一九三〇年七千七百六十五千元を豫定せり。

(3) 行政費（附建設費）

イ、過渡期間 前掲の金額を以て充當すべきも、關稅以下支那政府の各種の財源と相俟つて、支辦し得べとなり。

第二章 各國提案の比較

口、自主権回復後の行政費は、同じく關稅外の各種財源と俟つて、所要の經費を充たすべきものとす。

第三章 自主権の決定

自主権の回復に關しては、曩に一九一九年巴里會議の當時、既に支那側の運動ありたるも、何等の反響無く、次で一九二一年華府會議に際し、十一月二十三日極東委員會に於て、支那全權顧維鈞の提議を見たりしが、又其目的を達せず、這次關稅特別會議に當りては、支那政府は一般輿論の趨向に伴ひ、開會前より之れが對策に付、豫め準備する所あり、開會式に於ける段執政の歡迎辭及沈議長の演説、何れも關稅の拘束を去り、自主権回復の希望を吐露する所あり。(註、一)殊に全權王正廷は、自主案を提出し、左の如く陳述せり。

一、參加國は支那共和國に對し、正式に支那の關稅自主権を尊重すべきことを宣言し、且現行諸條約中に存する一切の關稅上の制限を撤廢することに同意す。

二、支那共和國政府は、支那國定稅率の實施と同時に厘金を廢止することに同意す。右國定稅率は、遲くも民國十八年(一九二九年)二月一日迄に效力を生ずるものとす。(註、一)昨年十月二十六日關稅會議開會の際に於ける段執政の歡迎辭に、左記の語あり。

又同日沈外交總長沈瑞麟の演説に左記の言あり。
「乘此時機重申我關稅之自主、關稅自主意義、本極平常，在我言之、不過遵守國家應有之職權，想各友邦必能本平等互惠之原則，共諒此旨云々。

又同日沈外交總長沈瑞麟の演説に左記の言あり。

「設法改善中國關稅諸問題，俾中國得以早日行使其實權為達到上項目的起見云々。

一方列國全權の開會日に於ける聲明に依れば、例へば米國全權マクマレーは「支那の關稅自主に關する、支那國民の要望を實現せんとする、至當なる提案に對しては、十分の考慮を拂ふべき用意ある旨」を述べ、英國全權マックリーは、「本會議に於て若くは後日の機會に於て、關稅自主の問題を議すべき準備あることを明するの權限あり」と謂ひ、日本全權亦、「關稅自主の問題に對し、極めて友誼的考慮を加ふるに、十分の用意ある旨」を說きたり。

次で同月三十日の自主権問題を討議すべき、第一委員會第一會議に於ては、日本全權は「支那國定稅率を定め、之を一般に適用すると同時に、特殊貨物に對して、特殊稅率を適用し、以て關稅自主に對する道程を進むべき旨」を說き、丁及伊代表は「自主権の回復は、廢厘を條件とすべきこと」を主張し、其他自主権回復の方法に就ては、原則として之を承認するも、本國政府の訓令を仰ぐべき旨述べたる者あり。尙同日提案したる王全權の廢厘計劃中には、一九二八年十二月末、之を完成すべき旨を述べたり。而して日英米三國全權は十一月二日、米國公使館に於て、關稅自主権問

題に關し、各自意見を開陳し、打合をなせり。翌十一月三日の第一委員會第二會議に於ては、臂頭王全權より、自主權承認の聲明を要求し、之に對し英國全權は、本國政府の回訓に依り、華府條約

實行の條件として、自主權を承認すべしと爲し、且英國は、關稅條約を履行することが、支那に採り自主權取得の第一步なる旨を附言し、我日置全權は「支那は一定の期間内に厘金の廢止を實行したる上、國定稅條例を實施す」との原則を提案し、尙「支那國以外の締盟國は、支那が國家主權に基き、完全なる關稅自主權を、享有すべきものなりとの原則を承認することを茲に嚴肅に聲明し」且暫行規定の一として「支那は直に國定稅法を制定し、其聲明に従ひ、三年以内に厘金を廢止したる後、同法を實施す」と述べる所あり。斯くて自主權の取得は、少くとも原則として、承認せられたるものとす。

十一月十三日の第一委員會第二會議に於ては、葡萄牙・丁抹及瑞典等の全權は、尙「支那の關稅自主權は原則としても、未だ承認せられず、單に本國政府に請訓するに過ぎず」と發言し、英國全權は、自主權を後廻はしとし、附加稅問題の討議を提言したるが、其際王全權は、廢厘の可能を高調し、自主權と廢厘とは、別問題たることを主張し、翌十四日の同上第三會議に於て、王全權は附加稅問題に先立ち左の提議をなせり。

一、關稅自主は明白に之を條約中に規定すること。

二、廢厘は支那の自動的提議にして、自主の交換條件に非ること。

三、自主問題解決後に附加稅問題を討論すべきこと。

是に於て、各國全權の質問及抗議あり、英國全權は廢厘後、自主を承認せんことを固執し、日・米亦之に同じ。會場頗る緊張するに至りたるが、最後に蘭・瑞等の代表より調停辦法として、小委員會の組織を提議し、即ち十一月十七日同小委員會成立し、日・支・英・米・蘭の五委員出席し、王全權は再び左の提案をなせり。

(一) 各締盟國は、中國が關稅自主權を享有し、各國と中國との間に存する、關稅上の束縛を解除することを承認し、一九二九年一月一日其效力を發生すべきことを容諾すべし。

(二) 中國政府は厘金廢止と、國定稅率條例とは、同時に施行すべきことを聲明し、併せて民國十八年一月一日即一九二九年一月一日に於て、厘金を全廢すべきことを宣明す。

之に對し英國代表は、固く廢厘條件說を主張したりしが、日本全權は遂に無條件自主權の享有に贊意を表し、其前提として、自主權及廢厘に關する決議、其他今後會議に於ける各種問題の規定を十三箇國協定中に包含せしむべき旨を提議せり。米・蘭兩全權も、我提案に賛同するに至り、英全權獨り明答を與へず、爰に支那案は、決議案として採決せられ、十九日の委員會に附議すること、なれり。

十一月十九日第二委員會第四會議に於ては、王全權は小委員會を代表して、前記小委員會に於ける自主権提議草案起草の經過を陳述し、同決議案(註二)を朗讀したり。之れに對し、各國全權は異議なき旨を表示し、本案は正式に可決採擇せられ、王全權は改めて支那側を代表して、謝意を表し、米國全權は、「本案が條約として、效力を發生するには、本國政府に於て、批准を要する旨」の留保をなせり。

斯く容易に支那の自主権享有が、無條件に決定を見たるは、頗る奇異の感なき能はざる所なるが、自主権の回復は、巴里及華府會議以來、支那側の宿願にして、殊に輓近支那の輿論は、特に此點を高調し、爲めに當時の内閣は、其對内策の見地より、萬一自主権の無條件實現を見ざる場合に於ては、進で會議を決裂せしめ、自動的に國定關稅法を實施せんとする勢を示し、同時に米國其他列國中、支那に恩を賣らむとする傾向著しく、殊に我國は開會の當初より、進んで支那に好意を表白し、依つて會議の主導的立場に立つに至りたる等の事情は、遂に自主権問題に於て、斯る結果を見るに至りたる所以なりとす。

(註二)自主権に關する決議文下の如し。

本會議各國代表、議決採用下列所擬關於關稅自主一條、以便連同以後協定其他各項事件、加入本會議所簽訂之約

各締盟國(中國在外)茲承認中國享受關稅自主之權利、允許解除各該國與中國間現行各項條約中所包含之關稅束縛、並允許中國國定關稅定率條例、於一九二九年一月一日發生效力
中華民國政府聲明裁撤厘金與中國國定關稅定率條例須同時施行、並聲明於民國十八年一月一日即一九二九年一月一日須將裁厘切實辦竣。

前記の如く、自主権の承認は、無條件にして、廢厘は相關的に、同時施行とすべき旨を定めたるを以て、若し支那側に於て、廢厘を實行せざる場合に於ても、單に外交上の談判を以て、交渉するのみにて、何等有效なる拘束手段なし。又列國委員は固より、支那委員と雖も、僅か三年後にして、廢厘の完全なる實行が、事實上不可能なるを了知せるなるべく、澎湃たる國權回復熱に煽られたる結果と云ふの外なし。但前記決議を以て、尙條件と同一視する者あり、又少くとも效力に於ては、同種の結果を來すと看做す代表的見解ありと雖も、何れも正當なる解釋に非ず。(註二)

(註三)裕孫の關稅特別會議通過自主案之觀察と題する論文中に左記あり。

苟謂本案議決原文、表面雖將自主與裁厘分爲兩截、列強雖未明言以裁厘爲自主之交換、顧政府既自動的聲明裁厘、必於自主期前辦竣、即無異以十八年一月一日之時期、隱然將自主與裁厘之兩截、乃爲切實之連鎖、兩者既發生連鎖關係、則十八年一月一日以前、厘苟未能裁竣、國定關稅々率條例、即不容於十八年一月一日實施、蓋列國允我施行國定稅率、爲我所應享之權利、而

我之聲明裁厘、爲我所應盡之義務、十八年一月一日之期既屆、苟我應盡之義務未盡、安望我應享之權利、（中略）是以政府於通過自主案時、自動的聲明於十八年一月一日以前辦竣裁厘、僅可認爲表面上之冠冕堂皇、感情勝無之舉至其實際上、無異爲自主案之交換條件、不但列強代表知之、即我國代表亦深知之、知之而獨爲之者、其妙正在於雙方代表均能相喻於無言、俾我熱望自主之國民、服一帖安眠劑也（上海銀行週報四二七號九頁）。

馬寅初は關稅會議の論文中、厘金の廢止難及條件等に就て左の通り述べたり。

尤不能以裁厘爲關稅自主之交換條件、中政府之裁厘、其難什百倍於各衙門之裁員、愈廣愈多（中略）特厘金吃飯之一百五六十萬局員豈能於三年內裁撤之耶（馬氏演講集第三集二八七—八頁）外表雖爲無條件附、但内幕仍以裁厘爲交換條件也、今日之間題爲三年內能將厘金完全裁去之問題鄙人以爲三年以內決無裁去之可能、乃外交當局事前不加細察、貿然以厘爲條件、實屬失策（中略）於三年之内完全裁去、無異夢（同上二九〇—九二頁）

自主與裁厘、絕然兩事、自主保國家應有之主權、裁厘是表示內政之改善、而下政府所公布之條文、明々規定裁撤厘金、與國定稅率、同時施行、並聲明於一九二九年一月一日將厘金切實裁竣云々、條文意義甚爲含混而裁厘爲自主之交換條件、隱然爲不可逃避之事實、（中略）鄭重聲明於三年內、將厘金裁撤盡、此後遂使各國提案一一再注意於厘金之能否裁撤、及萬一三年內不

能盡裁之附帶保障條件、此項提案是否係我國代表自搬磚頭自壓腳之反響云々（同上二九七頁）

民國十八年裁厘之間題、全係內政之革新、屆時如能盡數裁撤固屬萬幸之事、否則裁其一部、或裁而未盡、則各國亦決不能以此爲阻止自主之條件、惟日美二國之斤々以裁厘爲要挾者、明中國厘金之權、操諸各省、在此內輕外重政令不行之時、欲於三年內盡數裁撤、談何容易、故挾此交換以難中國云々（銀行月刊第五卷十一號一九頁）

政治尙未統一、欲三年短期之內、即行裁去、雖三尺童子亦知其不可能（同上二二二頁）

又葉景華の自主論中左の如く述べたり。

我邦代表宣布裁厘、原非爲亦交換條件、不過事實上、若不裁厘即難將國定稅則施行、對於此點、全在我國自己努力、更須商民一致敦促云々（同上二四頁）

第四章 加稅問題の討議

加稅問題には、自主権回復後に於ける稅率及國定稅法施行前に於ける稅率に關するものとの二者あり。前者は固より本會議に於ける議題たる能はずと雖も、支那側は夙に關稅會議開會前、關稅定率條例を發布し、輸入稅を最高四割、最低七分五厘とし、又煙酒輸入稅條例を公布し、從價五割乃至八割とするなどを規定し（關稅定率條例第二條及煙酒輸入稅條例第二條）、一方特惠稅率を設くべ

きことを定めたるものあり。（註一）

（註二）關稅定率條例第五條には、「輸入稅は偶々其本國の或種の貨物が互惠條件に依りて、協定せられたるものあれば、其稅率は協定に從ふ」とあり。

又財政善後委員會の提案に係る、自主辦法草案の第五條には左の規定あり。
輸入稅は國定稅則條例に依つて徵收す、但本國と協定稅率あるの國、或は最惠國の待遇を許すの國とは、其輸入貨物に對して、協定稅率に從つて課稅す。

稅率の改定に關して、注意すべき事項下の如し。

- 一、輸入稅率は、貨物の性質品類に應じて、等差を分つて之を徵收す。
- 二、協定稅率は互惠を以て原則とす。
- 三、協定稅率は只一部分の貨物に限り之を適用す。
- 四、最惠國條款は特定互惠の場合に之を適用す。

一方日本は他の締盟國と異り、國定稅率實施に至る迄の暫行稅率の外に、所謂國定協定稅制 (General and conventional tariff system) を提案する所あり、而して暫行稅率に關しては、華府會議條約第三條に依るものと、同條の範圍を超ゆるものとあり。

第一節 各國提案の經過

第一、第一次提案に對する討議

支那案

十四年十月二十六日、關稅會議の開幕に際し、支那五全權は、自主權の享有に關し陳述すると同時に、加稅に關し左の如く聲明したり。

支那が未だ國定稅率を施行せざる以前に於ては、中國海關稅則は、現行の從價五分稅の外、普通品に對しては、五分の臨時附加稅を加徵し、甲種奢侈品(煙酒)に三割、乙種奢侈品に二割の臨時附加稅を加徵し、右臨時附加稅は、條約調印の日より三個月後に、徵收を開始す。

日本案

同開會式に於ける、日本全權日置氏の聲明は、先づ日本の關稅史を説きたる後、左の如く華府條約の趣旨を演述せり。

一、華府條約第二條は、本會議に於て、支那と列國間の現存條約に規定する附加稅を課する目的を以て、右條約に規定する厘金の急遽の廢止及其他の條件に付、準備をなすが爲め、直に適當の措置を執るべきことを定め。

二、同條約第三條は、厘金廢止に先立ち、適用せらるべき暫行規定を考慮し、從價一律二分五厘又は或る種の奢侈品には二分五厘以上五分を越へざる附加稅の賦課を認むべきことを定む。

華府會議當時の算定に依れば、本附加税は約二千九百萬元の增收とせられ、右は貿易額の自然膨脹と共に、遞増すること言を俟たざる所にして、其外海關收入を擔保とする現存債務を償還したる後は、毎年相當の關稅剩餘を生すべし。

右は厘金の完全なる廢止に至る迄の、中間的方法たるべきを以て、支那は先づ少くとも厘金の一部廢止をなすと共に、支那と列國間の、現存條約に規定せらるゝ、或種の條件を實行することを要すべしと述べ、暫行的措置として、左記方法の何れかに依らんことを提議せり。即ち

一、公正且合理的基礎に立つ國定稅率を定め、之を一般に適用し、別に特殊貨物に關しては、當該關係國との間に特別の稅率を協定し、之れに依らしむるか、又は

二、平均一割二分五厘を越えず、且關稅條約第二條の規定と矛盾せざるが如き方法に於て、列國の満足すべき差等稅率を定むること。

次で十月三十日の第一委員會第一會議に於て、前記提案を左の如く解説せり。

一、第一案は、支那に於て一般に適用する國定稅率を制定し、之と同時に特殊貨物に於ては、特別稅率を併用せんとする。蓋し公正妥當なる國定稅率の制定は、特定率の協定を必要とする關係國の數を、最少限度に減するの利あり。●●●●●而して本會議に於て、第一案を承認する場合に於ては、日本全權は、支那國定稅率の實施に先ち、右期間中は、華府條約第三條の規定に從

ひ、中間的附加稅を賦課すべきことを提議せんとする。

二、第二案は、大體一九〇二—三年の外支間に於ける條約に遵據せる稅率制度の採用を提議せるものにして、本案の採用を見る場合に於ても、此等條約に規定せるが如き率を以てする均一稅率は、不合理且非科學的にして、支那及外國間の通商を阻害するものなるを以て、吾人は爰に差等稅率の設定を提案せんとするものなり。

三、然れども二案を比するに、第一案を優れりどす。蓋第一案は二十年前の協約を標準とし、其規定中には實行必ずしも容易ならざるものあり、又現時の經濟狀態に適合せざるものあり。●●●故に第一案に依るときは、必要な措置は、會議に於て明確に決定せらるべきを以て、關係國は準備期間内に於て、特定稅率問題に關し、十分の餘裕を以て支那との間に、單獨の協定を遂げ得べく、同時に支那に於ても、厘金廢止及通商に對する障礙の除去を實行することに依り、關係國全般の賛諾を得て、國定稅率法を實施し得るに至るべし。

又十一月六日の第二委員會第一會議に於て、更に左の如く前案の説明をなせり。

一、二分五厘附加稅は、本會議に代表者を有する總ての政府の同意したる所にして、本會議に於て之を決議せば、更に批准を要するも、之を得ることは確實なり。若し此次上の附加稅を行はんか、特に批准を要する新條約を必要とし、其實施は不確實なり、且遲延の惧ありて、緊急

の所要に應する能はず。日本全權は以上の理由に依り、暫行措置として、二分五厘附加税増徴を以て、適確なる結果を得る最も確實なる方法と信す。

二、二分五厘以上の附加税の急速なる實施は、支那と他國間の通商關係を著しく攪亂するのみならず、特に日本の産業及貿易に對し、甚大の影響を及すこととなるべし。加之此の如き附加税による負擔は、輸出國たる外國人の負ふものなると同時に、結局支那國民自身之を負担することなるべし。

米国案

十一月三日の第一委員會第二會議に於ける、米國全權の提案は、華府條約に定めたる、二分五厘附加税を直に加徵し、税率表の規定せらるゝときは、奢侈品に對しては、五分の附加税を認むることゝし、華府條約に從ひ左記提案をなせり。

一、支那以外の列國は、一九二六年二月一日より、總ての貨に對して、二分五厘の附加税徵收を承認し、而して遅くも一九二六年七月一日迄に有效となるべき、五分の奢侈品附加税に關する税率表の作成を求む。關稅の增收は稅關機關 (Customs Administration) に依り保管し、本會議の決定する方法に依り處理せらるべし。

二、新條約を締結し、下記の條項を定む。

本條約效力發生三箇月後、中間辦法として、國定稅率が效力を發生する迄、輸入品に對して現在の五分より七分五厘に至る迄の、一律なる新稅率を實施すること。
三、陸境關稅率も、海關稅と同一にすること。

英國案

英國全案は、當初より華府條約の限度を固守せんとし、何等暫行稅率に關して提案する所なし。十一月十三日の第二委員會第二會議に於て、「列國は一九二六年より、輸出港より輸送せらるゝ凡ての輸入品に對し、二分五厘の附加税を課し、奢侈品に對し五分迄增加することを承認す」となし、新條約效力發生の日より三箇月後に於て、關稅自主權の實行に至る迄、暫行辦法として、普通品に對し五分以上、煙酒の輸入に對し若干とし、稅率を規定せず、陸境關稅率に關しては、米國案同様、海關稅率と均一に改むべきものと爲せり。

前記各案中支那案に關しては、十一月六日の第二委員會第一會議に於て、王全權は、華府條約の二分五厘稅を以ては、支那財政上不足を告ぐるを以て、本案の提出を必要としたりと高唱し、次で第二委員長顏惠慶は、支那輸入有稅品に課せらるべき附加税中、

一、普通品に對しては五分、

二、第一種奢侈品(煙草六種、酒十七種)に對しては三割、

三、第二種奢侈品(絹、毛織物、皮、砂糖、紙、硝子製品、魚類、玩具、扇、傘、化粧品、時計、家具、電氣材料、著音器、寶石類、藥品等三十一種)に對し二割、の稅を徵課すべき事由を述べ、更に蔡全權は、甲乙二種に屬すべき奢侈品の細目を發表し、左の要旨に依る理由を述べたり。

煙草の輸入は、各國共に嚴重に制限し、其輸入稅は、日本三十三割五分、伊太利三十割、英國は原料に四十六割五分、製品に五十割を課し、ブランデーは英國八十割なり。支那は國內產煙酒に對し、八割の稅を課するも、輸入品には五分附加稅二分五厘にして、世界無比の低廉なり。故に暫行期間に於て煙酒等の甲種奢侈品附加稅を三割とす。其他の奢侈品は外國に於ては十割以上のものあり、華府條約の五分は低率に過ぐるを以て二割とす。而して品目は、日・英・白・佛諸國の例を調査し、且支那國民の嗜好並に習慣を參照して之を決定せり。

尙十一月十一日支那側より提示せる、附加稅計劃に關する日・米案の觀察中、加稅に就て説明する所あり。曰く支那政府は、一箇年の使途約一億元を要するを以て、華府會議に依る二分五厘の加稅を以てしては、到底之に應する能はず云々。

其後十一月二十三日の第二委員會小委員會第一會議に於て、支那全權蔡廷幹は、支那側の臨時附加稅率並細目表を提示し、普通品五分とし三千萬元、甲種奢侈品三割とし三千二百萬元、乙種奢侈品

品二割とし五千萬元、合計一億一千二百萬元とし、毎年增收五千萬元を計上せり。尙乙種奢侈品は前提出に係るものと訂正し、左記十七種細目百五十二となせり。

第一種綢製品(五目)、第二種毛織物(九目)、第三種麻類(一目)、第四種棉製品(三目)、第五種毛及綿混織(一目)、第六種雜織物類(八目)、第七種衣類及附屬品(十目)、第八種毛皮及皮革類(三目)、第九種飲料及食糧品(四十目)、第十三種藥材類(九目)、第十四種羽毛類(四目)、第十五種陶器、硝子、エナメル等製品(五目)、第十六種車輛類(四目狩獵用及護身用銃器及彈藥を含む)、第十七種雜類(三十四目)其後十二月二十三日の、同年最終の第二委員會小委員會第三會議に於て、支那全權は、乙種奢侈品に關する訂正表を提出し、前回の十七種百五十二目を、十五種百零四目に改訂すべき旨を述べたるが、實質上著しき變更を認めず。

日本案は、日本の對支輸出品が、英米等の其れと異り、概ね低級品にして、現に貿易額に比例し、過重の負擔をなしつゝある事實に顧み、(註一)今後支那案の如くに増徵せらるゝときは、貿易上の打撃甚大なるべきと共に、支那の爲めに計るも、急激なる加稅は國民の負擔を増加し、而も產業の發展は急速を期し能はざる點等を考慮し、暫定率は華府條約の限度に止めんとしたるものなり。

(註一)例へば一九二四年の英國對支貿易(香港等殖民地屬領を含む)は、三割九分にして、稅金の

負擔額は二千三百萬兩なるに對し、日本の對支貿易は二割七分にして、稅金の負擔二千萬兩に達し、其比例遙かに多し。又日本加工棉布の例に見るに、日本品の負擔左の如く過重なるを知るべし。

品目	國別	市價	稅率	市價と稅率の割合
綿糸子	日本品	六六五兩	〇・三六	五、一四分
	英國品	一〇・八〇	〇・三六	三、三三
染シニース	日本品	四・二〇	〇・二八	六、六〇
	英國品	六・六八	〇・二八	四、一九

(右表は乾精米氏の中國關稅改正と日本の商工業に依る)

米國案に關する、十一月三日の會議に於ける、米國全權の説明に依れば、二分五厘の加稅を以てしては、支那の增收は三千萬元に過ぎず、廢厘補償としても七千萬元を要し、其他内外債及行政費に充當するが爲めには、愈不足すべきを以て、更に一層の加稅を認むべきものとなし、尙米國提案第三の加稅率に關し、支那委員の質問に答ふる所に依れば、五分より一割二分五厘の稅率と云ふも、支那は各種貨物の間に區別を設くべきを以て、總てを通じ最高一割二分五厘又は最低五分と爲す、趣旨に非ず、而も支那政府は增收一箇年一億元を得べしと謂へり。(第一委員會第一會議各事錄ストローリン氏説明書)。尙前記米國案中 Uniform 均一の意義は、頗る不明瞭にして、ストローリン氏の東方通

信記者に語れる所に依れば、海陸稅率均一の義となせり。(上海銀行週報第九卷四四號二四一二五頁)

日本全權は、米國案に反対し、既に十一月四日正式に支那全權に對し、此と聲明すると共に、一方米國側と非公式折衝を重ねたり。蓋米國側は、當初一割二分五厘加稅案を立てたるが、日本の態度を考慮し、前記の如く五分乃至一割二分五厘加稅案に修正せるものと稱せらる。

第二、第二次提案に對する討議

十四年十二月より十五年一月に亘る會議の停頓中、列國委員は、非公式會議を開き、打合せを繼續せり。其間支那側に於ては、第一次普通品及甲乙兩種奢侈品案の通過し難さを慮り、之を撤回し、改めて差等稅率案を提出したり。新案は七類百三十八目に分ち、其附加稅率を二分五厘乃至二割七分五厘とす。

然るに一方英・米・日三國全權は、一月十三日頃左の意見に一致せりと稱せられたり。

- 一、普通品は二分五厘乃至四分とし、之に輸入正稅五分及子口半稅二分五厘を加へ、一割乃至一割一分五厘となる、其最低二分五厘附加稅は必需品に適用し、日本棉糸布類之に屬す。
- 二、乙種奢侈品は七分五厘とし、之に正稅及子口半稅を加へ一割五分となる。
- 三、甲種奢侈品は一割七分とし、之に正稅及子口半稅を加へ二割五分となる。

右最低率は、支那側讓歩率に等しきも、最高率は尙一割の差異あり。(上海銀行週報十卷六號二四

頁) 然るに當時我國の第一次提案は、之が變改を要するの事情あり、仍て佐分利委員歸國し、關係各省當局と打合せの結果、我對策に關し、左記成案を得たり。

一、關稅會議終了に至り、華府條約所定の増率即普通品二分五厘、奢侈品五分を適用す。但差等稅率條約案の效力發生時を以て限りとす。

二、貿易品を分ちて七種類とし、最低七分五厘より最高三倍の間に於て、一定の差等稅率を設け、各品目に依り適當の稅率を課す。

三、日本の對支重要輸出品たる棉糸布砂糖等の必要品に對しては、最低率たる二分五厘稅を適用することとす。但加工綿布には、多少斟酌を加へて増率す。

四、差等稅率の承認と共に、當初提出の原案を撤回す。

五、右差等稅率の施行により、支那關稅收入は、現在に比し年額七千萬元の増額となるを以て、四千萬元を以て、内外債不確實債務を整理し、二千萬元乃至二千五百萬元を以て廢厘基金に充當し、五百萬乃至千萬元を中央政費に充當す。

六、支那の要求する鐵道・道路・港灣等の建設費に對する經費には、應じ得ざるものとす。

(同上二七頁)

十四年十二月二十三日以來休會なりし正式會議は、十五年二月十八日第二委員會第六會議を開催

し、會議の開頭、支那王全權は華府條約に依る二分五厘加稅は、列國政府の批准を要せざるものに付、速に之を實施せんことを要求したるが、普通品と奢侈品との區別及實施期限に關し、議論區々に分れたるを以て、佛・米委員より修正案を提出し、之を日・英・米・佛・和・支の六國委員の審議に付託することに決し、即同月二十日の六國小委員會第一會議に於て、前會王全權より提出したる、
一、暫行附加稅收入見込額九千萬元乃至一億
二、華府條約第三條に依る普通品二分五厘を四月一日より、奢侈品五分を六月一日より即時實施に關する二決議案を審議したるが、尙附加稅の實施期並に奢侈品の範圍に關し、支那側と列國委員との意見著しく相違あり、何等の結果を見ず散會せり。

同月二十四日同第二會議を開會し、同上委員に於て討議する所ありしが、五分附加稅を課すべき、奢侈品の決定に關し、又は實施期を到著主義に依るが、積出主義に依るが等の問題あり、後者に關しては、二十五日よりの専門委員會に移すこととなれり。

六國小委員の専門委員會は、同月二十五日第一會議、三月二日第二會議、同月八日第三會議を開き、支那側提出の奢侈品に關する差等稅率の分類並範圍其他に就き討議せり。更に三月十二日の第四會議に於て、附加稅の實施期を七月一日の見當とし、到著主義を探ることに決定したるが、三月十六日の同第五會議に於ける討議事項を見るに、

一、附加税実施期に關しては、日本案は各國委員の賛同を得たるも、支那側が時期を早めんとしたる爲め、意見の相違あり決議に至らず。

二、輸入品々別表に關しても、支那側に於ては打合せを爲したるものありしが、報告の運びに至らずして、次回に譲ることゝなれり。

然れども三月未支那側は、六國委員と妥協し、原案最高二割七分五厘を減率して二割とし、又原案甲類品目、最低税率二分五厘のもの僅かに八種なりしを、日本の修正を経て三十種に増加し、爲めに我對支輸出品中綿糸布の如きは、同種類中に包含せられ、輸入正税と合し七分五厘に過ぎざることゝなれり。仍て附加税收入額原案の一億二千萬元は、改めて九千萬元に減額せられたるものとす。

越えて四月九日専門委員會開催、日・英・米三國は、其協議に係る成案を提出したるが、異見あり、更に支那案より改めて新税率表を作製し、之を専門委員會に附議することゝしたるが、偶時局の混亂に依り、會議の停頓を見るに至れり。爾來非公式會議を開催したるも、大體の形勢は二派に分れたり。

一、甲派に華府條約規定の二分五厘、五分の加税實施を決議し、此を以て最終の結果となさんとするもの、

二、乙派は從來の方針に依り、二分五厘加税實施の外、國定税率施行に至る迄の、暫定税率をも併せて解決せんとするもの、

なりしが、其後の大勢は、前者の主張漸次有力となり、殊に英國は當初より之が代表的主張者たり。次で五月十一日英・米・日三國の専門委員協定の結果、華府條約所定の二分五厘加税を實施し、之が增收のみを以て、廢厘準備の爲め、地方政府に分配せんとする成案を得たるが如し。大勢斯くの如くなりしを以て、六月初旬全國總商會及上海總商會は、政府に對し二分五厘税反対を架電し、大に警告する所ありたり。(銀行月刊第六卷六號)

第二節 互惠協定率の提案

互惠協定に關しては、我全權は開會日を始め、十月三十日及十一月三日再三提案する所ありたり。蓋日本の對支貿易は英・米等の其れと異り、輸出品は近年の例に見るも、二億數千萬兩を下らず、日本の輸出總額の二割五分以上に當り、就中綿糸布は約二億圓を占め、其他砂糖・石炭・水產等、亦多額に達するを以て、支那國定税率實施の曉に於ては、其打撃甚大なるものあり。而して支那よりの輸入は約二億圓にして、棉花・鐵鑄・其他重要原料品大部を占む、故に我邦が是等の中、特殊の貨物に關して互惠協定率を設置するは唯一の救濟法と謂ふべし。是を以て本案は爾來正式討議に附せざり

しも、我委員に於ては、昨年中之が草案を作成し、會議停頓中に在りても、本年一月二十日前後、支那側に對し極力交渉開始を要求し、支那側は一月二十七日一應の答覆を與へたり。其答覆に於ては、我草案の可否に言及せず、只交渉開始に異議なき旨を述べたるのみなりと云ふ。王正廷が外國新聞記者に語る所に依れば、未だ正式討議に及ばざるも、日本委員は互惠案に關し、當初の方針に依り草案を作りたるが、大體決定せる方針は左の如しとなせり。

一、協定の結果は第三國をも利益に均沾せしめ、中國財政上不利益なるに依り、其協定品目は、日支特殊關係あるものに限る。

二、支那は一九二九年一月一日、國定税率を實行すると同時に互惠税率を採用す。但關稅會議終了後、即時之が適用を希望す。

三、協定品目は左の如し。

甲、支那の輸出品、棉花、油粕、豆類、鐵類、カフムシ(麻)

乙、日本輸出品、絲織物、絲糸、砂糖、水產物、紙類等、其貿易額一箇年一億元内外

四、協定税率七分五厘とす。

五、互惠協定實行の時、保護貿易主義の輸出稅を撤廢す。

六、適用年限を十箇年とし、爾後自動的に延期し得るものとす。

五惠協定に關する支那側の意向を見るに、支那政府の方針としては、既に會議開會前、國定稅法

第五條(修正法案第二條)にも之を規定したるが如く、協定を豫測し、財政善後委員會に於ては、輸出入共相互交換的に、之を協定すべき旨を發表したり。又昨年十一月十一日支那委員の日・米提案に對する考案中、(互惠協定は國定稅率法第五條の規定に依り、何れの國家も暫定期間又は其後に於て、支那と互惠協定の問題を討議することを得べく、現在より一九二八年迄に其協定が成立するときは、斯る協定は國定稅率の實施と同時に效力を發生す)となせり。

然れども支那民間一般の傾向は、互惠協定反対にして、殊に自主権の回復を強調する商團方法に於て殊に然るを見る、其異論二三を擧ぐれば左の如し。

一、日本の輸出貨物は互惠の利益に浴するもの多きに反し、支那の輸出品は、之れに反するを以て、眞の互惠に非ずして、實は片務なり。

二、日本輸出品は、工業品を主とするを以て、互惠協定は同種工業の支那に興起することを阻害す、故に日・支間の互惠協定は、獨り機械の一種に限るべし。

三、支那國定稅率法中の互惠協定の事項は、日本案と異なる。互惠は民國十八年一月一日國定稅率實施後に協定すべきものなるに、日本は同期以前に協定せんことを要求するを以て不可なり。

四、日本の主張する所は、互惠協定の期間長きに失す。互惠は各國の例に見るも、五年を超えるもの多し。又日本の提案せんとする互惠貨物は、甚多きに失す。其種類は極めて少數ならざ

るべからず。

(上海銀行週報第一卷第六號二六一七頁、北京銀行月刊五卷十一號一五一六頁、同上六卷三號各方面對關稅問題意見集誌中八頁、上海總商會月報五卷十一號二一一四頁、同上六卷二號三十四頁、經濟討論處中外經濟周刊一四一號二十六頁、中國經濟學社關稅問題專刊六九一八四頁)如上支那側輿論の反対ありたるのみならず、我國と對支經濟關係を異にせる列國に於ては、同一提案をなすもの無かりしが爲め、一時委員は支那側と非公式に交渉を試み、又米・佛も高級輸入品に關し、互惠協定を要求するの噂ありしが、遂に實現を見す。(註一)我國委員も、後會議の議題より遂に之を撤回したるが如し。

(註一)三月五日北京電報の傳へし消息に依れば、中・日互惠協定の件に付、外交部は既に財政・農商兩部及稅務處に通告し、之に關する會議を開催せんとす。又本會議は、中國方面よりの通知を俟ちて、正式交渉を開始すべく、日本側委員は佐分利通商局長にして、之に商務及農林各省委員を加へ、支那側は蔡廷幹を主席とす。該會議協定に先立ち、非公式に大體の交渉を遂げたるを以て、正式會議に於ては、多大の困難なく協定の成立を期待し得べし。又米・佛兩國も其高級輸入品に就き、互惠協定を締結すべく、既に其旨を中國側に通じ、了解を得たりと傳へらる。今後中・日互惠協定の進展と、同時に交渉を開始すべしと云ふ。(十五年三月上海銀行週報第十卷第九號二〇頁)

尙昨年十二月我委員間に於て考量したる、互惠協定に關する方針の大綱左の如し。

一、協定の品目及範圍

イ、品目數は大體支那統計番號百五十品目を標準とし、之を支那現行輸入稅表稅番品目五百八十二品に排列すれば、更に少くなるべきを以て、協定品目數は、現行稅番品目數の三割乃至四割の見當なるべし。

ロ、品目の範圍は、之を輸入額より見るときは、一九二四年度本邦輸入額二億四千萬兩中、一億九千萬兩にして大體八割見當なり。又各國に於て我が協定に均沾するものとし、支那全體より見れば、同年有稅品目輸入總額九億兩中、五億兩を占め、約五割五分に當る。而して右協定品目五億兩の輸入品國別割合は、日本三割八分、英一割九分、香港二割二分、米五分、佛一分、伊一分、蘭二分其他一割二分となる。

二、税率

イ、協定稅率は、厘金廢止を前提とし、平均一割以下の見當とし、五分・七分五厘・一割・一割二分五厘及一割五分の差等稅率とす。

ロ、範圍及稅率と稅收入の關係

右の範圍に依り一九二九年初めに於ける、支那輸入税收入の點より税率を按配するに、有税輸入品全部を平均一割とせば、一億六千九百萬元となり、恰も支那側提案の附加税額と、

現存輸入税收入とを加算したるもの、即一億七千八百萬元に近し。故に右税率は歲入上支障なしと認めらる。而して右平均を以て足るものとせば、凡そ協定品七分五厘、非協定品一割二分五厘の税率を配し得べく、更に協定品一割、非協定品一割五分即平均一割二分五厘の税率を按配するときは、輸入税收入は、一億八千四百萬元となり、常に厘金廢止の補償其他の目的に充當し得べし。故に本件協定に當りては、右品目の範圍と税率とを以て、十分支那側財政上の需要を充たし得るものと認む。

三、最惠國待遇方針

協定品目以外に付ては、相互的に一般的無條件最惠國待遇主義を採用す。

四、實施期

實施期は遅くも、國定税率の實施と同時たるべく、有效期間を十二年とす。

五、支那に對する協定品目其他

相互的税率協定の爲、我より支那に許容し得べき税率は、差當り本邦現行關稅定率法に依る無税品に付、無税協定となすことす。有税品中特惠を與へ得べき品目及税率に付ては、引續

き研究することとす。尙右無税協定をなし得べき重なる品目は、鐵鍛・豆粕・鰐骨・麩・石炭、棉花・鹽・繭・羊毛等にして、其對本邦支那輸出額合計一億一千萬元とす。

第五章 使途問題の提案

第一節 正式會議に於ける討議

加税收入用途の種類及範圍は、加税の程度及廢厘實行の如何に依り異なるべきも、支那側に於ては、財政整理の必要、殊に政費支辨の急を訴ふる結果、廢厘以外、政費の支辨に充當せんとするは、言を俟たざる所なり。然れども外國側に於ては、對支債權其他の關係に應じ、之が用途を按配せんとし、就中我邦の如きは、不確實債權の整理問題を、先決せんとしたるが、此れ固より當然の處置と謂ふべし。

用途問題の發端は、既に華府會議に於て、廢厘加税の準備手段の一として論議せられ、當時支那委員は、加税收入を以て外債整理の基金とせんことを主張したるが、列國は支那中央政府の財政難に鑑み、殊に鞏固なる政府を樹立する企てに好意を表し、且教育及一切の公益事業の發達をも顧念し、

- 一、外債の整理
二、中央政府の必要とする経費
三、教育及一切の公益事業の経費
に充當すること、せり。

其後支那關稅研究會の討議に於ては、種々の意見あり、即商會側は、一九〇二年マッケー條約の附件を基礎とし、獨り厘金廢止の抵補となす外、他に流用するを得ずとなし、又厘金廢止の代價となす外、其餘を外債整理に供すべしと稱する者あり。農商部代表は、附加稅の一部を以て、實業振興費とし、例へば沿海七省の漁業、西北各省の墾牧等に充當し、商業の發達を計るべしと唱へ、更に財政討論會に於ては、二分五厘加稅收入の七割を、外債整理に充當し、三割を行政費其他公益事業に供すべく、之を廢厘の補償に充當するは、華府會議の根本趣旨に反すとなせり。

這次關稅特別會議に於ける、使途問題に關する各國の提案を見るに、我全權は開會に際し、加稅收入二千九百萬元と、貿易の自然增收とを以て、海關收入を擔保とする現存の債務を償還したる後、毎年相當の剩餘を生すべく、此新財源に依り、支那政府は其必要とする行政費を充たし、同時に一般的財政整理を促進すべき實行方法を樹立すること容易なり、と述べたり。

- 支那側の意向は、十月三十日第一委員會に於て提議せられたる、關稅自主権回収の實行方法中に表明せられたり、即ち、
一、廢厘準備に對する補償、
二、債務整理、
三、行政費及建設費、
なり。又當時財政整理會の意見として傳へられたる計劃に依れば、年收一億元にして、建設費四千萬元、債務整理三千萬元、廢厘準備一千八百萬元、政費一千二百萬元なりと爲せり。
米國全權は、十一月三日の第一委員會第二會議に於て、加稅の使途を、
一、厘金代償として地方に對する分配、
二、厘金廢止後の厘金辨償金、
三、不確實債務の償却、
四、中央行政費、
の四となせり。

當初日本案は、即時實行せらるべき關稅增徵を、華府條約第三條の二分五厘加稅を基礎とし、立案せらるが爲め、之が使途を、

- の二項目に限りたるが、十一月六日第二委員會第一會議に於て、我委員は、
- 一、厘金收入に代るべき基金、
 - 二、支那政府財政的信用の確立、
 - 三、行政費、
- の三とし、(三)は支那側全權の證明を俟つて討議すべき事項となせり。

又同日伊國全權も、加稅收入の用途は、一、債務の消却、二、厘金廢止費用、三、行政費の三となせり。英國は又十一月十三日の第二委員會第二會議に於て、加稅收入の用途を、

- 一、厘金其他内國稅の廢止に對する地方への辦償金
- 二、借款の償還、

三、中央政府の費用、

となし、支那は十一月二十一日の用途專門委員會に於て、

- 一、裁厘抵補
- 二、建設費
- 三、内外債整理
- 四、中央行政費

の四項を擧げ、其分配額は、增收見込一億元を、順次三、三、三、一の比となせり。

增收額と用途との關係に就き、日本側の計劃せる所は左の如し。

一、附加稅二分五厘及五分に依る增收額

(イ)、二分五厘加稅の增收額は、現行五分稅の半額とし、之に自然增收年額四百萬元を加算す。
即一九二四年の收入五千七百萬元を基礎とし、之に自然增收を累加し、其半額を算出する

ときは、一九二六年三千二百五十萬元、一九二七年三千四百五十萬元、一九二八年三千六百

五十萬元となる。

(ロ)、奢侈品に對する加稅收入の增加に就ては、一九二四年の海關年表の計數に基き、各國の實例に徵し、奢侈品として加稅し得べき品目に對し、附加稅五分を課するときは、其額三百萬元となる。之を前記(イ)の增收額に加算するときは下の如し。(單位千元)

一九二六年	二七年	二八年	計
	三七、五〇〇	三九、五〇〇	一二二、五〇〇

二、附加稅增收額の用途

(イ)、内外債務の整理に付ては、日本は十一月六日の第二委員會に於て、新公債を發行し、支拂猶豫(モラトリアム)の實行を提議せるに依り、過渡期間中は、債務整理の財源として、加

税收入を充當する要なし。

口、廢厘補償に關しては、十一月十九日に於ける支那側の説明に依れば、過渡期間を通じ、約九千萬元を必要とす。厘金廢止は、國內産業保護に利する所なるを以て、之が補償財源は、加稅に依るの外、主として内國稅收入に依るを妥當とするも、假りに本件所要額の全部を、加稅に依頼することするも、前記加稅收入額は、過渡期間を通じ、約二千二百五十萬元の剩餘となる。

ハ、一般行政費補給に付ては、右廢厘補償の剩餘全部即二千二百五十萬元を充當す。

蓋し支那中央政府の一般行政費の所要額、并に之が財源の分配の如きは、民國政府の獨自處理すべき問題なるを以て、我全權は、深く之に立入りて論議することを避けたるものなり。然れども若し我提案にして採用を見んか、前記行政費の補給は、一般關稅收入剩餘・鹽稅收入其他自餘の收入と相俟つて、民國行政費の所要を充たし得べく、建設費の如きは、諸種の改革に伴ひ、餘裕財源を以て、之に充當する可とすべし。

用途の順位に關する支那側立案の趣旨は左の如し。

支那は自動的に裁厘するを以て、關稅自主權獲得關鍵とす。故に切實裁厘の計を爲し、之れが補償を用途の第一位とす。建設費は國家發展の基たるを以て、最重要視し、之を第二位とす。債務整

理は列國の最も重視する所なるも、元と國際私法の關係にして、内債の私法關係なると異ならず。各國は既に中國の獨立主權を尊重する以上、私法問題を下位に置くに異論なかるべし。仍つて之を第三位とす。中央行政費の補助は、鞏固なる政府を樹立する爲め、最も重要とする所なるも、其緊切の程度は前三者に及ばず、仍つて之を第四位とし、且百分の十を以て限度とす。

以上四項の用途中、第一項裁厘抵補は、毎年三千萬元を要し、低下するを得ず。然るに附加稅二分五厘案は、增收僅かに三千萬元に過ぎざるを以て、中國は加稅率の増加を計企しつゝある所以なり。建設費は、

甲、鐵道交通建設費、粵漢・包寧・平旁各路を先とす、

乙、水利交通建設費、道淮・黃河・運河・永定河、白河に關するもの、

丙、實業の改良發展費、胡蘆島築港・自開商埠等に關するもの、

等の費用に充當すべく、從つて前記四項の支辨の爲め、支那は少くとも一億元の增收を必要とす。若し一億元の增收を缺くときは、只第三第四兩項の用途を酌減し、第一及第二の兩項は、減額することを得ずとなせり。

上述の如く、厘金抵償債務整理及中央政費の三項は、日・英・米・支・伊の列國何れも之を主張し、只其充當額に關し、英米は其額を明示せず、支那案と日本案問には、多大の差異あるものとす。建

設費に關しては、日英米之を計上せず。支那案は之れに百分の三十を充當せるが爲め、債務整理額は減少し、反之日本案は、建設費を計上せざる結果、債務整理額は増加して百分の七十となれり。

蓋し日本の對支不確實擔保債權は、二億五千三百萬元の巨額に達する結果（米國三千三百萬元、英國は九千二百萬元）、我國が債務整理を重視せるは當然と謂ふべし。

本年二月以降三月迄の正式會議に於て、使途問題の提案を見たるものあるも決議に至らず、爾來非公式會議に於て、討議せられたるものとす。

第二節 非公式會議に於ける討議

第一、會議の經過

非公式會議に於て専ら討議せられたるは、使途問題中債務整理に關する事項にして、同件は各國利害の輕重を異にする結果、協商最も困難を極め、會議を重ねること三十餘回、而も具體的決議の成果を見ずして終れり。

債務整理に關する非公式會議の構成は、第一は支那を含めたる八箇國委員の會議にして、昨年十一月二十四日より本年三月三十一日迄に十六回の會合をなし、第二は支那を除いたる七箇國委員の會議にして、本年三月二十二日より四月十日の「クーデター」迄九回の會合をなし、第三は英米日三

箇國専門委員の會議にして、四月二十二日より五月三日迄八回の會合を遂げ、此外其間屢次専門委員の非公式小委員會を開きたり。

今各會議の經過を述ぶれば左の如し。

第一、八箇國代表會議

第一回、十四年十一月二十四日和蘭公使館に會合し、支那委員顏惠慶は、財政整理會の事業を報告したる上、支那の不確實債務額は、財政部約六億元、交通部二億五千萬元と推算すること、並に支那政府の行政費は、現在の收入以外、更に三千萬元を要すること、及債務整理に關しては、政府の收入を委託する機關を設くる要あることを述べ、相互に(リスト)を作成して提示せんことを約し、且當日の會議に於て債務整理問題は、斯る私的會合に於て、討議すべきことに大體の意見一致せり。

第二回、十二月七日同上代表の會合あり、再び顏委員より、列國各債務の元利、其他調査表を提示せんことを求めたり。

第三回、十二月十四日開會、顏委員より一九二六年乃至一九四〇年間の關稅收入見積並其使途に關する計數及債務整理案大綱を提出し、意見を交換せり。我芳澤委員は整理の範圍を、中央政府の債務に限局する支那案に對し、異議を唱へたり。

第四回、十二月二十一日會合、顏委員より支那側と各國側との計數比較の結果を披露し、内外債總額二億六千萬元ありと陳述したり。

英の「ピール」及佛公使は、整理案を提出し、殊に前者は、一九二七年より整理を始むる事とし、同年の關稅收入一億六千五百七十萬元(輸出稅增徵を含む)、之に生產稅收入三百二十萬元を合し、計一億六千八百九十萬元とし、此中四千萬元を債務整理に充當し、(一九二八年も同上)、尙右の外、(イ) 地方債を包含せしむるや否や、(ロ) 利率、(ハ) 換算率、(ニ) 整理債務の順位等に關し、決定をなすこと必要なりと述べたり。

顏委員は、地方政府は中央政府の認めざるものなるを以て、地方債を包含せしむることには同意する能はず、又賠償請求權も除外せざるべきと述べ、芳澤委員は、地方債と雖も、中央政府の承認が、記錄に載せられたるものは、保證と同様なれば、當然之を包含せしむべしと述べ、ストローン及ピールの二氏は反対したり。

又顏委員は、會議に於て債務整理にのみ重きを置き、建設費を開却するは、華府條約の趣旨に反すと述べたるが、英・米之に反対し、債務問題に局限せり。

第五回、十二月二十八日開會、顏委員より不確實外債總額(前回の分訂正)及交通部外債表を提出し、且前回の英・米案に就き意見を交換し、ピールは更に英國案の四原則を敷衍し、殊に厘金

補償稅に關し、特に重きを置く旨を述べたるが、日本代表は輸出稅の增徵に反対なる旨を陳述せり。

第六回、十五年一月六日開會、顏委員より現行輸入稅率を現實五分に改定せる場合の計劃、並日、英・米・伊各整理案の詳細なる比較表を提出し、佛國全權は自國案を説明すると共に、厘金廢止に就ては、英國と同様なる意向を有する旨を述べ、且附加稅率は、平均五分とする所、普通品に關しても、差等稅率を設くるの要ありと述べたり。

英國代表は、厘金廢止の方法立たば、附加稅を増加するも可なりと述べ、次で各委員間に於て、附加稅率に關し、華府會議の範圍を超ゆるの可否に付、意見の交換あり。

次で「ピール」は自國案に付、鐵道公債は其擔保たる鐵道收入を以て、支拂ひ能はざるときは、追加擔保として、關稅收入を以て支拂ふべしと説明せるに、白・佛・和・等の全權も同様の希望を述べ、何れも日本委員の提案を要求したり。

第七回、一月十三日會合、顏委員より關稅收入擔保内外債債還所要額に關し、各種年表を提出して説明を加へ、英・白・佛・和・全權は、鐵道債務も亦關稅收入を以て擔保とすべきと主張したるに對し、支那委員は種々其困難なる事情を述べ、更に各國委員は、日本案の提示を督促せり。

第八回、一月二十日會合、顏委員は附加稅使途に關する表を提出し、日本全權は次回より、專門委

員を同作し、又は専門委員のみを出席せしめ得べきことを發言し、一同の同意を得たり。又ビール及ストローンより、鐵道借款に付ても、償還資金を設くるの必要ある旨を述べたるに対し、支那委員は之れに反対せり。

日本委員は厘金擔保の地方債を、整理に包含せしむるを當然とすと述べたるが、英國全權は、右は厘金補償稅收入より支拂はしむべと謂へり。

「又ストローン」は顏委員に對し、整理案内に包含せしむる借款と、除外さるべきもの、明細表を作成せんことを求め、最後に顏委員の質問に對し、佛全權は陸境關稅輕減率廢止に關する主張を捨てざる旨を答へたり。

第九回、一月二十七日會合、顏委員より債務整理案及外支比較表又は決定方法に關し調書を提出し、各國委員交々質問せり。

第十回、二月三日會合、顏氏より不確實債務に關する、各國側及支那側の計數比較表を提出し、ストローンは鐵道公債に關する説明を試み、各國委員亦意見を述べたるが、結局佛國より提出したる鐵道統一案と共に討議することとなる。

第十一回、二月十日會合、顏氏より（イ）中央政府は其保證したる債務に關しては責任を有するも、單に認可したるに止まるものは、債務者たる地方政府に對して、憲法上認められたる手

段に依り、償還方を督促する義務あるに止まる旨の覺書、並に（ロ）英國の對米債務償還等の例を引き、支那新整理公債も低利長期のものたるべしと爲す、英國エコノミスト記者の論文を提出せり。英全權ビールは左記計劃を朗讀説明したり。

（イ）整理すべき債務額の決定は、三月末迄に各國支那側と協定すること。

（ロ）整理債務の範圍及內容の確定、例へば各債務に付實際金品の授受ありしや否や、公募公債は發行價格に依り之を定むべきや否や、賣掛代金も同一の取扱とするや否や等。

但日本委員は平等一率整理を主張し、賣掛代金の特殊扱いに不同意を表明せり。

（ハ）未拂利息に關しては、債務の種類に依り區別を設け、商業債務には復利、普通債務には單利とすること。

（ニ）外支間意見不一致のときは仲裁法に依ること。

（ホ）新整理公債の額面表示貨幣は、銀の部と金の部に二分し、内債は前者に、外債は後者に

依る。但顏委員は原債權表示貨幣に依るを可とするの意見を述べ。

（ト）整理公債は關稅全收入を擔保とするも、償還基金は、關稅收入より現存關稅擔保債務及

津浦・湖廣二鐵道公債償還所要額を差引いたる剩餘の一宗部即七割五分を充て、爾餘の二

割五分は鐵道緊急豫備基金 continent fund 及政費に充つること。

(チ) 整理公債の利率は當初より六分とす。

(リ) 整理基金の保管は、銀部分は支那銀行に、金部分は外國銀行に保管せしむること。

尙質問に應じ、厘金補償税は、支那銀行に保管せしむる考なりと謂へり。

第十二回、二月二十五日會合、顏委員より、

(イ) 地方政府、個人又は中央政府の一部局に對する借款は、中央政府の承認あるに非れば無効なりとの、外交部より外交團に宛てたる屢次聲明の要旨、

(ロ) 十五年八厘公債發行條例の英譯、

の二を配布し、ストローンは右十五年公債に就き、斯る高率内債の募集に反対せり。

第十三回、三月三日會合、前日日本側より配付し置きたる湖廣津浦兩鐵道借款、並に鐵道借款豫備資金に關する覺悟に付、質問を爲し、ストローンは公募公債の市場價格は、概ね發行價格に近きを以て、之に依らんことを主張し、日本委員は、賣買必ずしも之に依らず、米案を採用せば、善意の公債所有者に損失を與へ、利子計算の基礎も額面價格たり。且今次の整理の如く、現金を交付せず、整理公債に乘換へしめんとする場合には、益不合理なりと主張し、佛・伊之に同意せり。佛國マゾーは一定期日即一九二五年十一月末日の市價に依り、支那政府と各債權

者との間に決定すべく、決定に至らざるものは、仲裁の法に依るべしと述べなり。

第十四回、三月十日會合、顧委員より、(イ)關稅收入使途の順位に關する各國案要旨比較、(ロ)鐵

道借款(コンナンゼント、ファンド)設置案、(ハ)整理債務に關し、各國提出の表中、支那側

の認めたるものと否との表を提出し、ビル氏は整理債務額の決定に關し、意見を述べ、各國

全權の賛否を求め、佛全權は審計院をして、附加稅收入の使途を監督せしむべきことを提議し、

日本全權は關稅保管銀行制度に關する提案を配付し、ストローン氏亦關稅收入見積及使途に關する表を配付せり。

第十五回、三月十七會合、顏委員より、(イ)債務の範圍に關する説明及(ロ)佛國提議中建設費に關する支那側の意見書を提出し、ビルは獨逸の團匪賠償金を引當とせる二千萬元の内債發行に關する北京導報の記事を示し、之を難詰し、ストローン及佛・伊・白の委員均しく之に和し、支那政府の不誠意を責め、顏委員の辨明あり、日本全權の提議に依り、事實調査の報告を俟つことせり。

第十六回、三月三十一日會合、顏委員より(イ)不確實外債總額及國別比較表、(ロ)支那側及各國の債權表比較結果報告、(ハ)各國提出の債務表中、支那側の認めたるものと然らざるものとの表及説明、(ニ)十五年春節庫券實收額表等を提出し、就中(イ)に關し、顏委員は、本表は外債のみ

を掲げたるも、此外尙不確實内債にして、財政部所管のもの約二億六千元、交通部所管のもの約四千萬元、合計約三億元あり、従つて不確實内外債總額は、支那側の計數に依れば、約九億三千四百萬元、外國側の計算に依れば、十億四千二百萬元に上る、然るに整理債務總額八億元以上に上るときは、其整理甚困難となる、蓋附加稅收入は九千萬元と稱するも、實收は七千七百萬元見當なるべく、今厘金補償に三千萬元、湖廣・津浦借款償還に一千萬元、鐵道豫備資金に一千萬元を充當するときは、殘額僅に二千七百萬元にして、前記債務總額を整理すること不可能なるを以て、債務額の切下を行ふ必要なりと述べたり。爰に於て債務切下問題に付、支那委員及各國委員間に議論あり。又顏委員とビールとの間に、三月十二日附ビール氏書翰に付、質問應酬ありたり。

第二、七箇國代表者會合(支那除外)

第一回、十五年三月二十二日會合、和蘭全權より、顏委員の内債發行問題に關する書柬に接したる旨、並に右に對する回答に就て、意見の交換を行はんとし、尙非公式會合を爲さんとの提言に付、各國全權の意見の交換あり、英全權は内債は爾餘の債務の後順位たるべきものなりと述べたり。又支那顏委員に對しては、和蘭全權より、内債發行の件に關する支那側所論には、同意する能はざる旨を申送ることゝせり。最後にビールは裏に配付せる、債務整

理に關する原則に從ひ、作成したる決議案を提出せり。

第二回、三月二十四日會合、ビールは債務整理問題に關する、下記主要問題に付、逐次意見を交換せんことを陳述せり。

(イ) 附加稅收入と關稅收入とを一體として論すべしや、或は附加稅收入のみに付て論すべきやの問題。

(ロ) 鐵道債務豫備資金問題。

(ハ) 債務總額の決定に關する原則。

右方針は承認せられ、議事に入る。先づ(イ)附加稅收入を一般關稅收入と區別するの不可なる點は、ビールの意見と一致し、異論なし。(ロ)鐵道債務豫備資金問題に關しては異論あり、專門委員會の議に附すること、決す。(ハ)債務總額の決定に關し、中央政府の承認せる内國債を包含せしめんとする米及日本委員の意見と、之を除外せんとする英、白等の主張あり、又日本委員より、英國案に依れば、鐵道收入を擔保とする債權が、一般整理に入り得ざる點に付異議を唱へたるも、各國の支持を得ず、小委員の討議に移すこととせり。次に發行價格に依り、債務額を決定すべきや否やの點に關しては、後日の討議に委すること、す。

更に三月二十六日ニ十七日及二十九日の三日に亘り、日、英、佛、白、和の五國專門委員は、

非公式小委員會を開催したが、其主要議事左の如し。

一、適用を受くべき鐵道債務の範圍

日本側の調査に基き、假りに作成したる鐵道收入擔保債務表を配付し、關係各國より正確なる計數を提出せしむることを提議せり。

ビールは鐵道債務總額約三億百萬元、利拂所要額約千六百萬元と述べしが、白國委員は、右の外隣海鐵道借款あるを以て、總額三億五百萬元、利子千七、八百萬元、元利所要額約二千八百元と主張せり。尙白國委員は鐵道債務中、材料供給に關するものを除外すべしと注意したるに對し、ビールは鐵道債務は、(イ)建設費の借款、(ロ)鐵道材料購入代支拂の爲め、銀行より借入れたるもの、及(ハ)單純な賣掛代金とに區別し、内(ハ)は除外すべきも、差當り(イ)及(ロ)を含む表を作成すべしと云ひ、二三の論議あり、結局日本委員の提議に従ひ、先づ鐵道收入を擔保とする債務表を作成したる後、其採否を決定することせり。

二、充當資金額

(イ) 支那側に與ふべき、建設費及行政費中より、本件資金を支拂することに付ては異議なし。

(ロ) 右建設費及行政費として充當すべき額は、關稅剩餘の二割五分を越えざることに關

し、多少の異見あり、留保することとなる。尙白國委員は、湘廣及津浦鐵道の借款をも加へ、本件資金を増加せんことを提議せるが、英委員は右借款は特異のものなれば、研究を要すとなせり。

(ハ) 本件資金設置を五年に限ることに反対あり、日本委員より支那が三年を主張し居ること、並に本案は性質上永久的のものに非る所以を説明したる結果、原案を認め、但五年後ど雖も、軍閥の干渉に依り、鐵道の状況が、舊に復せざるときは、存續せしむることす。

三、順位の問題

(イ) 關稅剩餘の七割五分を債務の償還整理に、二割五分を建設費及行政費(本件資金を含む)に充て、且整理基金の最少限度を定ひるの點及

(ロ) 關稅剩餘の二割五分の範圍内に於て、本件資金を行政費と同一順位に置くべしとする點

に就き、意見を交換せるが、佛マゾー委員は、本件資金は行政費よりも、優先せしむべしと云ひ、米・伊兩國委員は留保せんとし、日本委員は同順位を主張し、決定を見ず、終に本會議に報告することとなる。

前記七國代表者會議は更に繼續したり。即ち左の如し。

第五章 使途問題の提案

第三回、三月三十日會合、議案の要點は、

一、和蘭公使より、前記小委員會の經過を報告し、結局ビールの提議に依り、本件は各計數出揃の上、更に討議することす。

二、米國側よりの（イ）、債權者に整理より脱退する自由を認むる點、（ロ）内債は二億五千萬元以内に、支那政府をして定めしめ、外債に關しては、速に最大限の見積表を定むる點

は共に異議なし。

三、英國案の討議に入り、公募公債發行價格に依り、其額を定めんとする點に關し、米・白兩國委員は、之の原則を認むる以上は、銀行にて買入れ、賣出さざるものに付ても、之を適用すべき理なりと主張し、ビールの反対あり、結局佛マゾーの提議に基き、本案を撤回し、額面價格に依ることなる。

四、延滞利子切下問題に關し、日本委員は米國案を可とし、利率の最高を九分とする点を主張し、ビールの反対あり、結局七分複利とすることに決定せり。

第四回、及第五回、四月一日及二日に會合、英國側より七國會合に於て、當日迄に討議の結果到達せる點、并に新に考慮を要する點を摘記せる覺書を提出し、右に付前回決定を見ざりし

（イ）債務額決定の手續、（ロ）整理公債の額面表示貨幣、（ハ）整理公債の條件等決定の爲

ため、小委員會設置問題に關し討議せり。

第六回、四月五日會合、米ホーンベックより英國案に對する修正案を提出し、整理公債の利率並に關稅剩餘の意義に關し意見を交換せり。

第七回、四月七日會合、（イ）前回米國提出の改訂案に付討議し、（ロ）和蘭委員より内債の優先順位を認むること、其他に關し提議あり、（ハ）英國全權は前回決定せる點を摘記せる覺書を配布せり。

第八回、四月八日會合、（イ）英國委員再び前回決定事項の摘記を提示し、（ロ）和蘭委員より内債順位の問題に關し提案、各國委員の討議あり、（ハ）湖廣・津浦鐵道借款問題に關し、日本委員より其法律的解釋論に付、日本側の所見を陳述せり。

第九回、四月十日會合、（イ）英國委員前回同様、決定事項の摘記を提示し、（ロ）和蘭委員より内債順位問題に關する修正案を配布し、日本側より更に之に對する修正案を提示し、（ハ）湖廣・津浦鐵道借款問題に關し、ホーンベック等より意見を述べたるも結論に至らず。

以上述ぶる所の各會合に於ける討議事項を、各事項に分ちて、概説すれば左の如し。（日本専門委員の解説に依る）

關稅增收の使途、殊に債務整理問題の討議は、支那を除きたる、七國非公式會議に變形したる後、

本件に關する英國案は、稍明瞭を缺く嫌あり、本邦案を基礎とする所にして、即保證債務及地方債務中政府の正式承認を得、又は賦權ありたるものは、整理に包含せしむることに決定せり。但支那側は保證債務に在りても、特殊のものに限り之を包含せしめ、地方債務は全然除外せんと固持したり。

二 儲蓄額の決定に関する魚

て、債務額を算定することゝし、債務の性質、其他原契約の條件に基き、整理金額に調整を加へざるを以て、整理の根本原則とすることは、昨秋以來本邦委員の熱心主張し來れる所なるが、整理債務總額は、各國側より提出せる概算額約七億五千萬元にして、之に支那側提出の内債整理額三億元を加ふるとさは、約十億五千萬元となり、到底流通力ある債券として、合理的條件を以て、整理することと認はすとの意見強く、爲めに支那側は、夙に債權の性質其他の事情を考慮に加へ、債權額の切捨てハ井に發行價格あるものは、之を以て債權額とすることを提議したるが、本邦案としては、債

（イ）一割以上は一割に引下げ計算すること。

本邦債の實質に付疑惑を抱かしめ、延ひて一律平等整理主義に、累を及ぼす悶あるものあり、伊國を除く他の諸國は此主義に賛同したり。然るに我債権の利率中、著しく高利にして爲めに依つて一般金利に照らし、公正と認めらるゝ程度に利率を引下ぐることは己むを得ざるものにして、且諸外國債権にも、一律之を適用せしめ、之に依りて右根本原則を確認せしむるは、寧ろ得策なりと認め、米國案を説得し、

第一、延滞利子切下問題に付ては、支那側は關稅會議開催遲延に依る延滞利子全部の放棄及其以前の分は三分見當にて算出すべしと唱へ、英國は六分、米國は八分にて計算すべしと提案し、

題を誘發する悶あるを以て、極力之に反対したり。然れども、

（註）凡ての債權の延滞利子の割率を一割引する事など）、米國麥考氏

したり。然るに各國共右は高利に過ぐと爲し、難色ありしが、種々の理由を示し、各國の同意を得たり。右方法適用の結果は、本邦債權減額は、左迄重大なざらる見込なり。

所は、債権者をして、現實に支拂ひたる金額の限度に於て、満足を得しむべじと云ふに在り。相當根據ある主張なるも、我委員は、債権元本切下の端を開くは、主義上面白からずとし、極力之に反対し、佛之に和し、公募債権と雖も、額面金額を以て整理するの主義承認せられたり。

尙英國は鐵道關係債権に付ては、債權金額の決定、延滞利子の計算に付、特殊の地位を與ふべしと提案せるが、後之を撤回せり。

斯くて凡ての整理債権は、元本金額の額面價格（延滞利子に多少の調整を加ふる外）を以て、整理金額どし、之が整理の條件は、無差別平等とすることとなれり。

三、「アグレン」整理内債の件

使途の決定に當り、既存關稅擔保債権の優先權を有すべきは勿論なるが、「アグレン」内債に關しては、從來の經緯に顧み、新整理公債の擔保力を確保する爲、之を後順位とせんこと、當初本邦及佛國側の主張せる所なりしが、既に同内債は關稅より支拂はれ居り、且支那政府及アグレンを信認し、確實なる債券として取引せられ居るに拘らず、此實狀を破壊するの案は、支那側に於て到底容認せざるべく、一方金融界の秩序を紊乱するの惧あり、旁妥協案として、現に元利共正規に事實上の支拂を受け居るものには之が優先順位を認むること、其内特殊のものは、計劃を變更して長期と述べたり。

し、最初數年間に於ける他の使途に對し、財源の餘裕を作ることに意見一致せり。

四、湖廣・津浦兩鐵道借款

本借款の優先權及充當額に付ては、本邦側は研究すべきものとして、留保したるが、四月十九日借款契約の法律的解釋并に實際的考察に關する、本邦側所見を詳述したる覺書を配布したり。法律的解釋に關しては、大體各國に於て異議なく、充當額の問題には議論あり、英國は結局鐵道豫備資金を増額し、本借款の償還基金を、之に求むるのる對案を有するもの、如し。

五、鐵道豫備資金の件

本資金設置に關しては、鐵道債務に對し、一種の差別的待遇を爲すものと認め、本邦側は當初より之に反対したり。然れども英白和之を固執し、佛米之に同意し、殊に白和の如きは、本件を以て關稅會議の眼目となし、極力之を主張せり。本邦側に於ては、非公式小委員會の審議に際しても、尙研究を要すべきものと爲し、賛否の意見は、使途問題の全局を見たる上に非れば、決定し能はずと述べたり。

六、新整理公債の條件

新整理公債の利率、償還年次等は、充當財源の如何に依り、適宜決定すべきものなるが、本邦側は調査の結果、腹案として作製したる、整理公債條件案（最初三年三分、次の三年五分、爾後七分

一九二七年より償還開始、一九四五年完済)に對し、各國は大體に於て異議なく、唯英國は二十五年程度に長期とする事と、米國は初年度より償還を開始すること等の提案を爲せるが、本件は充當財源額明白となりたる上、更に適當の配分を施すこととなれり。

七、使途計劃の大綱及順位問題

(イ) 附加税九千萬元を承認する事とするも、厘金廢止補償に充當すべき金額、相當多額に上り、債務整理其他に對する財源必しも多からず、即ち假りに英國案に依り、厘金補償税を設置し、其收入を地方に分配するとせば、其額三千七百七十五萬元(即一九二七年分現行五分稅收入六千百萬元、附加税九千萬元計一億五千百萬元の四分の一)に達す。(而して本邦案の主張の如く、湖廣・津浦兩鐵道借款償還資金は、此中より支出するものとす)。

尙現行關稅收入中、抵代稅四百五十萬元の全部及常關稅六百萬元の一部は、右特別の賦課に伴ひ、之が收入を見込むことを得ず、其缺陷は當然新附加税收入に依り補填する外なし。假りに其補填額を八百五十萬元と見るとせば、合計四千六百二十五萬元は、關稅收入より第一次に扣除せらるゝものとなり、新使途に充當し得べき餘裕財源は、四千三百七十五萬元となる。(現行關稅收入の剩餘は殆無し)

四、關稅、常關稅の補填

加之新附加税收入が、初年度に九千萬元の實收ありや否や、各國共に疑を抱き、支那側は七千八

百萬元とし、英・米共に又同様の見込みをなせり。従つて前記餘裕財源の見積額は、著しく内輸とする傾向あり。(米國が當初整理債務に、四千五百萬元を充當すべしと爲せるは、精確なる調査に基きたるものに非りしを以て、後計算の基礎を改めたり)、依つてアグレン整理公債の償還繰り延に依り、餘裕財源を増加せんとする等、相當苦心を要する次第なり。(自主権回復後に於て、税率を引上げることを前提として、過渡期間に比し、更に多額の増加を見込むことは、政治上面白からざるを以て、各國共に一九二九年以後に於ても、自然増收以外の増收を見込まさるなり)。

(ロ) 新整理公債の財源及順位に關しては、前記餘裕財源中より新整理公債の元利償還に必要とする、確定金額を、優先的に充當することは、本邦當初の提議にして、米國案亦同様なるが、前記の如く新附加税收入が、果して豫定の實績を得べきや否や、一般に疑悶せらるゝに際し、若し新整理公債に對し、行政費及建設費(鐵道豫備資金を含む)に比し、絕對優先の順位を與ふるときは、附加税の實收如何に依り、或は後者に對しては、全然充當すべき財源なき場合を生ずべし。斯くては到底支那をして満足せしむること能はざるを以て、英國案は、前者に餘裕財源の七割五分、後者に二割五分、を同一順位に於て割當つることとし、債務整理計劃は、此七割五分の範圍内にて、適當に立案すべきものと爲せり。尚右二割五分の收入中、一千萬元迄は優先的に鐵道豫備資金に充當せむことを提議し、白・和・佛等之に賛成せり。本提案は新整理公債を、不確實的地位に置くものとして、本

邦及米國之に反対し、假りに本案に依るも、元利償還に要する最低確定金額を優先的に保證することは、整理公債の性質上必要なりと主張し、尙二割五分中、鐵道豫備資金と行政費との間に一定割合を定め、之を同順位に置き、依つて支那政府が、行政費の配分に與るの機會を均等ならしむべしと説きたるが、英・白・和等は、一般債務整理に對し、利害關係少く、獨り鐵道本位の主張を堅持せる爲め、解決容易ならず、米國は少くとも、整理公債毎年の利拂額は、絶対に優先せしむべしと説き、且若しも五分收入にして、所定の元利償還を了し、尙餘裕あるときは、其半額は追加償還に充て、他の半額を行政費に追加するの案を提示し、本件の解決に努めんとせり。

第三、日・英・米・三國専門家會議

前述の如く關稅增收の使途に關する原則に就ては、和蘭公使館に於ける非公式會合に於て、討議を重ねたるが、尙關稅增收の見積并各使途に對する、充當金額に關する、具體的計劃の全體に亘りては、未だ十分の討議を見るに至らずして一時停頓の状態となり、而して四月十九日英國公使館に於ける日・英・米三國全權會合後、日本側の提議に基き、四月二十一日日・英・米三國専門委員の間に非公式會合を開き、債務整理其他使途案件を協議し、協調案作成の方針を探ることとなりたるが、三國専門委員は、個々の使途に關する細目の審議よりも、各使途に對する金額充當の具體的計劃に重きを置き、之に關じ各自具體的試案を提示して忌憚なき意見の交換を行へり。三國委員は英國スチ

ュワード、米國ホーンベック、バーキンス、及日本佐分利・津島の兩名なり。

會議の場所は、四月二十三日米國全權事務所を使用せる外、他は凡て英國公使館とす。回數總て八回、第一回四月二十二日、第二回同二十三日、第三回同二十六日、第四回及五回同二十八日、第六回及七回同三十日、第八回五月三日なり。

一、米國第一次改訂案

米國委員は、曩に三月九日附を以て增收使途計劃案を、和蘭公使館非公式會合席上にて配布したるが、當時未だ之が審議を見るに至らず、又同案には不備の點ありしを以て、米國側は之を修正し、四月二十二日第一次改訂案として、三國専門委員會議に提出したり。然るに同案も亦忽卒の間に成り、批評の餘地あり、我委員の質問に會し、米國側は更に修正の要を認めたり。本案の主眼とする所左の如し。

(一)、厘金補償稅の四分の一を五分の一に減じ、湘廣・津浦鐵道借款は、別途の使途項目として、之に相當金額を充當すること。

(二)、新整理公債は、一九二七年には元利を償還せず、一九二八年より償還を開始す。

(三)、建設費行政費は、一九二七年に一千七百萬元(鐵道豫備基金一千萬元を含む)、一九二八年

に一千一百萬元(同上)を充當すること。

第五章 使途問題の提案

(四)、新整理公債の元金償還は、行政費よりも後順位と爲すこと。

右に對し我委員より、

(一) 湖廣・津浦兩鐵道借款に對し、別途の使途項目を與ふることは、該借款契約の法律的解釋上、妥當ならざること。

(二) 新整理公債の元利償還は、一九二八年より開始することゝし、而も湖廣・津浦兩鐵道借款、建設費行政費に對し、一九二七年より增收を充當するは、權衡を得ざること。

新整理公債の元利償還を一九二八年より開始するは、畢竟一年間のモラトリアム案に外ならず、モラトリアム案は、昨年十一月六日本側より提議したる際、各委員は、支那信用回復の爲め、同案は採用するを得ずと、反対したる事實あるのみならず、一方九千萬元附加税の提案は、モラトリアムの實行を必要とし、且債務整理を趣旨とするに拘らず、九千萬元附加税案の下に、尙一年間のモラトリアムを實行せんとするは了解に苦しむ、

と述べたり。之に對し、英・米側は、

九千萬元附加税案に於ても、最初より新公債の元利支拂を實行せば、使途計劃を將來に更りて安固ならむしるを得ず、故に其資金を後年度に繰越さんとするものに外ならず、即案本に依るも、

一九二七年度に於て、債務整理の爲め、何事をも爲さざる譯に非ず、純粹のモラトリアムに非る所以なり、

と辯解せり。尙當日英委員スチュワートは左の通り言明せり。

英國の方針は、通商貿易上の障害除去、交通機關の能率增進等に重きを置き、債務整理の如きは、英國の不確實債務僅少なる結果、自然第二位に置けり。蓋英國は新整理公債に依り、一箇年百萬元の元利償還を得んよりも、其對支貿易を保護し、鐵道債權を確保すること一層必要なり。現に昨年中の排貨に依り、英國商人の損害は、一千六百萬磅に上りたり。從つて債務整理の具體案の如きは、支那政府をして立案せしめ、之を基礎とし、協議の上之に承認を與ふるの方法を探るを至當とす云々。

二、米國第二次改訂案及英國案

米國側は四月二十三日の會合に於て、第二次改訂案を提出し、又同日英國側も使途計劃案を提出せり。(兩國共問題たるべき、當初數年間の計劃を表示す)

(一) 收入見積

本案に於ては、第一次改訂案と同様、現行關稅收入を一九二七年一億元と見込み、其中沿岸貿

(二) 米國第二次改訂案の内容

易税四百萬元は之を廢止すること、九千六百萬元を計上し、一九二八年及二九年度の自然增收各三百萬元、一九三〇年及三一年度四百萬元、一九三二年五百萬元を加算せり。又新附加稅收入は、一九二七年六千萬元、一九二八年七千五百萬元、一九二九年八千萬元、一九三〇年に至り始めて九千萬元の增收を得べきものとし、以後自然增收年額五百萬元を見込みたり。

右關稅純收入中より、舊債負擔を差引きたる、各使途財源は左の如し。

一九二七年 六六,000,000元

二八 八六,000,000

二九 九八,000,000

三〇 一二,000,000

三一 一二一,000,000

三二 一三八,000,000

(四) 使途

(A) 厚金補償の爲充當すべき金額は、輸入の四分の一とし、湖廣・津浦借款償還資金は此中より支辨すべきものとし、本邦側の所見を採用せり。

本項金額を使途財源より扣除するときは、餘裕財源は左の如し。

一九二七年 三七,000,000元

二八 五一,000,000

(B) 債務整理其他の使途に對する充當金額に付ては、英國提議の百分比例案に依らず、確定金額を特定する案を支持したり。

(C) 一九二七年度分餘裕財源は、行政費の爲一千萬元を充當するに止め、殘額は使途計劃遂行の爲め、之を後年度の準備資金として、留保する案を採用せり。

(D) 新整理公債十億元の元利償還は、一九二八年より開始し、利率は一九二八年及二九年四分、一九三〇年及三年五分、一九三二年以降七分とせり。

(E) 建設費行政費及コンチネンゼント、ファンドに對ては、一九二八年及二九年合計二千萬元、爾後毎年二千二百萬元を充當す。此中建設費及行政費と、コンチネンゼント、ファンドと各半額を充當す。

(F) 各使途の充當金額を扣除せる殘額を剩餘とし、一部は後年度充當金額補足の用に供し、

尙一部は一九二八年以後の、新整理公債の「ミニマム」元利償還資金（最初五年間二百五十萬元、一九三三年五百萬元）に充當し、尙殘額は折半の上、之を建設費行政費及新公債の追加償還額を充當す。

還に充當す。

(二) 英國案内容

同日提出したる英國案は、其收入見積り、新使途充當財源の如き、何れも假りに米國第一次改訂案の計數を踏襲し、(英國は米國案の見積には異見を有す)又新整理公債の利率の如きも、米國案を其値採用し、唯使途計劃の大體を示すが爲め、作成せられたるものにして、嚴正なる意義に於ける英國案と稱するを得ざるも、英國案の各使途に對する充當金額及順位等、主要なる點を知り得るを以て、其要領を摘記すれば左の如し。

(A) 収入見積及新使途餘裕財源

收入見積りは、米國第一次改定案に依り、厘金補償として、輸入税收入の四分の一を控除したる金額を、新使途餘裕財源としたること、米國第二次改訂案に同じ、唯米國案の如く、湖廣・津浦鐵道借款の償還を、厘金補償税收入中より支辦すること無く、コンチナント、ファンドに包含せしめたり。

(B) 使途

厘金補償以外の使途計劃に關しては、英國側が當初より提議し居る、百分比例案を作り、原則として債務整理に七割五分、其他の使途に二割五分を充當することとす。

(イ) 債務整理

一九二七年は新整理公債の元利償還を行はず、充當資金七割五分即二千八百萬元全部を後年度に繰越す、債務整理總額は之を七億五千萬元に限定し、利率は米國案同様四分・五分及七分を假用し、利拂所要額一九二八年及一九年三千萬元、一九三〇年及三十一年三千八百萬元、一九三二年五千三百萬元を計上す。又元金償還は、一九二八年二百五十萬元、爾後毎年二百五十萬元を増加す。而して右元利償還所要額を、七割五分財源より控除したる殘額の一部は、當初數年間は、建設費行政費及コンチナント、ファンドの財源補足の用に供す。

(ロ) 建設費(コンチナント、ファンドを含む)及行政費

本項に對しては、二割五分財源を折半し、一九二七年より各之が充當を開始す、而して一九二七年より一九三二年に至る迄の各年度充當額は、夫れく四百五十萬元・六百萬元・八百萬元・九百萬元・九百五十萬元・一千一百萬元とす。

(ハ) コンチナント、ファンドの補足

本項は前項に依り明なる如く、當初一千萬元に達せず、而も英國案は、湖廣・津浦鐵道借款の償還をも、本項を以て支辦するの案を立て、全部を年額一千五百萬と計上せる爲め、右二割五分財源の不足は、債務整理充當財源七割五分の剩餘を以て補填するの案を設けたり。而し

て斯く本項財源の不足を補填したる後、尙剩餘あるときは之を *balance of pool* として後年度に繰越し、實收入が見積額に達せざる場合に於ける、各使途に對する準備財源たらしむるものとす。

(三) 英・米両提案に關する協議

四月二十三日右英・米両案の提出を見、兩國専門委員より各説明あり、特に英國委員は、厘金補償費中より、湖廣・津浦借款を償還せしむることは、到底本來の目的に副はざるを以て、別途にコンチネンント、ファンド中より支辨することとしたるが、本案の趣旨は、支那側提案にも存在する所なり。日本委員の兩鐵道借款契約に對する、法律的解釋に就ては、諒とする所なるも、實際上の取極めは、右の如く決定するを適當とす。

と陳述せり。又英國案は、債務整理額を、外債五億、内債二億五千、合計七億五千萬元に限定したるが、之に對し我委員より質問を發したるに、英國側は、

整理額に就ては、未だ具體的考案を有せざるも、十億元の巨額を、獨り關稅の負擔として整理するときは、支那國民をして、海關は債務償還機關に過ぎずとの感を抱かしめ、海關的地位維持の大局上面白からず、故に整理額の限度は、支那政府をして、適當なる具體案を作成せしむることすべし。

と應答せり。仍て我委員及米國側は共に、債務整理事業の必要及債權切下の困難なる事情を力説し、且整理額を十億元とするも、關稅の負擔に付ては、相當の考慮を拂ひ、整理公債の條件を、適當に定むるときは、毫も英國の憂慮する如き結果を生ぜずと取したるも、英國側の本件に對する態度は頗る強固にして、其了解を得ることは、容易ならざるものと見られたり。

三、日本側第一次提案

(一) 日本側第一次案の内容

日本側は英・米提案の後、四月二十六日の會合に於て、具體案を提出したり。其要領左の如し。
 (イ) 現行關稅收入に付ては、比較的內輪の見積を爲すと共に、附加稅收入は初年度より九千萬元を計上す、但次年度以後自然增收を見込ます。

(ロ) 厘金補償稅は、全輸入稅の四分の一とし、湖廣・津浦兩鐵道借款償還及厘金補償に充當すること。
 (ハ) 新整理公債及建設費行政費は、餘裕財源の七割五分及二割五分を充當し、新整理公債は一九二七年より三分利付として、利拂を開始することとし、建設費及行政費は各一割二分五厘宛とし、且建設費中には、コンチネンント、ファンドを含ましむること。
 等にして、更に之を詳説すれば左の如し。

(A) 収入見積

現行輸入税一九二四年の實收五千七百萬元、之に毎年自然增收四百萬元を加算し、且一九二七年には右の外、現實五分改訂增收四百萬元及同自然增收年額百二十萬元あり、尙沿岸貿易稅年額三百七十五萬元は、一九二八年迄存續し、以後皆無とし、常關收入は一九二七年四百萬元、一九二八年二百萬元、以後皆無とし、右各稅收入合計より徵稅費千八百萬元を扣除し、現存關稅純收入を算出す。

新附加稅收入は、一九二七年以降毎年九千萬元を計上し、自然增收は、前記現行五分稅に付、相當額を見込んだるに依り、之を計上せず、斯くて右兩者を總計して、附加稅徵收後の關稅純收入を算出したり。而した此純收入中より、關稅の舊負擔（アグレン内債の一部は、償還期限を二十年に延期したる改訂額に依る）を扣除し、新使途に充當すべき收入を算出したり、其額左の如し。（單位千元）

一九二七年	一一三、三九六
二八	一〇六、九一八
二九	一〇六、六九一
三〇	一一二、一二四
三一	一一七、七三七

(B) 使途

(イ) 厘金補償費及湖廣・津浦借款償還費

厘金補償費は、英國案を採用し、全輸入稅の四分の一とし、其年額一九二七年三千九百七十五萬元、爾後輸入稅收入の增加に伴ひ増加す、尙本稅收入を以て湖廣・津浦借款の償還所要額を支辨す。

(ロ) 前(イ)項を扣除したる餘裕財源は、之を債務整理及建設費行政費に充當すべきものなるが、確定金額案に依るも、百分比例案に依るも、充當金額自體には大差なく、且將來關稅の增收が、見込以上に上の様の場合に於ては、債務整理上後者を有利とするを以て、遂に百分比例案を採用し、餘裕財源の七割五分を充當することせり。而して新整理公債は、一九二七年より利拂開始、利率一九二七年一九年三分、一九三〇及三年五分、以降七分、元利償還は一九二八年より開始、當初七年間二百萬元、八年目五百萬元、九年目一千萬元、以後増額して一九五一年迄に完済す。但元金償還は、建設費及行政費と同順位とす。

(ハ) 建設費及行政費には、餘裕財源の二割五分を充當し、各之を折半す。但建設費にコンチネント・ファンドを包含せしむ。尙右各費目の充當金額は、一九二七年七百九十五萬六千元、

一九二八年八百二十七萬元、一九二九年八百十一萬七千元とし、爾後加す。本案に依るときは、コンチネンゼント、ファンドは一千萬元案に對し、八百萬程度に減額せしむるものとす。

(ニ) 若し右七割五分の財源を以て、新整理公債所定の元利を償還し、剩餘あるときは、之を追加償還と建設費及行政費とに折半充當す。此點は米國案の趣旨を容認すること、せり。

(二) 日本側第一次案に關する協議

右本邦案の提案に對して、

(イ) 英國側は、厘金補償中に、湖廣・津浦借款償還費を優先に負擔せしむることは、法律的解釋に據する日本委員の意見は別とし、通商上の障害除去、並に貿易促進を圖るが爲め、主眼たる措置とせる、厘金廢止其もの、實現に、一大障害となる惧あり、支那側の思惑も亦懸念せらるゝを以て、厘金補償税は、純粹に厘金補償費として使用すること、絕對的に必要なる旨を反覆力説し、日本案に調整を加へんことを希望せり。

日本側は、輸入税四分の一は、相當多額に上り、假に此中より、前記兩鐵道借款所要額全部を支出するも、殘額尙三千萬元を得べく、厘金補償には十分なり、又開港場に於て消費せらるゝ輸入貨物も、亦厘金補償税を負擔するものにして、而も其收入は、地方に對する追加補償として、分配せらるゝものなるが故に、之を以て地方を満足せしめ得べしと述べたり。

然るに英國側は、本件は要するに主義の問題なら、厘金補償費は、純粹に他の使途と混同せざることを要すと爲し、其所説を固持して動かず、而して米國側は、一時日本側の意見を容れ、其第二次改訂案に於ては、厘金補償費中に、兩鐵道借款を包含せしめたること、既述の如くなるが、今や英國側の意見を理由ありとし、之に承服する旨を明言せり。

(ロ) 新整理公債の利拂を初年度より開始する本邦提案に對しては、英・米側共に、使途計劃の全體を不安ならしむるものとして、强硬に反対したり。

蓋其理由とする所は、新整理公債の利拂を初年より開始するときは、鐵道豫備資金の充當額も、亦初年度より増加することを要すべし。然るに日本側見積は、新附加稅收入を、初年より九千萬元と爲せるも、之れ確實なる計算に非ず、故に初年度に於ては、已むを得ざる厘金補償費及支那政府の行政費に、相當額を充當する外、他の項目に對するものは、悉く之を留保し、第二年度よりの使途計劃を確實にするに如かず、又第二年度より利拂を開始するときは、四分利付とするを得べく、債權者の利害より見るも、大差なしと謂ふに在り。

殊に米國は、新整理公債の利率を、成る可く高率とし、marketable のものとすること必要なりとし、三分の利子は、餘りに低率なりと主張せり。之に對し我委員は、「債務整理の實行を、新附加稅徵收期より、一年遅らしむることは、附加稅九千萬元增徵の趣旨に附はざること、並

に猶豫期間の利子問題の處理困難なるべきこと等を説き、且「新附加税收入を初年度より九千萬元と計上したるも、本邦案に依れば、同收入は各新使途に充當したる後、尙相當の剩餘ある計算なるを以て、假令收入に相當の減少を見るも、何等の支障を生ぜざるべし」と附言せり。

尙元金償還の順位を、建設費及行政費と、同順位に置く提案に對しては、餘りに事態を複雑ならしむとの非難ありたり。

(ハ) 新附加税増徴後の關稅收入の見積に付ては、米國案は新附加税收入年額六千萬元を計上するに過ぎず、然れども米國案は、後年度に至り、相當多額の自然增收を見積り、本邦案は之を見積らず、斯くて使途計劃決定の、前提たるべき事項に付て意見の相違あり、當日の會合に於て、英委員スチュワートは、書面に依り意見を提出したるが、同氏は(イ)附加税増徴後の輸入税率は、現實一割一分五厘となるものとし、(ロ)將來の輸入貿易は、毎年平均四千萬元の自然增加あるものと推定し、此れに依り將來の輸入税收入を見積る方法を採用せり。其結果は偶然にも本邦側見積と殆差異なきことを示し、且米國側の見積は、當初過少にして、後年度は自然增收過多なりとの結論に達する旨を述べたり。尙同氏の見積中にも、最初數年間の附加税收入に付、一定の增收を見込んだるが、此は内論の計算を妥當とし、日本側の如

く、初年度に於て九千萬元と見積るは危険なりと附言せり。米國側は最初二三年間の附加税收入見積に付ては、英國側と見解を同じくすることを表明せり。

四、米國第三次改訂案

四月二十六日の會合に於ては、主として本邦第一次案に付、三國専門委員の意見の交換ありたるが、米國側は當日協議の結果に基き、第三次改訂案を作成し、四月二十八日の會議に提出し、之が審議を求めたり。

(一) 米國第三次改訂案の内容

本案の要旨左の如し。

A 收入見積中、現行關稅收入に付ては、本邦第一次案の計數を其儘採用し、又附加税收入に付ては、本邦側の見積を斟酌し、一九二七年七千五百萬元、一九二八年八千五百萬元、爾後毎年大體五百萬元の自然增收を見込みたり。

B 使途

(イ) 厘金補償税は、第二次案に於ては、輸入税の五分の一なりしが、本案にては之を四分の一となせり。

(ロ) 湖廣・津浦借款に對しては、特別の使途項目を與へ、一九二七年九百萬元、一九二八年七

百萬元、一九二九年以降八百萬元を計上したり。(一九二七年に多額を計上せるは、延澤利子の關係あるに因る)

(ハ) 新整理公債は、一九二八年より元利の償還を開始すること、從來の提案に同じ。利率最初二年四分、次の二年五分、更に次の二年六分、一九三四年以降七分とする。元金償還割合は、二、三、四、五、六百萬元と漸増し、一九三三年より一千萬元に增加す。右新整理公債の元利償還は、鐵道豫備資金建設費及行政費に優先す。

(ニ) コンチネンタル、ファンダは建設費とは獨立し、一九二八年以降毎年一千萬元を充當す。

(ホ) 建設費及行政費は、一九二八年より一千萬元を充當す。爾後收入の增加に伴ひ、相當額を增加す。又右確定金額を充當したる上、生ずべき殘額は、之を積立て、其處分方法は、從前提案と同じ。

(二) 米國第三次改訂案に関する協議

(イ) 湖廣・津浦借款の償還費を、獨立の項目とすることに對しては、本邦としては依然反対意見を表示したるが、米國側は既に前回會合の際、英國側の所説に服し、本項費目を、厘金補償費に包含せしむることは、政策上面白からざるものと認め、改案する旨を答へ、本邦側は更に、兩鐵道借款契約に對し、特殊利益の地位を與ふることは、何等法律的根據なきこと、并に同契約が、厘金廢止の目的を貫徹するに付、不便なる如く規定されあるは、先見の明を缺ぐものなりと難したるに、英國側も日本側所見の一部を認めたるも、尙米國案に満足の意を表したり。

(ロ) 新整理公債元金償還の順位を、鐵道豫備資金及行政費に優先せしむる提案に對しては、本邦側は賛同し、英國側は百分比例案の放棄に同意したるが、元金償還は鐵道豫備資金の後順位とすべきことを主張したり。米國側は元金償還額多からず、且 credit balance あるを以て、之を後順位とするも、實質上差異なしと認め、英國の主張を容認せり。

(ハ) 本案は一九二七年度に於ては、建設費及行政費を全然計上せざりしも、同年中附加稅の增收ある場合、支那側行政費の緊急なるに顧み、之を計上するを至當とするに意見一致せり。

(ニ) 鐵道豫備資金に付ては、本邦側は其額の問題と共に何如なる鐵道債務に對して之を適用するか、資金使用の手續如何等に就き協議を求め、且其の作成に係る鐵道借款表の審査を請ひ、更に豫備資金の金額及適用を制限せんとする種々の具體的意見を述べたるに、英米側も大體之に異議なき旨を答へたり。

五、日本側改定案及米國側第四次訂案

(一) 日本側改定案の内容

前述の如く、三國専門委員間に於て、意見を交換したる結果、重要問題に關し、各相違の點明瞭

となりたるを以て、本邦側に於ては、公正且合理的なる改訂案を設け、英・米側との意見の合致を圖らんことを慮り、前掲第一次案に改訂を加へ、四月三十日の會合に之を提出したり。其要旨左の如し。

A 収入見込

現在關稅收入中、常關收入は一九二八年以降引續き四百萬元あるものと見込み、之を加算すること、及新附加稅收入は、一九二七年八千萬元、二八年以降九千萬元と見積ることの二點に於て改訂を加へたる外、第一次案を踏襲せり。

B 用途

百分比例案を採用せず、確定金額充當案に依ること、す。

(イ) 厘金補償稅は、輸入稅の四分の一とし、其全部を厘金補償費に充當すること、し、英・米の主張を認む。

(ロ) 新整理公債の元利償還を、一九一七年より開始することは、債權者に取り望ましき所なるも、斯くては爾餘の項目に付ても、同年より資金充當の必要を生じ、使途計劃の確定を期することを得ず、依つて一九二八年より元利の償還を開始すること、し、利率は米國第四次改訂案即ち一九二八年及二九年四分、一九三〇年及三一年五分、一九三二年及三三年六分、一

九三四年以降七分とす。元利償還は、最初五年間毎年五百萬元、次の二年間各一千萬元、以下増額す。順位は利子を最優先とし、元金は最初五年間は、建設費及行政費の次順位とするも、六年目よりは元利共に優先せしむ。

(ハ) 建設費は一九二八年より、金額千五百萬元を充當し、コンチナゼント、ファンドを含み、湖廣・津浦兩鐵道借款は、此中より償還せしむ。尚右は一九三三年に至り千二百萬元に減額し、以下更に遞減す。蓋しコンチナゼント、ファンドより兩鐵道借款を償還せしむることは、結果資金の充當上、本邦側に有利なりと認めたる結果にして、又後年度に於て本資金を減額するは、鐵道債務が、元金の償還に伴ひ減額する結果なり。

(ニ) 行政費は一九二七年より一千萬元を充當す。

(ホ) 本案に依るときは、準備資金 Credit balance は、一九二七年四千二百萬元、二八年三千五百萬元、二九年三千三百萬元、三〇年二千五百萬元、三一年二千二百萬元、三二年一千八百萬元、三三年三千萬元、三四年一千七百萬元を有すべく、關稅收入の減少ある場合に於ても、本計劃の實行上支障なきを得べし。尙關稅收入の實績に従し、準備資金中の相當額を折半し、追加貸還及行政費に充當す。

(二) 米國側第四次改訂案の内容

前述の如く四月二十八日の會合に於ては、米國第三次改定案の審議を見たるが、其結果米國側は、更に第四次改訂案を作成し、四月二十九日之を送致し來れり。同案は前記日本側第二次改訂案と一括、四月三十日の會合に於て審議せられたるが、其要綱左の如し。

A 収入見積 第三次改定案と同じ。

B 用途

(イ) 庫金補償費 第三次改訂案に同じ。

(ロ) 湖廣・津浦兩鐵道借款 一九二八年より毎年八百萬元を充當す。

(ハ) 新整理公債 利子の償還割合は、第三次改訂案に同じ。但元金償還の順位は、鐵道豫備資金・建設費及行政費の次順位とす。

(ニ) 鐵道豫備資金 一九二八年以降毎年一千萬元とし、本資金の剩餘は Pool せらるゝものとす。

(ホ) 建設費及行政費 鐵道豫備資金とは別個のものとし、一九二七年七百萬元、爾後一千萬元とす。

(ヘ) credit began の處分法は、大體第三次改訂案の趣旨に依る。

六、本邦側改訂案の審議と、英國側の債務整理に對する態度

前記本邦側改訂案及米國第四次改訂案は、四月三十日の會合に於て、一括審議の目的物となりたるが、當日は米國案よりも、主として本邦案の討議を見たり。而して我改訂案に對する英・米側の意見は左の如し。

(イ) 鐵道豫備資金を一千五百萬元とし、湖廣・津浦兩鐵道借款を、之に包含せしむることは、英・米共に異議なきも、後年度に至り、之を減額するは不可なること。

(ロ) 新整理公債の元金償還が五年後優先順位を得ることの不可なること、但一九四一年以後に於ては、關稅の舊負擔減少するを以て、其時期に至り優先順位を認むることは異議なし。尙元金償還額は、當初五百萬元よりも少額とし、漸次増加せしむべく、而も其差は極めて僅少ならしむべし。

(ハ) 各使途に充當したる殘額、即準備資金が、或年度に於ては、比較的少額に過ぐること。

右の内、英・米側の最も重きを置きたるは、我改訂案の準備資金、少額に過ぐる點に在り。之に對し我委員は、

我改訂案に於ても、各使途に對する充當額は、米國案に比し毫も多きに非ず、準備資金の少額なるは、新附加稅收入九千萬元に對し、自然增收を見込みます、即收入の見積り内輪なる結果にして、事實上米國案と異なる所なし。

と辯明したるに、米國側は之を諒とし、日本の收入見積は内輪に過ぐるを以て、之を増加し、準備資金も亦増加するを適當と述べたるを以て、我委員は之に異議なき旨を答へたり。

然るに英國側は、日本側の見積りは、英國側の其れと異りたる方法を探りたるに拘らず、殆同一の結果を得たるものにして、謂はば最も信頼すべき見積と認むべく、之を増加するは、堅實なる方策と稱するを得ずと爲し、米國側の主張を排し、且各年度の準備資金は、少くとも三千萬元、即新整理公債利子の半年分を用意する必要ありと唱へ、之が捻出方法としては、整理公債の利率を、各年度其一分宛切下げ、年額約一千萬元を節約する外なし。元來債務整理の爲、多額の財源を充當することは、支那國民をして、恰も關稅は單に外債整理の爲め、存在するものなるが如き感を抱かしめ、現行關稅制度に對し、憂ふべき影響を與ふべく、從つて十億の債務を、獨り關稅をして負擔せしむるは妥當に非ず、且同整理公債の利率を、一九三四年以降高率七分とするが如きは、債務整理を偏重するものにして、假令六分とするも、尙本國政府於て、同意するや否や疑はしと主張し、英國側が債務整理に對し、熱意を欠如せることを、露骨に表白せり。

日本委員は之に對し、極力英國側を説得することに努めしも、兩者の意見は、根本的に相違せるが爲、容易に合致を見るに至らざりしなり。

七、三國専門家會議の打切り

四月三十日の會議は、前記の如く、三國協調案漸く成らんとする折柄、英國側が債務整理に、冷淡なる態度を表白せる爲め、本會合の進捗に障害を來すに至りたるを以て、之が善後策を講するが爲め、五月三日の集合を見たるが、英國側は依然強硬なる態度を持し、詰局債務整理及其他の使途計劃に付ては、英國は、四月二十一日提示したるビールの覺書所載の程度に止め、且此際具體的條件の討議を避けんとする眞意なること明かとなりたるを以て、米國側は英國の態度に付、遺憾の意思を表示し、同時に本會合の續行を徒勞なりと認めたり。本邦側に於ても同様、三國専門委員間に成案を得ることは、到底至難なりと認めたる結果、本件に關する三國委員の非公式會合は、一先づ中止することに決定せり。尙ほ、英・米より、債務整理に關して提示したる諸表は、便利上本記錄の末尾に添附したり。

第四 華府會議所定加稅實施に關する協定案

五月十一日日英米の専門委員會議の際、華府條約所定の二分五厘案を實施し、其增收中より、厘金廢止準備行為の一として、抵代稅を課したる地方の損失に對し、年額五百萬元、沿岸貿易稅の廢止による損失に對し、年額四百萬元を充當し、更に目前の行政費及建設費補助の爲め、毎月七十五萬元を支那政府に交附し、以上を控除したる附加稅收入の殘額は、債務整理の爲め充當する目的を以て、差當りコンチネント、ファンドとする旨の提案ありたるが、本案は日本側の異論に因り、成案

たるに至らすして終れり。

(Suggestion for an Agreement to bring into force the Surtax provisions of the Washington Treaty.
Draft agreed upon by the American, British and Japanese Experts on May 11th 1926.)

第三節 今後の債務整理問題

第一、債務整理の諸原則に関する件

一、整理すべき債務の範囲

(一) 地方債

本件に關しては、非公式會議に於て、本邦提案の趣旨、大體列國側の承認する所となりたるが、支那案の意見は、地方債は整理より除外するに在るを以て、今後再び問題となる際、列國側が果して本邦案を支持するや否や疑あり。且債務總額は既に十億元を越へ、會議停頓期間の延長と共に、益増加すべきを以て、整理計劃の樹立は、愈困難となるを免れず、從つて會議再開の場合に於ては、勢ひ債務整理の範囲を減縮するの止むを得ざるに至るべく、其曉に於ては、地方債除外論は、自然有力となるべく、本邦側としても、別途に之が對策を考慮するの必要なるに至るべし。

(二) 内國債

内國債に關しては、支那側は總額三億元を、整理するの要ありと説明したるが、稍過大の嫌ありとし、各國側は之を二億五千萬元程度に限定し、其内容に付ては單に、各項目並に其金額を徵して、一應の調査を爲すに止め、嚴密なる内容審査に亘らず、努めて紛糾を避くるの方針を探らんとせり。尤も内債に對し交附する新整理公債と、外債整理に係る分との間には、全然區別を設けず、同一條件を以てする要あるは勿論なりとす。

二、債務價格の標準

本件に關しては、本邦及佛國側の主張に依り、非公式會議に於ては、一應額面價格に依り整理することとなりたるが、未だ列國をして十分納得せしむに至らず、現に米國の如きも、尙之に同意せず、且支那側は當初より反對の意見を有するを以て、將來再び問題たるに至るべく、其際本邦側が、前記額面價格案を支持するは固より差支なきも、各國側が發行價格を固持して讓らざるときは、我邦は對案として、發行價格又は買入價格に、經過期間の償還差益を加へたる價格を以て、整理する案を取り、之を以て折合ふ外なるべし。蓋し

(イ) 債權の元本切下問題及差別整理の問題を避け得たる上は、本件は債權整理の大局より見て、左迄重大なる意義を有せず。

(ロ) 本邦側の所有債券は、郵傳部の一千万圓のみにして、額面と發行價格との差額は、五十萬

間に過ぎるに對し、(経過期間の償還差益を此内より差引くときは、此金額は一層減少す)諸外國の分は相當多額なり。又郵傳部公債は五分利付にして、利子切下案に依るも、何等の影響を受けず、且新整理公債は、將來七分利付となり、原利率より高率となるを以て、右額面減少の損失を債券所有者に於て負担するも、他の債権者との權衡上、不利の結果を來たゞざるを得べし。

(ハ) 理論上より云ふも、償還期限未達の分に付、額面價格を以て整理することは、他の全額拂込の債権整理との間に、權衡を得ざるの嫌わり、従つて経過期間の償還差益を加算するに止むる案は、比較的有力なる主張を爲し得べしと信せらる。

三、原債権利子切下問題

本件に關しては、非公式會議に於て、本邦側の提案即ち(イ)原利率一割以上のものを一割に、(ロ)其他のものに付ては、各其一割を切下くるの案、採用を見たるが、各國側は必ずしも之に服せず、一般に尙高率に過ぐと認めたり。特に支那側の意向との間には、甚しき徑庭あり、加之會議の停頓に因り、債務額の増加するに伴ひ、債務額切下問題の再燃と共に、本件に付ても、本邦側提案改訂の要わるに至るべし。其際の對案としては、(イ)最高率を九分、(ロ)九分以下の各率に付ては、凡て一割切下の程度を以て折合ふ外ながるべし。右改訂案に依る本邦債権の利子切下額の増加は約四十萬圓なり。

四、仲裁方法の考案

整理債権及其金額に付、支那側と協議調はざる場合、其仲裁的方法を如何にするかに付ては、非公式會議の際、他日同意せらるべき方法に依り、仲裁するの原則認められるも、尙末だ其具體的方法を攻究するに至らず、殊に米國の如きは、爾來仲裁方法に觸るゝことは、會議の職能より見て、適當に非ずとの懸念を有するに至れり。然れども、支那側の承認せる所と、各國提出の債権との間には、多大の相違あるを以て、何等がの方法を講ずることは固より必要なりとす。會議としては、各國の債権が、整理條件に合致するや否やを審査し、其結果大體に於て、整理原則に適合するものを、整理公債發行額中に算入し、之れに對しては債券及其償還財源を準備す。繫争債権を除外するや否やの、最終の決定は更に關係國間の商議の結果に挨つこと、し、會議としては單に債券並に償還財源を留保し置くを以て適當とすべし。

五、賣掛代金其他特殊債権の特殊取扱問題

本件は非公式會議の際、一率平等整理の原則承認せられ、賣掛代金に對する、特殊取扱の問題は、一應撤回せられたるが、會議再開の場合、再び問題たるに至るべしと豫想せらる、殊に鐵道賣掛代金を然りとす。

(イ) 鐵道材料賣掛代金は、各債権者に對して、コンチンゼント・ファンド制の適用を受くるか、

若しくは一般整理に加入するかの選擇権を與ふること、尤もコンチネンゼント、ラブアンドは鐵道債権に優先充當せしむ。

(ロ) 鐵道材料買掛代金以外のものに對しては、全然平等無差別の待遇を與へ、單に一般整理に加入するか否かの選擇を認むるに止む。

六、新整理公債の表示貨幣及換算率問題

本件に付ては、非公式會議の決定中、遲滞日の爲替相場に依る案は之を削除し、五月六日付米國最終案に依るを適當と認めらる。

第二、新整理公債の利率期限の具體的條件

本件に關しては、會議再開の場合、日英米三國専門委員會に於て、四月三十日本邦側より提案せるものを骨子とし、尙整理公債利拂開始期迄の利子と、債務總額中に繰入れたる金額に依り、其具體的條件は、大體左の通り提議するを適當とすべし。

(イ) 新整理公債の元利償還は、差等税率附加稅增徵の初年より開始するを希望するも、斯くては爾餘の用途に就ても、初年より資金充當の必要を生じ、用途計劃の安固を期することを得ざるが、又は整理公債の利率を低下する等の必要を生じ、大局上面自からざるを以て、初年度の財源は、之を後年度に繰越すことし、公債元利の償還は第二年目より開始す。

(ロ) 利率は初年より三年間四分、四年目及五年目五分、六年目七分目六分、八年目以降七分とす、尙現金の利拂は第二年目より始まる。

(ハ) 元金償還は利子と同じく、第二年目より開始す、最初五年間五百萬元、次の二年間一千萬元、以後遞増し、二十五年を以て完済す。但剩餘財源に依る臨時償還あるべきを以て、此期間は實際上短縮せらるべし。

(ニ) 元利償還の順位に付ては、利子の支拂は、行政費及建設費(鐵道豫備資金を含む)に優先せしめ、豫定償還表に依る元金の償還は、最初六年間は建設費及行政費の次順位とするも、七年目よりは利子と同じく之に優先せしむ。

(ホ) 其他額面金額・端數整理・發行手續等の詳細に付ては、一九二五年十一月二十日附、第二委員會關係參考資料に準し、適宜考案するものとす。

第三、開稅擔保債權及支出の順位

(イ) 關稅を擔保とする現存債權の順位に付ては、非公式會合に於て決定したる案に依る。

(ロ) 厚金其他の用途項目に關しては、日英米三國専門委員會に於て、四月三十日提出したる、

本邦側改訂案の示す所に依る。但同案中新整理公債元金償還の順位を、六年目より行政費及建設費に優先せしむとあるを、七年目よりと修正す。

第六章 關稅保管制度に關する件

第一、支那側の主張

從來關稅收入は、中國銀行等、所謂海關銀行の保管取扱に係りしが、民國元年以來、外國銀行殊に主として香上銀行の管理に歸し、（註一）即英國の獨占的利益に委するの實狀なるを以て、華府會議の際、日本委員は日本の銀行も、之が保管に參加せむことを提議したるに、伊・佛・白・和の諸國委員之に同意したり。然るに「アンダーウッド」は本問題は此會議に於て、議定すべきものに非ず、宜しく將來開催せらるべき特別關稅會議に於て、支那と協商すべきものなりと主張せり。之に對し支那全權は、

外國銀行の保管は、暫定的措置なるに拘らず、爾來變更さるゝ所なく、支那は之が爲め、財政上並に金融上、多大の損失を蒙りつゝあり。故に前清時代同様、支那銀行保管の制度を恢復せざるべからず、

と主張し、爾來此希望を捨てず、依つて這次關稅會議に際しても、保管權の回収は、支那の懇願なる輿論にして、其理由とする所は主として左の如し。

（イ）外國銀行保管制を取極めたる、革命當時とは最早事情を異にし、關稅擔保の外債中、既に

償還せられたるものあり、且現在支那政府は、十分の保管能力を有するに至りたること。

（ロ）協約當時の外國保管銀行は、香上、獨亞、露亞の三行ならしが、現在に於ては、専ら香上銀行のみとなりたる結果、取極改訂の必要を生じたること。

（ハ）支那は經濟上、金融上多大の損失を招き居ること。

而して保管權回収後に於ける保管方法に關しては、現在の支那銀行を以て、之に當らしめんとするものあれど、多くは現に中央銀行として確立せるもの無きを以て、特別保管機關を創設せんとする傾向あり。例へば、

（イ）保管委員會を組織し、軍閥の任意提款を防がんとするもの。

（ロ）上海海關内に關稅保管庫を設置し、上海海關監督及稅務司の合同保管に任じ、中外各銀行

等之なり。今鄭鑑珪氏の發表したる保管庫辦法を紹介すれば左の如し。

一、上海海關内に、關稅保管庫を設け、中國政府上海總商會銀行公會總稅務司外國各債權銀行より、各代表を推舉し、委員會を組織して之を管理し、中國側及外國側より、各委員長を推し、外に對して共同に責任を負ふ。

二、毎週各海關より、稅收を先づ上海關稅保管庫に拂込み、保管庫は市場金融の繁閑を察し、稅收の若干を本庫に貯藏して現金準備とし、其他は中外銀行に分存す。

三、金融逼迫時に會するときは、中國側委員全數の同意を得、且上海總商會・銀行公會・錢業公會の連帶保證を以て、保管庫の現金を支出し、錢業に分與す。但相當の擔保品を提供せしむ。其期限・數目・利率及其他の條件は、中國側委員に於て臨時之を決定す。

四、關稅を擔保とする毎年償還すべき内外債の數額を標準として、中外銀行團の分存すべき比例を作り、外國銀行團に存する數目は、更に各國が毎年收受すべき外債の元利に比例し、各外債關係銀行に分配し、中國銀行團に存する數目は、更に各銀行の既收資本額及積立金の和に比例して之を分配す。但中國側委員會の認可したる保管額を限度とす。

五、中外銀行關稅保管金を受入れんとするときは、必ず關稅を擔保とする公債、又は信用すべき商業證券を擔保品とし、其市價に對し、多少割引評價をなし、之を關稅保管庫に納入せしむ。擔保品の市價下落したるときは、隨時相當擔保を追加せしむ。

六、關稅の保管は、保管庫の中外兩委員長の共同署名に依り、内外債元利を償還するときは、之を各銀行に交付す。其數額は保管分存の時と同一比例に依り、過不足なからじむ。

七、保管庫は、毎月海關稅各項の收支、數目、並に各中外銀行に對し、分存の結果を報告し、且之を公開す。

(上海銀行週報第四四四號)

(註一)一九一二年一月外交團と支那政府との間に、左の如き、關稅收入保管處分に関する八箇條の協定草案あり。

(一)此項委員會、須由關與庚子以前、以關稅作抵尙未付清時有債權之銀行、與關於和約賠款之各國銀行之總董組織成立、該委員會決定各洋債內何款應行償支付還、並編別一先後次序單以便滬關稅司遵照辦理。

(二)關稅尤重之各銀行及滙豐德華道勝三家、應作為上海存管海關稅項之處。

(三)應請稅務司、承認充歸海關所有淨稅項、開單交所派之委員會屆中國政府後能償還洋債賠款之時為止。

(四)應請總稅務司籌備各收稅處所將淨存稅項、每星期遞交上海一次之辦法。

(五)應請總稅務司將上海所積淨存稅項竭力籌辦、每星期均分、收存滙豐、德華、道勝三行、以作歸還該項洋債及賠款之用、上海稅司、應由此項存款內、按照第一條委員會決定之先後、准其屆時提撥付還。

(六)偷至一九一四年底情形尙未平復、屆時必須算清、下餘若干、可否作付還賠款之用、此

(七) 該委員會應於每三箇月、將所收關稅、如何撥付之處、由駐各國領事報告駐京各國大臣。

(八) 此次辦法、如有應行更改之處、得隨時增損之。

右は一九一二年一月外交團より支那側に提出したるものに係り、其第六條の一九一四年は、一九一二年に改め、又第八條は改めて

此項辦法、如有應行更改之時、得以斟酌損益、今各國大臣団本領銜大臣、請爲按照以上辦法、轉知總稅務司、飭行駐京稅務司遵照辦理云々

又第二條は、一九一三年四月七日外交團に於て、

一九〇〇年以前所訂債款、本年應付本息、已由在銀行等內之存款付清後、餘款應按照比例、分給管理賠款本息之銀行、至一九一三年終爲止。

を插入し、又同年十二月二十四日外交團に於て、

自一九一四年一月初起、每月月抄、在一九〇〇年以前所訂以關稅作抵之債務、每月應還本息、完全付清後、餘款應按照比例、分於管理賠款本息之銀行、以至每月應付各該銀行之賠款數目爲止

と議定し、外交部より一九一四年一月十五日、首席公使に照會し、承認せしめたものとす。

茲外國銀行が、關稅收入を保管し、用途辦法を支配してより、各關の經費及稅務司を經由する款項の外、全部の收入は、各稅務司より滙豐銀行に解送し、總稅務司の名の下に貯藏せらる。又其收入は兩大別せられ、毎月九・十六・二十三、及末日の四期に交付し、從來三分の二は滙豐及道勝兩行に、三分の一を德華銀行に分存せり。但歐洲大戰後は德華折半の分を滙豐に移管し、更に善後借款及五十支里內常關稅に至る迄、悉く滙豐に移管し、道勝銀行分は亦、露國の變革に依り、滙豐の保管に歸したり。(北京銀行月刊第六卷第三號、中國經濟學社關稅問題專刊)

尙董蒙正は、外國銀行保管に關する經濟上の損失、其他支那側の不利とする事由を、左の通り列舉せり。

- 一、此種鉅大關款、存入外國銀行、我國市面即缺短此鉅大籌碼之運用
- 二、籌碼運用、既感缺乏、則長生產事業之能力自然減少
- 三、我國金融界失此鉅大關款存儲、銀行事業即之頗難勃興
- 四、關款存入外國銀行、金融緊迫時不能收調劑之效
- 五、關款存入外國銀行、助長外國銀行之勢力、間接壓迫本國銀行之發達
- 六、關款存入外國銀行、我國財政上缺乏運用之效

現在の保管制度改革の必要は、支那側の認めたる前記事由の外、尙左の事項を擧ぐることを得べし。

一、歐戰後銀貨暴騰著しく、從つて外債の決済力を増加したるが爲、自ら關稅收入に餘裕を生じたること。

二、二回の關稅現實五分稅改訂（一九一八年及一九二二年）の結果、關稅收入の剩餘金を増加したこと。

三、一九二三年の善後借款は、鹽稅の外關稅をも擔保とし、而も其關係國中には、英・獨・露三國の外日・佛も加はり、從つて關稅剩餘金の保管に付ては、日・佛も亦英・獨・露等と同一の地位に立つに至りしこと。

四、這次關稅會議の結果、二分五厘加稅又は差等稅率の適用を見るに至れば、關稅收入は亦著しく増大すべきこと。

依つて日本側委員は、各國公平なる保管の分配を計らんとし、正金銀行の實際的意見を徵したる上、專門委員の手に於て、（保管に關する決議案）を作成したり、其内容左の如し。

保管に關する決議案（一九二六、五、一六草案）

第一條（保管に關する關稅收入の範圍）

現行制に依る關稅收入、及華府會議の加稅又は將來關稅率の改訂、或は海關に於て徵收する新稅等に依る關稅收入は、以下定むる所に依りて、之を關稅收入保管銀行（以下單に保管銀行と稱す）に預入保管せらるべし。

第二條（保管銀行）

保管銀行は支那國並に關稅收入を擔保とせる債權國中、米・白・英・佛・和・伊及日本國所屬銀行にして、上海に店舗を有し、資產信用確實なるもの、中より、支那政府之を指定す。但支那國所屬以外の保管銀行に付ては、當該債權國の指名する所に基き、支那政府に於て之を指定す。（註一）

（註一）支那政府の指定を適當と認めたる、保管銀行を示せば左の如し。

支那—中國銀行、
米國—華旗銀行
白國—華比銀行、
英國—香上銀行
佛國—印度支那銀行、
和國—荷蘭銀行
伊國—華義銀行、
日本—正金銀行

第三條（擔保の規定）

保管銀行は支那政府の要求したる場合に於ては、其保管金額に應じ、適當額の擔保を支那政府に提供すべし。

前項の擔保は、保管銀行所屬國政府又は中央銀行の保證を以て、之に代ふることを得。

第一項の擔保は、保管銀行所屬國政府の國債又は支那政府發行の國債を以てし、保管銀行所屬の中央銀行又は適當の機關に於て、之を保管するものとす。

第四條 (保管割合)

第一、華府條約の加稅に依る收入は、左記二號割合の平均を基礎とし、支那政府に於て適宜算定し、關係各國の同意を經たる保管割合を以て、當該保管銀行に預入保管すべし。

(一) 保管銀行所屬國の有する關稅擔保債權の元利償還所定年額の割合、元利償還所定年額を算出するに當つては、當該國の關稅擔保債權の元利償還所定年額には、一八九六年及一八九八年發行の、英・獨借款の獨乙發行分及一九一三年發行善後借款の獨乙發行分に係る、元利償還所定年額は、保管銀行所屬國の有する關稅擔保債權の元利償還所定年額の割合に按分して、之を增加す。

(イ) 支那國に係る元利償還所定年額には、團匪賠償金路國分を追加す。但内債の擔保となるものを除く。

(ロ) 佛國に係る元利償還所定年額には、一八九五年發行露・佛借款の露國分、一九一三年發行善後借款露國發行分、及團匪賠償の西班牙・瑞典諸威三國分の元利償還所定年額を追加す。

二、保管銀行所屬國の最近三年間の對支輸入貿易高の平均割合

前記方法に依り決定したる保管割合は、本附加稅の徵收期間之を改定せず、但徵收期間二年を超ゆるときは、前記の基礎及手續に依り、之を改訂することを得。

第二、現行關稅制度に依る關稅收入は、之を前記(第一)の二號を基礎として、支那政府に於て適宜算定し、關係各國の同意を經たる保管割合を以て、當該關稅保管銀行に預入保管すべし。

第三、將來華府條約第三條の規定に依る附加稅を超過すべき附加稅が徵收せられたるときは、當該附加稅收入は左記(三)に掲ぐるものと除く外、之を現行關稅制度に依る關稅收入と一括し、

前記第二同様の基礎及手續に依り、決定したる保管割合に依り、保管銀行に預入保管すべし。

第四、將來厘金補償費に充當する爲め、特別の輸入稅附加稅を徵收したるときは、該特別附加稅收入は、之を保管銀行所屬國の最近三年間に於ける、對支輸入貿易額の平均割合を基礎として、支那政府に於て適宜算定し、關係各國の同意を經たる保管割合を以て、支那を除く各國所屬の保管銀行に預入保管すべし。

第五、前記二乃至四の保管割合は、二年毎に各當該項の基礎及手續に依り、之を改訂すべし。

第五條（受拂及保管の手續）

第一、海關所在地に於て、關稅收入を受入れたるときは、之を翌日當該海關所在地に於ける保管銀行(之を地方保管銀行と稱す)に預入すべし。若し同一地に二箇以上の地方保管銀行あるときは、右收入を均等に分預すべし。

第二、地方保管銀行は、毎週の營業初日に於て、關稅收入殘高(但一萬元以上)を關係銀行間に於て、公平に協定せらるゝ電信爲替に依り、上海に於ける中央清算所たる關稅收入保管銀行に回金すべし。

前項の中央清算所は、外國保管銀行にして第四條、第二第三の規定に依り、決定したる保管割合中、最高の割合を保管すべき保管銀行を以て之に充て。

第三、地方保管銀行の存在せざる海關所在地に於ける關稅收入は、支那政府の指定する關稅取立銀行より前記第二の手續に準し、中央清算所たる保管銀行に回金すべし。

第四、中央清算所は、關稅收入の回金を受入れたるときは、其受入の翌日之を第四條に依り、定められたる保管割合に依り、各國保管銀行に分預すべし。

第五、保管銀行は總稅務司の名義を以て、關稅收入勘定、公債資金勘定其他關稅收入を充當する

諸支出每の勘定を設け、前記第四の受入金を整理すべし。

第六、總稅務司は關稅擔保の債務契約所定の期日に於て、各種債務償還の爲必要なる金額を、保管銀行に於ける當該勘定中より、第四條の規定に依り定められたる保管割合に依り、各保管

銀行より之を拂出し、當該債務償還取扱銀行に拂込むべし。

第七、總稅務司は前記第六の場合以外の目的に關稅收入を充當する爲め、保管銀行に於ける當該預金勘定より拂出を爲す場合には、第四條の規定に依り定められたる保管割合を以て、保管銀行より拂出の手續を爲すべし。

第六條（保管銀行委員會）

前各條に定むるものと除く外、關稅收入の保管に關し、別に關係國間に、條約又は協約の存せざる事項に付ては、保管銀行委員會に於て適宜協定すべし。

前記保管銀行委員會は、之を上海に置き、財政部代表者一名・總稅務司及保管銀行代表者各一名を以て之を組織す。

附 則

本決議は將來支那政府と關係國政府との間に於ける協議に依り、之を改正することを得、關稅收入保管に對する從來の取扱又は協定にして、本決議に抵觸するものは、本決議實施の日よ

第六章 關稅保管制度に關する件

り廢止せられたるものとす。

左に關稅收入保管割合表を掲ぐ。

第一、華府條約附加税

國別	債權	貿易	平均
英	一九、〇四	二九、二三	二四、一三
支	四三、七四	三五、一八	三一、八七
日	六、八〇	三五、二五	三〇、九九
米	三、二五	二五、八七	一四、五六
佛	二二、九〇	三、一三	一三、〇二
和	〇、〇九	三、九七	二、〇三
白	一、六三	二、〇一	一、八二
伊	二、五五	〇、六一	一、五八
計	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇

第二、現行關稅收入

國別	債權
英	一九、〇四
支	四三、七四
日	六、八〇

國別	債權
米	三、二六
佛	二二、九〇
和	〇、〇九
白	一、六三
伊	二、五五
計	一〇〇、〇〇

第三、厘金補償稅の分配

國別	債權
英	三五、一八
支	二九、二三
日	二五、八七
米	三、九七
佛	三、一三
和	二、〇一
白	〇、六一
伊	一〇〇、〇〇

第三、各國專門委員協議の經過

概說

關稅收入保管問題に付ては、前記の如く、我國は既に華府會議の際、之を提唱したるごとあり、

這次特別會議に於ては、關係諸事項の一として、第三委員會に於て審議すべき豫定なりしが、三月十二日の第四回小委員會に於て提案ありたる外、本件に關する正式委員會は、開會當初より終りに至る迄、遂に一回も開會さるゝに至らず、依つて本邦側は、一應七國非公式會合に於て之を提議し、列國の注意を喚起せんとし、三月十日七國非公式會合の席上に於て、現行保管制度の改正に關する要綱案を提出し、列國の研究を促したり。然れども當時右非公式會議は、一般債務整理案の協議に没頭し、本件を審議する餘裕なく、且四月十日のクーデター以後中絶の状態に陥りたる爲め、本件協議の機會を逸したる観あり。

唯華府會議條約附加稅徵收、並に使途に關する取極案作成に付、五月五日英米日三國專門委員に於て、非公式協議を重ねるに及び、本邦側の提議に基き、同取極案中に、該附加稅收入は、本取極に附屬せらるべき決議中に指定したる割合方法に依り、保管銀行に於て保管せらるべき旨の一條項を挿入することとなりたり。次で同月十五日の全權會議に於て、保管制度に關する決議案は、日本専門委員に於て、關係各國専門委員と會合審議の上、成案を作成すべき旨の決議を見たり。其結果本邦側委員は、本件に關し協議の目的となすべき目的を以て原案を準備し、同十八日の會合に提出し、連日協議を重ね、米國及英國よりも、各種の提議あり、六月一日最終の協議を見たり。

會合は五月十六日より六月一日迄八回に亘り、第一回五月十八日、第二回十九日、第三回二十日、

第四回二十一日、第五回二十五日、第六回二十六日、第七回二十七日、第八回六月一日とす。而して初會より第三回迄は日本公使館に於て、第四回以後は和蘭公使館に於て開催せられたり。此等の會議の結果、

一、華府條約第三條附加稅收入の保管制度に關し、該稅徵收の取極案に附屬すべき決議、
二、現行保管制度たる一九一二年取極の改訂、

に關し、右文書を全權會議に報告し、之が審議を求むると共に、此等手續上の問題に關して、前者は取極案に附屬すべきものとして、疑義なかりしが、後者は關稅特別會議と切離して、銀行保管制度取極めに於けるが如く、支那政府と各國公使との間の、協商に依る方法を探ることとし、而も兩者同時に施行せらるべきものとせびことを報告することとなれり。但關稅會議の進捗如何に依りては、後者のみに先行し得るの地位に置かんとするの諒解を有したり。以下各國の態度提案協議の結果を記述すべし。

一、各國の態度

(イ) 英 國

英國は現行關稅制度維持の點より見て、本件の改訂は最も利害關係重大なるを以て、現狀維持を理想としたりしが、本邦側の熱心なる希望と、強硬なる態度に直面し、諸小國亦之に唱和した

るが爲め、大勢上如何ともし難きを察し、相當の改正を辭せざる方針を探り、本件の直接關係者たるアグレンを以て、適當なる考察を工夫せしむること、せり。而して英國側は一面本件に付、日本側と共同歩調を探ることの有利なるを覺り、スチュワートの出發せる五月十八日以前、佐分利委員とアグレンとの連絡を圖るに努めたるが、附加稅取極案作成に關する、日・英・米三國専門委員會合の當時に於ても、議一度び本件に及ぶや、英國側は、本件は日本側と、アグレンと協調し、適當の立案を爲し、之を基礎として審議するを可とすべしと繰返したり。

然るにアグレンの本件解決に對する所懷は、其スチュワートに對する、五月六日附書翰中に披瀝したる所に依り明なるが如く、現行關稅收入の保管に付、其三割は保管より除外し、現に外債及賠償金の償還額に相當せる部分、即ち關稅收入の七割を、保管制度の下に保管銀行をして保管せしめ、此保管銀行中には、支那銀行をも加へんとし、結局右三割に付ては、支那政府否アグレンの掌裡に於て、自由に處分せんとする考案を有し、英國専門委員は自らアグレン案を金科玉條とし、現行制度に對しては、最少限度の改正を加へ、依つて關係擔保債權國の外國銀行に對しては、單に一定歩合を分與するに止めんとの態度を固持したるを以て、専門委員協議會は、爲に審議紛糾し、之が爲意外の長時日を費したり。

(ロ) 米國

米國は英國と異り、本件に關し重大なる利害關係を有せざるを以て、寧ろ華府條約附屬徵收取極案の成立を急ぎ、本件に對しては問題困難となるに於ては、其解決を他日に譲るも辭せずと爲すが如き、冷淡なる態度を探れり。唯我邦の熱心にして且強硬なる主張に引き摺られ、且本制度の改正に協力せざるべきは、附加稅取極等の不成立に陥るべきを惧れ、己むを得ず我に追隨したものとす。從つて現制度の根本的解決を策するよりも、成る可く急速の取極めを爲さんとの意向を有し、其動機を異にするも、内心英國側に與みせんとする傾向を有したり。

(ハ) 其他の諸國

佛國は保管制度の改善を重要視すること、本邦に同じかりしが、而も一面アグレンの地位を安固ならしむるは、支那の現状に顧み特に緊要なりと觀念せるが如く、英國の態度に共鳴し、之を支持するが如き立場を探れり。蓋し一般債務整理案の討議に際し、本邦側の主張を支持し、其實徳に寄與したるマゾーカ、本件審議に當り、毫も氣焰揚がらざりし所以は、之を諒解するに難からざるなり。

伊白和等に至りては、自國銀行が保管銀行より除外せられざる様、汲々守持の要あるに拘らず、本件審議の紛糾を厭ふの風あり、爲に自國に利害關係なき事項に付ては、寧ろ英國の立場を支持するの傾向あり、獨り和蘭は、同國が其受くべき保管割合の少きを顧慮し、之を有利に轉換すべ

き一策として、

支那政府に提供すべき預金利子は、各保管銀行間に於て、自由競争となし、最高利率を提供する銀行に對しては固有の保算割合如何に拘らず、支那政府は自由に預替をなし得るの考案、を提議したり。本案は小國側に好都合にして、且支那政府亦有利なるが爲め、列國側の不用意なる贊同を博したるが、我國は正面より之に反対し、其成立を妨げたり。

要之本邦側の採れる包括的解決、全般的改善、徹底的審議の方針は、一面英國側の現状維持と相反し、米國側の急速主義と相容れず、而して他面比較的無關心なる諸外國との間に處し、我國が其所期の成果を收めむとするは、甚だ容易ならざる地位に在りたるものと謂ふべし。

二、各國提案の要綱

(イ) 日本案

本邦側は五月十八日第一回會合の臂頭に於て、本件の審議上必要とする、各項目を網羅したる原案を提出し、各國協議の基礎となせり。本案は華府條約の附加税及現行一般關稅收入並に將來の附加税、其他關稅收入の保管問題をも一括包含し居り、特に回金及分預手續をも規定したること前記の如し。

(ロ) 米國案

米國側は審議の促進に焦慮し、日本案の最終迄審議せらるゝを俟たずして、提案する所あり、但各國意見の向ふ所を察し、改修を加へて會議に提出し、五月十九日の第二會合、二十日の第三會合、二十四日の第四會合、二十五日の第五會合に於て、交々提議する所ありたるが、何れも自國固有の所說を表示するものに非ずして、寧ろ各國意見の整理取纏めを主眼とする觀ありたり。

(ハ) 英國案

英國側は五月十九日の第二回會合席上、現行一般關稅收入の保管問題に關しては、英國側としても、一考案ありとし、之を朗讀したり。翌二十日列國側に之を配付したるが、該案は正式會議に提案したるに非ず、從つて日・米案の如く、直に審議の題目に供せらるゝに至らざりしが、日本案が議題として審議せられ、其進捗を見るや、英國側は右英國案に多少の修正を加へ、五月二十六日第六回會合に於て、正式に一九一二年保管取極の改定案として提出し、其審議を求めたり。本案は現行一般關稅收入の保管問題のみに關し、且アグレンの立案に係り、前記の如く單に七割を、保管範圍に入れんとするものにして、日・米側より反対したる結果、五月二十七日第七回の會合に於ては、之に讓歩的修正を加へ、更に之を提案したり。

(ニ) 英・米協調案

第七回の會合に於ては、前項英國改定案及米國第二次改訂案に付審議を重ねたる結果、本件各

項に對する審議は既に盡されたる觀あり。然るに各國委員は、英・米兩案の對立は、最終審議に不便ありとし、兩案を合同し一個の提案として審議に便せんことを希望し、之が爲米國側は、四日間の休會期間を利用し、英國側と談合せる結果、六月一日の最終會合に於ては、英・米協調案の提出を見るに至れり。本案は主として英國の主張を容れたるものにして、其特質左の如し。

A 保管銀行の一國家少くも一行主義の規定削除。

B 外債及 Indemnity service 所要額の部分は、各國利害關係の割合に依り、保管銀行に分預すとあるも、右保管銀行には支那を除外するや否や明瞭ならず、Indemnity service の意義を不明瞭にせること。

C 日本側の主張たる、回金及分預の手續に付、日本案と現行制度とを併記し、尙議論の餘地を殘したこと。

其他の點に就ては、既に審議せられ、各國の意見合致したる所に依れり。

(ホ) 伊國案

伊國側は保管割合に關して、不確實債務に重きを置く結果、五月十九日一個の修正案を提出せり。然れども保管割合に關しては、各國の審議する所、主として本邦案に集中し、本修正案は、殆顧みられずして止めり。

(ヘ) 和蘭案及マゾーの保管割合案

和蘭側は五月十九日、保管割合に付、本邦案に對する修正案を提出せり。其骨子左の如し。

- A 菲律條約の加稅收入は、總稅務司の選定する所に依り、何れの保管銀行にも、適宜預入し得ること、し、保管割合を定めざること。
- B 一般關稅收入及右附加稅收入共に、四半季毎に入札を以て高利率を提供する銀行に預入しえること。

本案は前記の如く、本邦側の反対に依り成立せず、尙五月二十日本修正案の趣旨を容れたる、佛委員マゾーの、保管割合案なるもの提出せられたるが、其要點は、高利提供銀行預入主義は、唯積立資金のみに適用せんとするに在り。本案も亦審議の結果成立せず、僅に無意味なる一條項を、文書に留めたるに止まれり。

右以外に於ては、各次の會合に於て、自由に意見を吐露した外、正式の提案なし。

三、重要事項決定の經過

- (イ) 保管すべき關稅收入の範圍
- (一) 菲律條約第三條の附加稅。
- (二) 現行制度の下に於ける關稅收入。

(三) 將來に於ける税率變更又は新關稅の賦課に依る收入。の全部に亘るべきことを提議したり。

本件に關しては、各國共主義として異議なかりしも、唯英國側は(一)及(二)は必要なるも(三)に關しては、之を切離し、別個の問題とすべきことを主張したるが、本邦側は此際全般に亘り保管制度の原則を樹立する必要を力説し、各國之に和し、此方針の下に該制度を立案することとなり。

尤も右(一)乃至(三)の各收入に對して、保管制度及其他の方法を考案するに當りては、必ずしも之を同一の原則又は規定を以て律すること能はざるものあり。其收入の性質及事情に適應して區分を立て、各異りたる規定を設くるの要あるは勿論にして、保管銀行・保管割合・保管手續等に付、區々の規定を爲せるものあり。

(ロ) 右の如く關稅收入の區分に從ひ、保管制度に實質的相違を見ることがあるのみならず、文書としての形式的區別を設くることを適當と認めたるものあり、即左の如し。

A 附加稅收入は臨時的のものなるを以て、之が使途を特定し、別個の BOX に入るべきものなり。而して其保管制度は、決議案として、右附加稅取極案に附屬せしむるの必要あるに顧み、

他の臨時的收入と切離し、後者は之を別個の文書に依るを適當にして、且便宜なりとの意見一

致せり。但本邦側は、現行關稅收入の保管制度も亦、右決議案に合併して規定し得べしとの意見を有したるも、米國側の如きは、一般關稅收入の保管問題を、右決議案中に規定するときは、米國國內法上の解釋としては或は右取極案自體が議會の協賛を要するに至る惧ありと說きたるを以て、之を現行保管制度を改正する形式とし、別個の文書とすること、なれり。

尙特殊の關稅收入に付ては、前記の如く、別個の文書とすること、英國側の意向なりしが、本邦側は現行關稅收入と共に、一括規定し、現行取極改正案の形式を探ることを主張し、各國之に和し、遂に一致を見たり。而して右決議案は、審議の便宜上假りに(A)文書と稱し、現行及將來の關稅收入に關する取極は(B)文書と稱すること、せり。尙(B)文書は現行取極を超越するものにして、現行取極中の規定は全部廢止せられたるものなりとす。尙後者は將來之が改正の必要を見ることあるべく、現に關稅會議に於て考慮せられたる、厘金補償特別稅の設定を見るが如き場合に於ては、之が保管問題に付特殊の方法を講ずるの要あるべきを以て、特に將來の條約に依り、若しくは事情の必要に應じ、改正し得べきことを規定せり。

(ロ) 保管銀行

保管銀行は、如何なる銀行を以て、之に充つべきかに付ては、本邦案は「保管銀行は公債又は賠償金を有する債權國が推薦し、支那政府が指定する中外銀行を以てす、但其銀行は上海に店舗を有

し、資產信用確實なることを要す」と規定せること前記の如し。

之に對し各國側よりは、

一、支那政府が、各國政府の推薦する銀行を必ず指定するを要すとせば、名は推薦と云ふも、實は指定なり。斯くては支那政府に裁量の餘地を與へざることとなるを以て、支那政府の體面を顧慮し、各國は推薦銀行を制限せざること。

二、一方支那銀行の一行及外國側に於ては、少くも「國」一行は指定するを要するものとし、支那政府の必要且適當と認むるときは、一國二行以上にても可なること。

三、上海所在の銀行たるは必要なるも、信用確實なることは當然のことにして、特に明記する要なく、殊に擔保制度を採用する以上、右字句は削除すること。

等種々の意見ありたり。結局

一、A文書には支那銀行の外、米・白・英・佛・伊・日・和の七國銀行が保管銀行たるべき具體的の規定あり。

二、B文書には別に國別を掲げず、支那の裁量に一任する形式とせり。

蓋B文書は、支那政府對各國政府との間、關稅會議以外に交渉する機會に於て、如何なる國の銀行を、保管銀行たらしむるかの具體的提議あるべく、其機に於て、且體的に國名を列記するに至る

べし。其は兎に角専門委員の意見としては、尙未だ此微妙なる問題に觸るべき時機に非ずとなせり。本件に就ては、英國側の如きは、成る可く銀行數を少からしむるを以て、保管制度の運用上便宜なりとし、小國の加入を喜ばず、遂にB文書の最終提案、即英・米協調案に於ては、義に一應決定したる「少くとも一國一行主義」の規定を抹殺し、各國の推薦する諸銀行中より、支那政府の裁量に依り、適宜指定するを得どし、小國を除外するの餘地を作らんとしたるが、伊・白・和等は、一國一行主義を固執し、其復活を見たり。

尙露亞銀行の地位を如何にすべきかの問題は、本件に關聯し、六月一日の會合に於て、本邦側より各國委員の意見を求めたるに、右規定の解釋上全然之を除外し、現地位を剝奪するの外なしとの専門家の諒解を見たり。

更にB文書に付、將來具體的に國名を記入し、且保管割合を算出するに當りては、獨乙を如何にすべきやの問題再燃すべく、又獨乙及露國側の關稅擔保債権を、何國に歸屬せしむべきか等の問題發生すべし。但本件に付ては、本邦側並に英國側は、共に提議を差扣へたり。

(ハ) 保管割合の問題

本件は保管制度上、各國の利害關係最も多く、從つて審議頗る紛糾せり。

第一、本邦側提案の要領

(一) 華府條約第三條の附加稅收入に付ては、一般關稅收入の如く保管割合を定むるに、適切なる基礎的標準なきを以て、

(A) 現存關稅擔保債權及賠償金の元利償還所定年額の割合、

(B) 對支貿易額の割合、

(C) 整理せらるべき不確實又は無擔保債權の割合、

の三者を併用し、適當の割合を定むること。

(二) 現行一般關稅收入に付ては現存關稅擔保債權及賠償金の元利償還所定年額の割合に依ること。

(三) 將來關稅收入の増徵ありたる場合には、右(二)と一括し、其當時の關稅擔保債權及賠償金の元利償還所定年額の割合に依ること、但將來厘金補償特別稅が、徵收せらるゝが如き場合に於ては、同稅收入は、最近三年間の對支貿易額の平均割合に依り、之を保管すること。

右本邦案に於て(二)附加稅收入の保管に付貿易高を標準としたるは、豫て米國側が、單に債權のみを標準とするを、不穩當となせる趣旨に顧みたるものにして、同時に我國としては、貿易額を標準とするは有利なり。且附加稅の使途に就き、厘金廢止準備施設を包含せしめ、貿易に對する障害除去の保障を必要とする點より見るも、適宜の措置と稱するを得べし。(二)は既定の方針に基くものにして、且此以外の標準を求むるの合理的根據なく、本邦側としては、保管割合比較的少さも已むを得ざるなり。(三)は新整理公債發行のことなるを以て、擔保債權のみを標準とする事合理的なるべく、且本邦としては相當多額の割合を得ること、なり、此れ又本邦既定の方針に合致せり。且厘金補償特別稅に付ては、未だ決定する所なきも、前記附加稅に付、貿易額を標準としたる理由に準し、本邦側にも有利なる結果、之を標準としたるものなり。

第二、本邦案に對する審議の結果

(一) 華府條約第三條附加稅

對支貿易額を標準とすることに對しては、各國共に異議あり、保管制度は主として、債權の擔保を確保する爲め、存在するものなるに拘らず、貿易高を基礎とするは合理的に非ず、殊に本案は日、英、米以外は、極めて少額の割合を與へらるゝ結果となるを以て、佛國始め小國側は、利害の打算上、極力之に反対し、又支那に與ふる割合を、如何に定むるかの點に於て、困難なる問題あり。爲に米國側も、強て之を固執せざるの態度に出でたる爲め、遂に此標準を削除すること、なれり。依つて殘る所は現存債權の元利償還所定年額と、不確實及無擔保債權額との二個の標準なるが、四月十九日提出せられたる米國案に於ては、華府條約第三條附加稅協定案第四條に依り、債務整理の爲め、積立保管せらるべき收入に付ては、支那側に三分の一を、残り三分の二は、諸外國の不確實及無擔保債權額に依り、按分保管すべしとなせり。右方法は合理的根據を有するものにして、各國異論なか

りしが、同案には沿岸貿易税の廢止補填金、抵代税の地方分配補填金、及行政費に觸るゝ所なかりしを以て、本邦側より此點を指摘し、其保管割合算出の基礎如何に付、各國の意見を求めるに、

各國専門委員の意見は、現行關稅擔保債權の元利償還年額に按分して保管するの説多數にして、五月二十日提出の米國案に於ては、右按分説を採用したるが、其審議に際し、各國委員は、此等の用途に充當すべき資金は、極めて短期間の保管に屬し、殊に行政費の如きは、毎月支出するものなるを以て、餘りに精密なる保管割合を以て、之れを律するよりも、専ら簡単なる標準、即各國保管銀行に均分保管するを以て、適當となすと云ふに一致せり。

右は本邦案よりも、却て我國に有利なるを以て、我委員は、現存關稅擔保債權を標準とせず、積立基金は支那側に三分の一、残額は不確實債權額に依り、各國に分配し、其他は、均分保管案に賛成し、A文書第三條乃至第五條に於て、其規定を設けたり。而して其第五條に於ては、積立基金の保管割合は、追て協議の上、本案が最終決定を見る迄に記入すること、なりたるが、各國の所謂不確實債權が幾何なりやに付ては、區々の意見あり。蓋各國の支那側に提出したる計數と、支那側が整理を承認したる計數との間に多大の差あり。佛國は前者を主張し、伊國は後者を主張したり。爾餘の諸國も、相當利害關係に差異あるを以て、確定率の記入に付ては、尙多大の紛糾あるべし。但本邦に關する限りに於ては、兩者何れに依るも實質上大差なく、唯右割合算出の爲め、支那側承

認の計數を探ることは、債務整理金額決定の際、累を之に及ぼす悶あるの一點は、特に注意を要す。和蘭は五月十九日、日本案に對する修正案の形式にて、關稅收入は保管銀行に入るゝも、各銀行間の保管割合は、各四半季毎に、入札を以て、最高利率の提供銀行に預入すること、し、一面支那政府の利子收得を多からしむる案を提出したるが、本案は債權額其他の標準に依る場合、其保管額の少き國家に取り有利にして、從つて小國家側の支持を得、且佛國亦同案は、定期預金の性質を有する保管金に適用するときは、大に意義ありとなしたる爲、遂にマゾーに對し、具體案の作成を委託するに至れり。

マゾー案は華府條約に依る附加稅收入中、積立資金に對してのみ此制度を適用し、支那政府は高利率を提供する、他の保管銀行に對し、預金の移替を爲す自由を認めたり。本案に對しては、各國共大體に於て異議なかりしが、獨り本邦側は、當初より此制度に反対し、遂に五月二十一日の會合に於ては、其不合理と認むべき點、即ち

一、本案は保管制度樹立の趣旨に反すること。

二、保管銀行間に忌むべき競争を生じ、國際財界の協調を破る悶あること。

三、支那政府をして、有利なる利子を取得せしむるの方法は斯る方法に依らずして、其目的を達し得ること。

等を指摘し、正面より絶對的の反対を表示したる爲め、各國亦日本側の意見を容れ、マゾー案を更に修正し、若し支那政府と、各銀行との間に協定すべき利率に依り、保管金の受入となすを希望せざる銀行あるときは、其部分に限り支那政府は、一定期間他の銀行に預替となすことを得。と改めたり。換言すれば、協定利率の支拂を肯せざる銀行ある場合に限り、預替への方法を認めたるものにして、全然骨抜き案と謂ふべし。

(二) 現行一般關稅收入の保管割合
本件は日・米案共に大同少異なるが、唯米國案の異なる所は、外債の元利償還所要年額に相當する部分は、外國銀行に保管せしむることを明記し、内債の同上部分を、支那銀行をして保管せしむることと明記せざる點に在り。本邦案は支那内債に係る部分は支那銀行に、外債に係る部分は、外國銀行に保管せんとするものにして、各國の國籍を尊重したるものとす。

然るに英國案は之と異り、五月二十五日提出の同國案に依れば、現在關稅收入の七割を以てすれば、外債及團匪賠償金の償還に十分なるを以て、残り三割は保管制度外に置き、且支那側に分預すべき部分に付ては、獨・奥の賠償金拋棄部分をも取入れ、之に對し一定割合を定め、右七割中より分與すべしとなせり。然れども各國共之を不合理とし、殊に我國は關稅收入全部を保管制度に入るべきことを強調し、英は己むを得ず承服するに至れり。

日・米兩案に付ては、各國は米案に賛成せり。其理由は、制度上支那銀行に保管すること、すれば、内亂及軍閥の暴舉に依り、保管の安全を期する能はずと爲すに在り。

又各國債權償還年額の割合に依ることは、各國共に均しく異議なき所なりしが、英國側は此點に關して態度を明にせず、本件最終の審議日に當り提出せられたる、英・米協調案第三條に於ては、「外債及賠償金支拂に要する部分は、關係保管銀行に分預す」と規定し、明白に外國銀行の文字を使用せず、依つて我委員は、明に外國保管銀行と訂正すべき旨を主張じたるが、英國側は之を肯せず、所謂賠償金支拂中には獨・塊部分とも含ましめ、其部分に付ては支那銀行に分預せしめて可なりと應酬したり。依つて我委員は、獨・塊部分は現に存在せざるを以て、爰に一種の擬制に依り、支那銀行の分預割合を定むるは不合理なりと駁したり。一方米國側は本件の成案と、至急報告するの要ありとし、各國之に和したるが、結局本邦側の主張を諒とし、全權會議に對する報告の形式を以て、「第三條に於ける賠償金支拂の字句中、獨・塊部分を包含するや否やは、決定を見ざりし旨」を記載し、全權會議又は其後の機會に於て、本件を明確にし、之が解決を期することに打合せ、英・米協調案を認めたり。

尙本件に關し、特に注意すべきは、華府條約附加税に付ては、決議案其もの、中に、各國名及各國の保管割合が、具體的に明記せられたるに反し、現行一般關稅收入の場合即ち文書には原則のみを

掲げたる點に在り。

(三) 將來の關稅收入の保管割合

本件は他日特別の條約、又は協定が成立せざる限り、前記B文書が當然適用せらるべきものにして、即債権の元利償還年額を基礎とし、算出せらるゝこと、れなり。

(四) 利子問題

本件に關する本邦案は、保管銀行に保管する關稅收入の利子は、支那政府と保管銀行との間に協定すべき旨を定めたるが、和國側の提唱せる利子自由競争説は、成立せざりしを以て、各國側に於ても、主義上に於ては、意見の相違なく、唯字句の修正を見たるに止まれり。A文書決議案第七條中には「各銀行の支拂ふ利子は支那政府保管銀行間に於て、六箇月の期間を超えず、定期に協定したる一般利率に依る」と在り、又B文書第七條にも、同様の規定を爲し、唯一一般利率の代りに、公正なる利率の文字を使用せり。

現行實際取扱に於ても、關稅收入の預金は、外國銀行年二分、支那銀行三分なり。(アグレン内債基金は、隨時支那銀行に預入す)従つて將來に於ても、斯の如き差別を設くる必要あるべく、又華府條約附加税收入中の積立基金の如きは、定期預金なるを以て、之に相當する特殊利率を協定することを必要とすべし。

(五) 損保問題

本件は保管銀行の範圍を擴張し、支那側は勿論小國銀行をも加入せしむるに於ては、債權者の利益擁護の爲め必要なりと認め、本邦提案中に於ては、

- 一、支那政府が必要ありと認め、之を要求したるときは、適當額の擔保を提供す。
- 二、擔保物件は支那政府公債又は自國政府公債とし、且保管の場所は本來支那政府とすべきものなるも、提供者の不安を顧慮し、自國中央銀行又は適當なる機關とす。

- 三、尙物的擔保に代ふるに自國政府の保證を以てすることを得。

本件に付ては、各國側より種々の意見あり、爲に政府保證の點は之を削除し、且擔保提供の要否を、支那政府の裁量に任することは、弊害を伴ふものと認め、之を強制的制度とし、更に擔保物件は特定せざること、し、大體に於て本邦案を認め、A及B文書決議案中、擔保は中央銀行、又は關係國家の適當なる機關に保管すと規定せり。

(六) 回金及分預手續問題

現行保管銀行制度に於ては、各地に於て收納せられたる關稅收入は、毎週上海に回金せられ、上海にては毎週一回之を保管銀行に分預すること、なり居る外、回金及分預手續に付ては、全然總稅務司の自由裁量に一任せり。然れども斯くては、回金並に分預に至る迄の期間を長引しめ、此期間

中特殊の銀行に對し、有利なる待遇を與へ得べきこととなり、弊害あるを以て、今回の保管制度改正を機とし、此等の弊害を除去し、成る可く速に、各保管銀行に分預する方法を講せんとし、本邦案に於ては、詳細なる手續規定を起草したり。同案は大體鹽稅收入保管制度に準據し、立案せられたるものにして、其要旨左の如。

一、各地方にて受入れたる關稅收入の回金に付ては、該地方に保管銀行の支店あるときは之を利用品す、而して回金は一週間を待たず、遲滞なからしむ。

二、上海に於て、右回金を受入れたるときは、翌日之を各保管銀行に分預す。

三、上海に於ける回金受入及分預は Central clearing agency を設け、之をして擔當せしむ、該機關は最高保管割合を有する外國の保管銀行を以て之に充つ。

右の内一は我邦の如く、各地に支店多きものに取りては、金融の疏通、並に爲替取引上、頗る有利なる結果を生じ、二及三は各保管銀行に取り有利にして、一方資本銀行の獨占的立場を覆す考案なりとす。

右本邦案に對し、各國共に今回の改正は、成るべく現行制度に、根本的變更を加へざることを必要とし、且アグレンの地位に動搖を與へざるを以て得策としたる爲め、一の如きは保管制度の国外に亘る事項として、之が插入を肯せず、Central clearing agency の規定亦、列國の同意する所となら

ず、爲めに我委員は極力維持に努めなるも、英國の強力なる反対と、利害關係少き小國の冷淡とに依り、遂に目的を達せず、僅に「上海に回金せる收入は、一週間を出さる期間内に、速に保管銀行に分預すべき旨を、規定したるに止まれり。

(七) 其他の問題

以上の外、本邦側より提議し、各國の論議を経たるものに、國際銀行委員會の改善、及同會の提出する季報に関する問題あり。

現行取極が廢止せらるゝに付ては、國際銀行委員會は廢止せられ、同時に季報も提出せられるが、となり、種々の點に於て不便あるものと認め、本邦側は、現在の國際銀行委員會の制度を改正したる上、之を存續せしめ、又保管金の收支報告の提出も繼續せしむることを提議せり。然るに英國側は、右委員會は、現に有名無實なるを以て、新委員會に如何なる職能を與ふべきか、大に講究を要すとなし、且日本案の如くに、支那を含みたる一大委員會を設置することは、支那側の感情如何も懸念せらるゝを以て、各銀行間事實上の團體組織を生ずるは、己ひを得ざる所なるも、決議案又は現行取極改正中に規定するは反対なりと主張し、各國亦問題の紛糾を懼れ、英國の主張を支持したが、依つて本邦側も、他日事實上、斯種の委員會組織あるものと認め、自案を固執せざりしなり。

季報に關しては、本邦側は、「取極案中各保管銀行は、總稅務司に對し、毎月關稅收入に關する報告を提出し、又保管銀行相互間にも、必要的際之が報告を爲すべきこと」を規定せんとしたるが、各國が同意せざる結果、「本件は全權會議に於て、適當なる新方法を工夫することを望む旨」を報告するに止まれり。

第七章 海關制度に関する件

這次關稅會議は、華府會議條約に定めたる、二分五厘附加稅協定の範圍を超えて、關稅自主權の決定を爲せるが、而も此等は凡て稅則上の問題に係り、關稅制度自體の變改問題に關しては、何等提議せらるゝ所なかりき。蓋曩に一九二一年十二月二十八日、關稅分科會第四回會議に於て、支那委員は、加稅問題及外交上の牽制策より、「支那政府は現行關稅制度の變改を行ふの意旨」を聲明し、更に右聲明は、一九二二年二月三日、極東問題委員會第三回會議、及二月四日本會議第六回に於て、重ねて繰返され、且之に關聯して、支那全權は、

右聲明は本來支那內政に屬する事項なるを以て、國際的義務とする趣旨に非ず、且單に支那政府に於て、差當り海關行政に付、從來の政策を變更する意思なきことを表明するに止まり、永久

的の意味を有せず、又固より支那海關に、漸次支那人を入れんとする正當なる希望を妨ぐるものに非す。

との趣旨を附言したり。

日本側に於ても、其後我邦の對支貿易の發展に伴ひ、從來の支那關稅組織に、矯正を加ふるの必要を認め、一九二一年十二月二十一日、前記華府會議關稅分科會第四回會議の際、

支那の總貿易上、日本商業の占むる主要なる地位と、關稅增徵の結果、其收入上に寄與すべき割合の大なるに顧み、關稅制度の將來の運用に關しては、關稅收入保管銀行、及關稅吏員に採用する外人數の比例に付、公正且適當なる是正の行はれんことを希望す。

と表明し、佛白・伊和各國委員の贊同を得、委員長アンダーウッドも日本提案の妥當なることを諒解したり。

英國は從來支那海關に於て、優勢なる地位を有し、多數の海關吏員を存置せるのみならず、總稅務司の如きは、今日に至る迄、六十八年の久しきに亘り、英人の獨占する所となれり。其主たる原因は、

一、英國の支那に於ける通商貿易が優勢なりしこと。

二、ロバート・ハートの始き、人格力量共に勝れどる人物が海關制度を創設し、其地盤を堅めたこと、並に支那の文明的事業に對しても、同時に多大の貢獻をなせること。

等にして、全く特殊の沿革に起因せるものとす。即ち一八九八年二月十日、英國使臣 Sir C. Mac Donald は、總理衙門をして、

英國商人に依りて支拂はれたる關稅は、外國に依りて支拂はれたる總額の約八割あり、之が爲英人ハートを總稅司として雇入れられたることを認む。

と約せしめ、更に同二月十三日

衙門は清國と英國との通商は、總て外國との其れに勝れることを認む。過去に於けると同様、將來に於ても亦、英國人は總稅務司として、雇入れらるべし。

と約せしめたり。然れども將來の貿易狀態の變遷を豫想したる結果、右二月十三日の文書には、若將來に於て、或他國の通商が、英國の其れよりも、「層盛大なる如きことあらば、其實に於ては、清國は總稅務司として、英國人を必ず雇入るゝの拘束を受けざること勿論なり。」と附記したり。而して二月二十日マクドナルドよりサリスベリー卿に宛てたる文書には、

英國の貿易が將來他國の其れに劣りたるときは、英國人を總稅務司とするは、最早清國の義務だらざるに至るべき旨の取極を承認したり。蓋其日の到來に當りては、英人が總稅務司たるや否

やは、吾人の重視すべき事項に非ればなり。
と記載せるを見る。

爾來英國の對支貿易は、我對支貿易の發達に従ひ、從前の優勢なる地位を喪失するに至り、殊に英國の貿易のみを見るときは、一九〇六年既に日本の次位に落ちたり。然れども香港及其他の殖民地を加ふるときは、尙優勢の地位を維持し、唯歐戰中一九一八年に於て、一度び日本の次位に立たるに過ぎず、最近の例を見るに、一九二〇年の對支貿易は、英國總額四割三分、米國一割七分、日本三割一分なり。但香港貿易に關しては、其全部を除外するは、日本が朝鮮及臺灣を包含せしむる點に顧み、稍不合理なるは事實なるも、香港の貿易は殆其全部が仲繼にして、其貨物の原產地は、悉く他に存し、而も其七割は日本其他よりの輸入に係るを以て、上海統計局長たりしティラーの如きも、香港貿易額より、相當の扣除額を作り、リツチは一九〇年以降一九一九年迄の平均貿易高を取り、香港貿易の割當率を定め、日本の對支貿易の優勢なる事實を指摘し、モース亦各國の對支貿易は、香港の介在に依り、不分明なりと注意せり。

今一九一九年、一九二〇年當時の實例に従するに、同年の香港政廳統計及支那海關統計に依り、香港統計を各國に割當て算定するときは、一九一九年には、

英二割三分九厘（元來三割八分二厘）、日本四割一分（元來三割七分）、米國二割一分（元來三割

一分)

となり、一九二〇年には、

英二割六分二厘（元來四割三分）、日本三割三分（元來三割一分）、米二割一分五厘（元來一割六分四厘）。

にして、日本は英國に勝り、前記英支取極に豫想せらるゝが如く、總稅務司の地位に對し、變更を加ふべき事情發生せりと謂ふべし。次に支那海關制度の組織制當上、一層有力なる事項としては、對支借款額を擧ぐることを得べし。團匪事件以前に於ては、固より最近一九二六年の例に見るも、關稅を擔保とする借款は、英の一割九分四厘、佛の一割四分に對し、我邦は僅に五分七厘を有するに過ぎざりしが、這次關稅會議の計劃に依り、新整理公債の割當を比較するときは、全く其位置を顛倒し、英の七分に對し、我は三割四分三厘の多きを占むるを見るべし。

尙現在海關員の配置を見るに、一九二五年の現在に於て、英國人總稅務司の下に、外人總數三千百二十名中、英人六百二十名、約五割を占め、殊に稅務司四十三名中二十七名に達し居るに對し、日本人總數二百十三名にして、英人の三分の一、稅務司の如きは、僅に二名を有するに過ぎず、我對支貿易の盛大に對し、著しく權衡を失すものと謂ふべし。

三、

支那人の支那海關に於ける地位は、一九一九年稅務處の設置と、殊に支那人海關員の向上に依り、漸次其數を増加したるが、其質と能力に於て、尙外人に劣る所あり、一九二五年に於ける、支那人海關員總數は、六千九百六十四名なるが、帮辦以上の階級は、百五十名に過ぎず、大部分は下級雇傭員なり、從つて稅務司の如きは、一九〇七年張玉堂が、臨時西藏國境海關に、稅務司心得として就任したる以來、嘗て一人の任命を見ざるなり。又外支人間の待遇には、著しき差あり、例へば外人の初任給は最低百五十兩なるに對し、支那人書記は三十年を経ざれば、同一額に達せず、且外人數は現に支那人數の二割七分に過ぎざるも、支那人俸給の總額は、外人の七割に止るを見る。

是を以て最近關稅會議開會の前より、支那利權回復熱の勃興と共に、海關制度の矯正に染指せしむるに至り、支那側に於ては、海關員の支那人數を增加し、且稅務司以下帮辦階級に、支那人の採用を獎勵する傾向あり、又革命に際し改正せられたる、保管銀行の回収、並に海關監督の地位を高めんとする主張あり、將來の形勢は、大に注目に値するものとす。

四、

將來海關制度を如何に改訂すべきやの問題は、這次關稅會議が、専ら自主權、稅率改正、債務整理等の討議に没頭したると、前記華府會議に於ける、支那委員の聲明ありたるに加へ、英國が保管銀行問題同様、本件の議題となるを厭ひ、厘金補償特別稅を提議し、牽制策となせる等の事情あり、

遂に提案を見るに至らざりしが、本邦側は夙に上海總領事等の意見を徵し、之れが準備として立案したり、同草案の要領左の如し。

二、原則

各國の對支貿易額等を考慮し、支那海關員の配置に關し公平且妥當なる調整を加へしむること。

二、海關員の任用及配置に付、左の原則適用せんむること。

(イ) 海關員の任用に當りては(新規及補缺共)、全海關員の國籍別員數をして、各國の貿易額に於に比例せしむるの趣旨に依り、各國人の採用數を定むること。

(ロ) 各海關に於ける海關員の配屬を定むるに際しては、右海關全人員の國籍別員數を、當該地方に於ける各國の貿易額の割合に比例せしむる原則に依ること、且成るべく貿易額に於て、第一及第二位を占むる國籍の者をして、夫れく税務司及副税務司と爲さしむ。

三、右原則の適用を保障せしむる爲、適當の方法を講せしむること、例へば

(イ) 總稅務司の外、支那及主要貿易關係國人を以てする議決機關を設け、總稅務司をして、重要事項に付其議決を經て、職務を執行せしむること。

(ロ) 總稅務司の上に、支那人及之と同數の主要貿易關係人を以て組織する委員會を設け、重要事項に關しては、其議決に依り總稅務司をして、職務を執行せしむること、但支那側委

員に於て、常に委員會を左右せざる様ドース案に準じ、適當の規定を設くること。

(ハ) 總稅務司を支那人とし、其下に二名の副總稅務司を置き、最大貿易額國人(事實上日・英人)を以て之に充つること。

(ニ) 總稅務司を其儘とするときは、副總稅務司の職を復活し、本邦人を以て之に充つること。

(注意)

A 前記の希望を實現するに付ては、會議前適宜支那並に米・佛等の意響を探ぐると共に、英本国當局と懇談を遂ぐるの要あり、(ロ)を實現する爲めには、總稅務司の地位を變改するが如き提案あり得べきことを暗示し、會議外に於て、英國より進んで副總稅務司の地位を、我方に提供する様仕向くること。

B 本問題は關稅保管銀行問題と、密接なる關係あるを以て、本件提議の時期及形式、並に他國側との接觸に當りては、此點に付特に注意すること。

左に海關員數・貿易・借款等と、海關制度に關し、参考となるべき計數を掲ぐ。

第一表、大正九年乃至十三年の五箇年平均日英・米貿易比割表(百分率)

英 國	日 本	米 國
香港包含	香港除外	朝・台包含
輸入	四四、七一(一〇、七五)	二五、四四
		一七、九六

百位及
一
八五
一
八三
九七
一
一
一
一
一

占ひる港
佛 佛 佛 佛
一 二 三 一

卷之三

英代 英代 英代 ラトビア 日 佛

第三表 海關貿易較表
（一九二四年六月一日現在）

籍

英人	六三三	減、
日人	二二三	増、
米人	五五	一五七
其他	三九四	增、
計	一、二九五	一四五
收稅部内班は左の如し。		
英人	一九六	一九六
日人	一九四	一九四
米人	一九五	一九五
其他	一九六	一九六
計	一、二九五	一、二九五
收稅部外班は左の如し。		
英人	三七五	三五五
日人	一七四	一四二
米人	三七	三七〇
計	二五四	二八一
收稅部外班は左の如し。		
英人	三三七	二八
日人	二三三	二五
米人	一三八	三一
計	二五四	二八
收稅部外班は左の如し。		
英人	減、	減、
日人	增、	增、
米人	三八	三八
計	一〇一	一〇一

三三

第七章 海關制度に関する件

其
他
計
二五九
八四五

一三七
八四五

日人	米人	其 他	計
○	○	○	○

英人米人日人其他
人米日人英人他
他其他人米日人英
人日人英人米人他
工務部は左の如し。
四八〇〇三三

各港に於ける税務司（代理を含む）の數は、一九二三年の例に依れば左の如し。

二六

尙過去各時代に於ける比較表を示せば左の如し。

日	英	國
一八七五	一九〇六	一九一六
二六五	七三八	六六五
一一	一一	一八三
二一八	六三四	一九一五

— 20 —

20

第七章 海關制度に関する件

米	露	丁	葡	萄	獨	西	瑞	佛	諾	伊	瑞典	西班牙	羅馬尼	希臘	白	和	匈	芬蘭	波
四	六	三	九	二	三	一	四	二	三	五	一	二	八	二	三	三	九	四	〇
八	八	七	〇	三	三	〇	一	四	九	三	〇	六	八	一	八	三	〇	一	〇
〇	〇	一	五	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	七	三	三	五	五	九	〇	〇	〇	二	九	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	七	三	三	五	五	九	〇	〇	〇	八	五	九
〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	七	三	三	五	五	九	〇	〇	〇	二	九	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	七	三	三	五	五	九	〇	〇	〇	一	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	七	三	三	五	五	九	〇	〇	〇	一	〇	〇

第八章 賢金制度に関する件

第一 概說

其他	○	四	三九	三六
計	一、三八二	一二八一	一二六三	一、二五七
三四四	一、三八二	一二八一	一二六三	一、二五七
第四表、借款比較表	一、三八二	一二八一	一二六三	一、二五七
本表は便宜上末尾に掲載す。	一、三八二	一二八一	一二六三	一、二五七

道ガ開港會議に於て、討議研究せられたる釐金に關する事項は、二段に分つことを得、第一は自主權と廢釐に關する件、第二は準備行爲としての、廢厘に對する補償課稅制度其他に關する件とす。前者は自主權の部に於て記述したる如く、支那側が夙に巴里會議又は華府會議以來主張し來りたる、自主權の獲得並に廢釐の聲明に屬し、後者は英國側が、既に兩三年前より擬定しつゝありたるものにして、華府會議の趣旨に基き、裁釐の前提として計劃したる、釐金特別補償稅案なりとす、同案は廢釐の補償を目的としたる子口半稅の擴張に外ならず。

第八章 賃金制度に関する件

二十六日の開會日に於て、王正廷の自主権及廢釐に關する提倡に次ぎ、日・英全權の演説あり、同二十七日議事委員會に於ては、釐金問題は第二委員會にて討議することを定む。同三十日の第一委員會第一回會議に於ける、米國全權の質疑に對しては、支那委員より廢釐計劃の覺書を提出する所あり、之に對し日米全權の提案を見たり。一方日本専門委員に於ては、支那全權の廢釐案及財政善後委員會の裁釐大綱草案に關し、再三内部的打合會を開き、對應の腹案を定むる所あり、更に十一月三日の第一委員會第二會議に於ては、支那全權の聲明に對し、日米全權の提案あり、同六日の第二委員會第一會議に於ては、支那全權の釐金に關する聲明に對し、日本全權の希望及米全權の説明あり。同十三日の第三委員會第二回會議に於ては、英全權の提案あり。同十七日の小委員會に於ては、自主権並に廢釐に關し決定を見、次で同十九日第二委員會の第四會議に於ては、遂に支那側に對し、自主権の承認を決議し、同時に釐金其他の使途問題に關する分科會設置案を決議したり。次で同二十一日の釐金專門分科會に於ては、支那委員より廢釐問題に關し、専門的説明を朗讀し、之に對し釐金の解釋に付討議あり、其間支那側は釐金の性質に關し、調査事項を提出し、我委員亦之に關する調査研究に努力せり。越えて同二十七日支那政府は、遂に執政名を以て廢釐令を公布したり。

十五年一月二十一日に至り、英國側は日本委員に對し、特別釐金補償稅案を送致し來りたりたる

を以て、我専門委員は之に對し、同二十五日より二日間、内部的打合會を開催し、二十七日英國側

に質問書を送り、其後二十九日至る三日間に亘る内部的討議を繼續し、三十日芳澤全權は、英全權に對し答覆を寄せ、意見を陳述する所あり、英國側は原案に多少の斟酌を加へ回答し來れり。其後三月十三日英國側は、支那側と同案に關する討議を爲し、其要項を我委員に送致せり。次で四月二十日英全權ビールは佐分利委員に對し、本會議に關する條約擬定草案を送致し、其内容中には、本件釐金廢止に付ても、考察する所ありたり。更に五月三日、日本専門委員は、前記制度に關し大略の考案を定め、英國委員スチュワートと會合打合をなしたが、爾來何等決定を見ずして、會議の中絶に會したり。尙我委員は、生産稅問題に付ては、當初の訓令に基き、均衡的生產稅制の考案を有したるが、強いて之が設定を要求する態度に出てす、何等の討議を用ひずして終れり。

要之廢釐問題は、關稅自主権と離るべからざる關係を有し、廢止の能否、廢止の方法及之が廢止の爲め必要とする、地方收入補償所要額等、幾多複雜にして、而も徹底的に實情を究むるを要する諸問題あるに拘らず、本會議に於て、支那は勿論列國に於ても、深く其眞諦に立入りたる討議も無く、漠然たる基礎の下に論過せられたるは、假令各國共、外交的術策の存したるものありしふとは謂へ、遺憾の感なき能はずと謂ふべし。

第一 民主権及廢厘問題に關する決定

支那側は輓近、マツケー條約及華府條約に定められたる規定の範圍を超越して、民主権の獲得を計劃したるのみならず、民主権の無條件承認を求める、且し蓮金に關しても、其自動的裁撤を唱道せり。乃ち這次特別會議に際しては、協約國の條件的主権の承認を排し、相關的に廢蓮を聲明し、豫期の目的を達成せり。（第三章民主権の決定参照）

昨年十月二十六日、王正廷の關稅自主案の提言ありたる後、我全權は、其演説中、關稅自主の問題に對しては、極めて友誼的考慮を加ふるに、十分の用意あることを言明し、且つ、華府條約に規定する、蓮金急速の廢止に關して準備をなすが爲め、適當の措置を執るべきこと、並に蓮金廢止に先立ち適用せらるべき暫行規定を考量し、附加税を定むること。

を提言したり。英國全權も亦、

華府會議に定められたる本會議の主要目的の一は、蓮金及貿易上に於ける、内地稅の徵收を廢止する方法の考究に在りとする。英國政府の見解に關しては、中國構成の各部分たる、地方財政上の需要と、中央政府との間の財政關係に對し、或種の改革を要すること。

を演述したり。此後、王正廷は、蓮金廢止の實現に關する問題を、英國全權の演説に對し、其の實現の困難性を指摘し、英國全權は、此點に對し、英國の立場を明確に示すことを要す。

更に支那側の提案に對し應酬したる、十月三十日の第一委員會第一會議に於ける、日置全權の聲

明中には左の如く述べたり。

王正延氏は開會式當日の演説中、支那政府は三年以内に蓮金を撤廢し、國定稅率法を實施する決意あることを述べられたり。支那は右準備期間内に於て、本案の趣旨に依り、他列國と條約を結び、右條約は支那國定稅率法の施行と同時に實施せらるべし。支那は蓮金廢止及通商に對する其他障礙の除去を實行することに依り、關係國全般の同意を得て、國定稅を實施し得るに至る。

次で十一月三日第一委員會第一回會議に於て、民國十八年一月一日迄に、完全に蓮金を廢止すべき、王全權の宣言に對し、我全權の演説中、左記事項あり。

一、支那は一定期間内に、蓮金廢止を實行したる上、國定關稅條例を實施す。

二、右準備期間内に、支那は關係國と、新なる條約を結び、該條約は、關稅に關し現存條約に代るものにして、國定關稅條例の實施と同時に實施す。

更に自主権實行方法の一として、支那は直に國定關稅法及附屬稅率表を制定し、其聲明に從ひ、三年以内に蓮金を廢止したる後之を實施す。

米國全權ストローリンも、亦華府會議に定められたる附加稅の徵課を提言したる後、

● ● ● ● ● 蓼金其他の内地税を廢止することゝし、且つ一九二八年一月一日迄に、締約國の過半數が提議したときは、同年五月一日、締約國の代表は特別會議を開き、蓼金が完全に廢止さ

と主張したるが、右は内政干渉の名に於て、支那側の反抗を惹起せり。 (Proposal of American Delegation. No. 3 1925)

次で十一月六日第二委員會第一會議に於て、支那委員が廢釐の準備として附加稅增徵案を提出するに當り、日本全權は、附加稅收入の使途の一として、釐金收入に代るべき基金を考慮すべしことを提示し、尙

支那政府の聲明したる如く、釐金廢止は、一九二九年一月一日以前にて、實行せらるんことを

と述べ、廢藩の期限を要望し、更に
を希望す。

る處、今後三年以内に地方各省の歳入たる釐金を廢止する爲めには、其一年間の收入額に相當する、補償を認めらる。

卷之三

本全權は支那が釐金を廢止し、國內の一般的改善を行ふに對し、支那を援助する爲め、極度の努力をなすに決せり。

一、關稅自主權に關しては、列國は支那の自主權を尊重し、原則として之を承認するは勿論、支那の國定關稅實施と同時に、現行條約中に存する總ての關稅上の制限を廢ることに同意す。

一九二五年十月二十四日公布したる、支那國關稅法を實施す。
而して支那委員は、裁量は自動的なべきことを主張し、米國案は支那の誤解を招き易いとなし
其各節に論及せり。

(General Observation of the Chinese Delegation on the American and Japanese proposals. Nov. 11th 1925)

英國空襲は日本が攻撃を承認し、死傷者を防ぐことを請うた

どなし、第三項に於ては、
蓄金及其他の方法に依る内地税廢止後に於て、支那國定關稅定率法の實施を協定すべし。

提案せり。然るに十一月十七日の小委員會に際しては、列國委員は、支那の要求を容れ、左記決定を爲すに至れり。

中國政府は蓄金は國定稅法の實施と同時に撤廢すべきを聲明し、且廢蓄は民國十八年一月一日迄に實行すべきを宣言す。

次で同月十九日第二委員第四回會議に於て、各國全權は支那全權との間に、下記最後の成案を決議せり。

中國以外の各締約國は、中國が關稅自主權を享受し、中國と各締約國との間に存する、現行各條約中の關稅上の束縛を解除することに同意し、並に中國國定稅法が、一九二九年一月一日に於て、其效力を發生することを認諾し、中國政府は、蓄金の廢止と、中國國定關稅法とは、同時に施行し、一九二九年一月一日に至り、完全に廢蓄を實行することを聲明す。

是に於て十一月二十一日、蓄金の専門分科會を開き、支那委員より廢蓄に關する専門的説明を朗讀し、蓄金の性質に付討議し、爾來我委員亦蓄金に關する研究に從事し、支那側より蓄金の起源其他に就き調査書を提示せり。

第三 蓄金の解釋に關する討究

蓄金の範圍に付ては、從來締約國側が、廣義に解釋せんとするに對し、支那側は狹義に解釋せんとし來りたるが、何れも其限界明確ならず、這次會議に際しても、十月三十日提示せる王全權の裁蓄計畫には、「單に『蓄金及蓄金の性質を有する課稅』」とのみ記載せり。

而して會議開會前、十月二十三日提案したる財政善後委員會の決議したる、自主辦法大綱第二條には、

内國稅に關するものは、出產、銷場、出廠稅等の廢除を聲明すべし、

と謂ひ、其第三條は、
現行蓄金、常關稅、復進口稅(沿岸貿易稅)及正雜稅捐中、國內通過稅の性質を有するものは、中國は自ら裁撤を行ふ、

と謂ふも。(收回關稅自主權要綱草案)

尙關稅會議開會當時發表せられたる、支那財政整理會議案籌備處の定めたる辦法大綱草案あり、其內容左の如し。

第一條 左記各項の國內通過稅は、其中央の收入たると、又は各省の收入たるとを問はず、悉く之

を廢止す。

一、蓋金、統捐、統稅、貨物稅、鐵道路捐又は其他異名同實の通過稅。

二、商埠五十支里内、五十支里外及其他の常關稅。

三、正雜各稅捐中、通過稅の性質を有するもの。

前各項に依り撤廢すべき通過稅は、其發送のとき、又は中途に於て、若くは到達の時徵收するを問はず、通過する貨物に對する課稅は總之を含む。

第二條 海關に於て徵收する子口半稅、復進口稅、及甲港より乙港に至る出口稅(內國輸出稅)も亦、一律之を廢止す。

第三條 國內通過稅撤廢後、總て常關、蓋金局、各稅廠等に於ける、從來徵收の他種課稅にして、確實に通過稅の性質を含まざるものは、財政部に報告し、核定の後、他の徵收機關に併合して、之が徵收を繼續す。

第四條 各機關をして、前三條の規定に依り、通過稅と通過稅に非ざるものとに分ち、各存廢すべきものを定め、其數目の詳細は期限を定めて報告せしむ。(財政善後委員會、裁撤蓋金常關及一切國內通過稅辨法大綱草案)

十月三十一日我委員は、內部的に蓋金問題専門委員の打合會を開き、產銷稅又は落地稅は、蓋金

に包含せらるゝや否やを、明確ならしむる爲、支那側に質問すべき旨を決定し、十一月一日の同上第二回打合會に於て、前記支那側の廢蓋大綱草案の内容に關し討議したり。其決議事項中主要なるもの左の如し。

一、右大綱案が、確定案なりや否やを確むること。

二、(イ) 第一條中通過稅の意義及範圍、殊に通過稅の性質ある生産稅及落地稅を含ひや否や明確なる説明を求める、若含まざれば之を含ましむこと並に崇文門稅の存廢を質疑すること。

(ロ) 第四條中通過稅、非通過稅の區別に關しても、明確なる説明を求める、同時に非通過稅にして、現に課稅せられ居るものを明にすること。

(ハ) 常關の意義を明にすること。

(ニ) 正雜各稅の意義を明にすること。

(ホ) 蓋金及其他類似のものゝ、確實なる廢止を期せんが爲の方法として、左の通り決定すること。

A 本法中に別に一條を設け、内外品の(通過・發送・途中及到着を含む)に對しては、如何なる名義を以てするを問はず、一切課稅することを得ずとの原則的規定を設けしむること。

B 外國輸入品に對し、非通過稅として課せられたるものが、事實上通過稅なりしきの、

有效確實なる救濟方法に付、條約上の保障を設くること。
三、第二條中甲港より乙港に至る際の出入税であるは、出口税の誤植なるべこと。
四、支那政府が、釐金を全廢せんとする誠意あらば、釐金の種類及徵收額、徵收手續等に關し、
明細且的確なる材料を有すべきは勿論なるを以て、會議に於て、先づ此等に關する詳細なる
説明及明細表の提示を求むべること。

五、第三條中

(イ) 稅廠の意義不明なること。

(ロ) 支那は釐金局・常關等を當然撤廢するものと認むるに付、其實行方法を質問すること。

(ハ) 本條に所謂釐金局・稅廠等の「等」の字義を明瞭ならしむる爲め、「其他」と改むること。

六、第四條中

(イ) 所謂各徵稅機關及徵稅監督機關の組織權限を明にすること。

(ロ) 報告の公正明確なるを期する爲め、別に辦法を講ずる必要あること。

尙同月二日の打合會に於ては、更に王正延の提出したる廢釐計劃覺書の討議中、釐金の性質を決定するに付、左の如き委員會の組織に想到せり。

釐金(通過税)非釐金(非通過税)の判定を要すること、し之に關しては、司法調查委員會の例に

敬ひ、外國委員の參加を要求すること、而して其調査期間は原案通り六箇月とすること。
備考

上海銀行週報第四三〇號に依れば、前記大綱草案中疑義に屬し質問回答を求むべきものとせる事項中、支那側の立法趣旨明確なりと認めらるるものあり、例へば第一條の釐金中には、所謂坐釐、埠釐、銷場稅等と共に、落地稅を含むこと、常關は常關稅と、同一義に使用せること、第二條の支那文草案には「由此到彼口之出口稅」と明記せるの類なり。(上海銀行週報四三〇號裁撤釐金常關及一切國內通過稅辦法大綱草案說明)又王正延の廢釐計劃案中、釐金の性質に關する英文には、Commutation Tax(抵代稅)の語あるも、支那文原案には統捐其他釐金に類すとあるを以て、所謂抵代稅にあらずして、統捐の意なるべし。

其後英米等の提案に於ても、亦釐金の限界を明示せるものなく、例へば昨年十一月三日の委員會に於ける、米國の提案中には、釐金及類似の内地稅の廢止と謂ひ、同月十三日の委員會に於ける英國の提案に於ても、釐金其他内地稅の形式に依るものと謂ひ、漠然たる文字を使用せり。
一方支那側の前記廢厘大綱草案に於ては、通過を條件とするも、比較的廣義の釐金を、廢釐計劃中に包含せしめたるが、十一月二十一日裁釐補償問題に關する専門委員に於て、釐金の範圍に關し、外交委員間質問應答あり、當時主席曾宗鍾は、

一、廢釐の標準は、民國八年の豫算に依り、同豫算にならるゝのは、民國五年の豫算に依る、右兩豫算に計上せらるゝものは、中央政府に於て之を決定す。

二、廢止すべき釐金の範圍に關しては、通過稅の性質を有すべからるものに限り、生産、銷場落稅等は、之を包含せず。

と説明し、前記支那側草案と矛盾するに至れり。

今支那側の調査したる釐金に關する説明の要領を擧ぐれば左の如し。

一、廢止すべき釐金の種類

(イ) 中途釐金 Transit Tax 本稅は各地通過の貨物に課す。

(ロ) 統稅 Consolidated Tax 本稅は各種釐金を單一なる統一的課稅に變形したるもの。

(ハ) 統捐 Consolidated Likin 同上

(ニ) 貨物稅 Merchandise Tax 本稅は前記統稅又は統捐に類似したるももの。

前項(ロ)(ハ)及(ニ)の名目の下に課稅せられ、釐金の性質を有せらるゝのは、本問題より除外

外し、別に之を處理す。

(ホ) 鐵路貨捐 Tax on Railway Goods 本稅は特に鐵道に依り輸送する貨物に課稅す。

以上の各種目を除く、全然釐金に屬せらるるものにして、慣例に依り、釐金局又は其課稅系統内に

在る、左記課金あり。

(イ) 坐釐 Stationary Likin 本稅は商店又は商社に對し、貨物の販賣數量に應じ、課稅す。

(ロ) 商捐 Merchant Tax 本稅は商品の現在市價に從つて課稅す。

尚支那側より提出したる、釐金の専門的解釋に關する草案を見るに、前記解釋と大差なく、釐金を分ち。

- 一、本來の釐金 Likin proper
- 二、統捐又は統稅 Consolidated Duty or Tax
- 三、貨物通過稅 Transit Dues on Goods
- 四、鐵路釐捐 Goods Tax on Railway

となせり。

然るに一方本年一月二十一日、英國委員より、日本委員に送致せる、釐金特別補償稅案に於ては、釐金は一九〇二年のマッケー條約及一九〇三年の米・支條約に在る釐金及其他生產地・通過地及到着地に於ける其他の課稅を包含するものなし(生産稅及釐金補償稅を除く)、此等課稅の廢止に依り、貨物通過稅の全廢を期し、惹いて凡ての稅局稅卡の裁撤を刷致せんとするもなるが、產銷稅の限界並に釐金と產銷稅との關係に付ては、明確なる決定を示さむこと、猶マッケー條約又は米・支條約

及之が外交文書に記載せられたるものと異なることなし。
要之釐金の解釋に付ては、正式に彼我共に、十分の討議を重ねざりしものにして、將來會議再開の場合に於ては、此點に付更に明確なる決定を爲す要あるは、勿論なりとす。

第四、廢釐方法に關する提議

一、提案の經過

廢釐の根本原則は、前記委員會の決議に依り、民國十八年一月一日迄に完成すべきことに決定したるが、其暫行辦法に關しては、昨年十月三十一日第一委員會に於ける、ストローンの質問に對し王正廷は裁釐の時機に關し、

一九二五年十二月より六箇月以内に各省をして報告書を作成せしめ、同時に中央政府は調査員を各省に派遣し調査に從事せしむ、右調査報告書は、次の六箇月以内に、財政部及財政整理會に於て、之を討議し、一方一年間釐金の補填をなすべき額を準備す。斯くして一九二八年二月末迄に、裁釐計劃を完全に實行す。

答へ、又釐金の補填準備に關しては、
中央政府は、各省の收入減に付調查の後、各省廢釐を實行したる後、毎年不足額を二期に計算

し、第一期は關稅附加稅の增徵より各省に送附し、第二期は關稅自主實行の際、關稅收入中より之を分配す。

と聲明したり。當時支那側より提示したる、自主權回復に至る迄の、過渡期間暫行措置の大要を擧げ、廢釐計劃の地位を示せば左の如し。

一、附加稅の處理
(イ) 債務の調整
(ロ) 公債の募集
(ハ) 中央政府及各省に對する補償分配

一九二六年四月一日より同七月三十一日迄四箇月間
一九二六年八月一日より、同十一月三十日迄四箇月間

一九二六年十二月一日より、一九二八年二月二十日迄十五箇月間

二、内地通過稅の廢止
(イ) 調査期間
(ロ) 討議及決定の期間
(ハ) 廢止實行期間

一九二七年一月一日より、同二月二十九日迄二箇月間
(ニ) 鐵道貨物稅

(ホ) 常關稅(五十支里外及内地) 一九二七年三月一日より同六月三十日迄四箇月間

(ヘ) 其他の蓼金 一九二七年七月一日より、一九二八年二月二十八日迄八箇月間

次で十一月二十一日蓼金専門委員會にて、支那側の説明したる計劃に於ては、裁蓼の順序を述べ、第一段 民國十五年より一箇年内に、蓼金の性質を分別し、通過稅に關するものゝ確數を調査す。

第二段 民國十六年より裁蓼に著手し、關稅增收三千萬元の支出中より之を補填し、不足分に對しては、三年間の分配額に應じ、裁蓼公債を發行す。

第三段 民國十八年後關稅自主を實行し、之を補填す。

尙之に對する暫行措置に付ては、支那全權は普通輸入品に五分、奢侈品に二割及三割の附加稅を課し、調印後三箇月を以て實施せんと聲明せり。

日本全權は昨年十一月三日第一委員會第二回會議に於て、支那の聲明に基き、三年以内に蓼金を廢止することに同意し、次で同月六日第二委員會に於て、モラトリアムの方法に依り、三年間整理公債の元利支拂を猶豫し、其資金を以て補償の用に充當することを提案し、暫行措置としては、二分五厘及五分の附加稅案を聲明せり。

米國全權は十一月三日、支那は蓼金及協定せらるべき類似の内地稅を廢止し、一九二八年五月一

日、關係國代表者會議を開き、蓼金廢止の事實を認定し、且必要なる協定をなすことを提案し、尙暫行措置としては、第一期は一九二六年二月一日より、總ての輸入貨物に二分五厘、同年七月に至る迄に、奢侈品に五分の附加稅を課し、第二期は條約實施後輸入稅は五分乃至一割二分五厘、輸出稅は五分乃至七分五厘を課することを提案せり。

英國全權は、十一月十三日第二委員會に於て、

一、一九二六年又は其後輸入品に對する附加稅二分五厘、奢侈品には五分を課し、增稅收入は海關に保管す。

二、蓼金及其他内地稅廢止後より、支那は國定稅法の實施方を協定し、新條約效力發生の日より蓼金廢止により、關稅自主權實施迄一律に、普通輸入品に五分以上の一定率を課す。

三、中間期間たる關稅增加後より、蓼金廢止完成期前に於ては、外國の輸出入品は、内地稅を課せられざる様規定を設け、中央政府が之に違反したるときは、海關に對し償還を請求する。ことを得ることを得。

と提議せり。

列國正式會議に提議したるものは、前記の事項に止りたるが、英國委員より、本年一月二十一日、我委員に回附したる廢蓼暫行辦法には、左記蓼金特別補償稅の法案なるものあり。

二、蓼金特別補償稅制度の提案及討議

甲、本提案の梗概

一、概説

蓼金特別補償稅法案(Memorandum on the Levy of a special compensation tax for the purpose of financing the abolition of Likin.)は英國委員の提案に係り、其趣旨は、昨年十二月中、再三内示する所あり、本年一月本案に關する詳細なる要書を作成し、同二十日之を我委員に内示し、更に修正の上、二十一日各國委員に送附し、二十三日及三十日、英國公使館に於ける、各國全權の會合に於て、之に對する質問及意見の交換あり、我委員の意見ありたる外、各國共大體に於て異議なく、更に英國側は支那側の意見を求めるが、本案の趣旨に對しては、支那側も亦大體異議なきものと認めらる。立案の趣旨は蓼金廢止迄の、過渡的準備措置にして、其間に於ける外國輸入品、並に内外人の手に係る内地生産品を、内地課稅より保護せんとするに存し、蓼金廢止自體は、内政問題として、支那中央並に地方官憲の處理に委すべきものとしたり。

蓼金廢止の財政的方面に對し、外國の寄與する所は、輸入品及外國人の内地生産品に對し、本稅の賦課を認むる點に在り。而して支那の實行すべき事項は、輸入税の課稅方法、同率上昇の方法、輸入品及生產稅を課せらるゝ支那製品、並に在支外國人の製品に對し、一律公平に補償稅

を課すること。

二、補償稅收入を蓼金の代價として地方に配賦すること。

三、補償稅を支拂ひたる總ての貨物に對しては、蓼金其他總ての國內稅を課せざること。

之なり。但左の二點を前提とする。

(イ) 補償稅收入の地方配賦に關する取極、及蓼金廢止の方法に關しては、關係地方官憲の協力に依り、實施せらるべきこと。

(ロ) 支那政府は、内地生産品に對し、生產稅を賦課す。而して生產稅は、同種の貨物に對しては、生産者の内外人たるに依り區別を設けず。内外人の生産品に對する課稅には、關係國の同意を要すること。

四、支那製品の輸入税の賦課及徵收の方法、並に支那製品の貿易の方法に關する事項。

五、課稅物件として外國輸入品及生產稅を支拂ふ内外人の内地生産品。

六、税率

七、輸入稅(正稅及附加稅を含む)の三分の一即輸入稅及補償稅を合したるもの、四分の一。

八、徵收機關 海關に於て輸入稅又は生產稅と同時に徵收す。但酒煙草等に付、特別協定成立する所の場合は例外とす。

第八章 蓼金制度に關する件

四、稅收の保管 支那政府の指定する上海所在の銀行に保管し、「蓋金補償基金」とす。

五、蓋金補償委員會 所在地を上海とし、其組織は(イ)中央政府徵稅機關の代表、(ロ)各省及特別區域の財政廳各省議會の代表、及(ハ)全國商會聯合會の代表とす。

三、補償稅の徵課と貨物の免稅

(イ) 外國輸入品、又は生産稅を課せらるべき、支那内地内外人の生產品に對しては、補償稅を強制的に徵課すると共に、開港場の周圍百里内は通過證を要せず、全然其他の課稅を免除せらる。右區域以外の内地に移出する場合は、通過證の交付を受け、一切の蓋金・通過稅到著地稅及銷場稅並に其他の國內稅を免除せらる。(船車等の運搬具に對する課稅又は徵課にして、直接貨物の負擔に屬するものとも含む、尙支那政府の宣言に従へば、沿岸貿易稅も亦廢止せらるゝを以て、課稅せらるゝことなし、)從つて到著地に於て、何等の課稅なくして消費せられ、或は更に奥地に仕向くることを得。

(ロ) 爲餘の内地貨物(輸出原料品、又は地方製品を含む)は任意的補償稅を支拂ひ、本制度の保護を受くることを得。

四、通過證 (Transit pass) の發給

(イ) 發給機關 海關とす、但煙草及酒等に付、特別協定成立の場合は例外なり。

(ロ) 種類

A 内地通過證 (Inward transit pass) 补償稅を支拂へる貨物、即輸入品及生産稅を支拂ふ

内地生產品に對しては、無償にて發給す。其他の貨物は次記外向通過證の場合と同率の補償稅、即輸出稅の二分の一を支拂ひ其發給を受く。

B 外向通過證 (Outward transit pass)

一、輸出すると否と、貨物所有者の國籍如何を問はず、内地より開港場に移出する貨物に對し、請求に應じて之を發給す。

二、補償稅即輸出稅の二分の一を支拂ふことを要す。但生産稅を支拂ふ内地生產品は、輸入稅の三分の一の補償稅を支拂ふものなるに依り、之に對しては無償にて通過證を發給す。

五、補償稅の配付

(イ) 内向通過證を受くる貨物の支拂ひたる、補償稅收入は、通過證に記載せる貨物の仕向地に依り、徵收機關より直接其地方官憲に配付す。

(ロ) 外向通過證を受くる貨物の支拂ひたる、補償稅收入は、前項の方法に準し、貨物發送地の的地方官憲に配付す。

(ハ) 開港場附近にて消費せられ、通過證を受けざりし、貨物の支拂ひたる補償稅收入は、釐金補償基金として積立て、各地方が釐金を廢止する程度に應じ、釐金補償委員會より各地方に配付す。

尙本項收入の大部分に、開港場附近百支里以内に於て、釐金局及釐金其他の國內稅を、即時廢止せることに對する補償として、徵收機關より直接當該地方官憲に配付することとなるべし。

六、本案實施の結果

本案が滯りなく實行せらるべきは、外國品又或種の内地品に對し、釐金は事實上廢止されたる結果となり、釐金廢止の實現に向ひ、一步を進めたるものなり。而して釐金を全廢し、釐金制度に伴ふ内外貿易の障害を除去するは、支那中央地方の官憲に殘されたる任務にして、支那官憲が凡て釐金局を廢し、釐金其他の國內稅を全廢するときは、一面他に財源を求むるの要あるも、他面釐金補償基金より、相當額の配付を得、補填の途を講ずるを得べし。

此時機に至れば、貨物は自動的に通過證の發給を要せざるに至るべきも、釐金制度を復活せる地方に對しては、當然其發給を開始するに至るべし。

（三）釐金制度の實現に於ける問題

廢釐後地方に配付すべき金額を計算するに付ては、支那政府及釐金補償委員會に於て、地方に對する釐金補償稅收入及其配付額に關し、詳密なる統計を参考とすることを要すべし。

（四）釐金補償稅收入の四半期報告書の提出方法、並びに其の監査の問題

本案實施の結果は、外國輸入品、及生產稅を支拂ふ内地生産品は、輸入稅若くは生產稅を支拂ふと同時に釐金補償稅を支拂ふ外、何等課稅せらるべきなきものとす。

（五）釐金特別補償稅案に對する討議

（六）前記釐金特別補償稅案に對し、我委員は一月二十五日及二十六日内部の打合會に於て、質問事項を決定し、英國側に提出したり其の要項左の如し。

(イ) 輸入稅の三分の一と定めたる附加稅率の根據に關すること。

(ロ) 生產稅の設定が、均衡的の趣旨なりや、又は收入を目的となすや、其他課稅物件の範圍、稅率及稅收の處置等に關し、又は現行機製洋式貨物單一稅との關係。

(ハ) 現行機製洋式貨物稅法に依れば、課稅の時期及場處は、貨物が第一關通過の際となり居れり。然るに本稅に於ては、第二關通過の事態を生ぜざる貨物に對しても、課稅するものと認

めらるゝが故に、課税貨物の製造場より、貨物が搬出せらるゝと同時に課税するものと解せざべからず。若し然りとせば、工場の大小遠近を問はず、各工場毎に周密なる取締をなし、脱税防止に十分の労費を要す、此點に關する英國側の考案に關すること。

(ニ) 生産税を課せざる内地貨物は、輸出税の二分の一の補償税を支拂ひ、通過證を受け得ることとなり居るが、右は現行税率との關係に比するも、負擔を輕減する結果とする場合あり、且爾餘の貨物との負擔の均衡如何、及本税を支拂ひ果して蓼金を免除さるゝ見込みや等の問題。

(ホ) 本件附加稅收入の分配方法に關し、英國案は仕立地及到達地に對する補償のみを認め居るが如きも、貨物の通過せる地方に對し、補償を與へざれば、該地方に於て不法に課税せらるゝ惧なきやの點。

(ハ) 本件附加稅徵收後、不法に課税せられたる場合の匡正方法に關すること。

(ト) 蓼金補償委員會の構成及保管銀行の指定に關し、外國の分子に入るゝ意思なきやの點。

二、英國専門委員の説明

十五年一月二十八日、日本専門委員は、英國公使館に補償稅制の立案者たるタイチマンを訪ひ、右質問書を提示して説明を求めたるに、左記要領の説明をなせり。

第一問、當初は輸入稅率を一割とし、内二分五厘を蓼金補償稅とする考なりしが、エラスチックなる三分の一と云ふ比率とせり。又外國人は蓼金所要額の全部を供與し得ざること明なれば、本案に依り、幾何の稅收を得べきやは關する所に非るも、地方を満足せしむる爲め、相當の收入を分與する要あり。又本案に依れば、地方官憲は豫め、特定貨物に對する補償稅率を知り得るが故、高級品に對する不法課稅を止めしむる效果あり。

又開港場にて消費せらるゝ輸入品に對しては、新なる負擔となるとの日本側の意見は了解するも、他方輸入稅の増加は認められたる所なるを以て、稅收の公平なる分配方法として之を研究するを妨げず。

第二問、本案の趣旨は、廢蓼金補償費を、輸入品と内地品との間に平等に負擔せしむべしと言ふに在り。生産稅の設置は、支那政府の爲す所にして(イ)支那は均衡及收入上の目的より之を課稅すべく、(ロ)課稅物件に關しては、煙草類及開港場及其附近の工場製品、即現行單一稅を課せらるゝ貨物を主として考へ居れり。而して内外人工場に公平に課稅せらるゝことは、必要なるも困難なり。(ハ)支那は多分稅率を輸入稅に適應せしむるも、其より低さるものとすべし。稅收は補償稅の部分は、地方に與へ、生産稅自體に當る分は中央に歸すべし。(ニ)特權工場稅は生産稅と思ふ、其著例は煙草會社の協定なり、右協定第五條に依れば、(A)支那に輸入せられ又は支那にて製造

する煙草は、一定税率の内地税、即抵代税と同率の二分五厘を拂ひ、(B)支那にて製造するものは別に同率の工場税を拂ひ、釐金を免除され居れり、右の(A)は釐金補償税に當り、(B)は生産税に當ると考ふ、而して現在右協定が實行せられざるは、(A)稅收が中央に歸し、(B)稅率が低きに因るものと思はる。

第三問、第二問の答にて明なる如く、支那が果して能く徵收し得るか否かの問題なり。吾人の爲し得る所は居留地及專管居留地内に於て、支那が本稅の徵收を爲すを認むるに在るのみ、差當り煙草に關しては、煙草事務所、爾餘の貨物に付ては、海關が徵收に當るべさも、將來は特別の機關を設置さるべしと思ふ。

第四問、(イ)本制度の結果沿岸貿易稅及内地輸出稅が消滅することは、日本の理想とも合致すべし。(ロ)爾餘貨物との負擔の均衡問題なし。(ハ)現在にても、輸出品に付ては同率にて満足し居る故、收入が地方に歸ること、ならば、尙更満足すべし。

第五問、通過地方に對する補償に關しては、考慮の結果、本案に落付たるものにて、支那人に確めたる所に依れば、支那側は一時は、通過證を各釐金局毎に示し、其關所にて徵すべからし額に應じ、海關より分配する案を持したるも、其案に依れば、(イ)地方に與ふべき補償百額に達すべく、(ロ)著しく複雑となり、(ハ)且金釐局は依然存置せらるべきを以て、結局之を放棄せりと云ふ。

吾人も熟慮の末到達地に分與することが、最も公平なる方法と考へたり。但此點は本案の弱點なれば、良案あらば修正すべし。實際上は數省を通過する貨物は極めて少く、且煙草の例に依るも、通過地にて紛争を起すは稀にして、生産地及到達地にて其例多きは一考に値す。

第六問、匡正方法としては、現在通り外交上の代表に依りて交渉する外なし。

米國最初の案には拂戻の規定あり、予は本問題に關し、二年以上も考慮を費し、二三の方法を考案したるが、支那人の態度に鑑み、是等は何れも實行し得ずと信じたり。蓋拂戻の制度を認むれば、支那人が之を濫用すること大なるべし。即(イ)支那商人は虛偽の申告をなして拂戻を要求し、(ロ)地方官憲と商人との結託をも生ずべし。則ち官憲は商人に對し海關に拂戻を要求すべしと徵稅を行ふべし。尙吾人の經驗に依れば、不法課稅は軍憲の不法課徵を主とし、通過證に關する限り、稅局に於ける紛議を聞かず、又現行單一稅の運單は、極めて能く遵守され居るとのことなり。

釐金補償委員會に、外國分子を入れることに付ては、支那は必ず反對すべし。本案は支那が會議に提出したる、海關收入保管委員會案中、釐金補償資金分科會は、中央及地方代表者を以て組織すとなせるに據れり。

本案は廢釐の實行は、支那に委ね、取り敢えず廢釐の有無に拘らず、外國品に關する限り、其保

護方法を考慮せるものにして、必ずしも直に釐金又は其局卡の裁撤を主張するものに非ず、若し一時に釐局を廢止せば、地方に補償金を分與するに付、其標準を缺ぐに至るべし。

三、日本全權及列國の本案に對する態度

次で我委員は、更に英國案に關し、同月二十七日より二十九日迄討議を重ね、三十日芳澤全權は、英國公使館に開かれたる支那を除く、列國代表會議に於て、我國の態度を明かにし、先づ口頭を以て、英國提案の釐金補償税設定案には、大體に於て贊意を表するも、左の諸點に於て特殊の考慮を拂ふべきものと思惟すと述べ、左記内容の文書を交付せり。

(イ) 原案には補償税は輸入税の三分一とあり、然るに輸入貨物の全部が抵代税を納付し、釐金の賦課を受けざるものと假定するも、其全金額は一九二七年に於て三千五百萬元を超過することなるべし。故に之を之て、廢補釐金に關し、外國貨物の負擔すべき限度とし、右金額が輸入稅收總額の何分の一に該當するかを算出し、其割合を以て各輸入貨物に課せらるべき輸入稅率(差等稅率)に對する釐金補償税の率と爲すと適當と認む。

而して開港場及其附近に於て消費せられ、現在釐金の賦課を受けざる輸入貨物も少からざることなるべし。故に之を之て、廢補釐金に關し、外國貨物の負擔すべき限度とし、右金額が輸入稅收總額の何分の一に該當するかを算出し、其割合を以て各輸入貨物に課せらるべき輸入稅率(差等稅率)に對する釐金補償税の率と爲すと適當と認む。

(ロ) 若し支那政府が、本案に基き内地生產稅を設くる場合は、外國人生產品に關し、内國人生產品に對するよりも、不利益なる待遇を爲さず、且其稅率は今回議定せらるべきも、暫行期間の附加稅率(釐金補償稅を除く)を限度とすることを確保するを要す。

(ハ) 蓼金補償稅を徵收せられたる貨物が、釐金を課せられたる場合には、米國提案の趣旨に依り、該稅收入中より、不當課稅に該當する金額を拂戻すことゝし、之に關し適當の方策を講ずるを要す。

(ニ) 本案は沿岸貿易稅及内地移出稅の廢止を豫想せらるゝものゝ如く、其主義は可なるも、若し之を廢止せば、(イ)海關收入年額一千八百萬元の缺陷を生ずべく、共に賠償金並に其他外債の擔保たり。一舉に廢止すれば、原債權の擔保力を弱む、(ロ)加稅に依り之が缺陷を補填し、從つて輸入稅の負擔に於て、外國輸入品の何等關係なき沿岸貿易稅及内地移出稅廢止の補償とするは不合理なり、(ハ)若し強いて一舉に之を廢止せば、其丈ヶ關稅剩餘の減少を來し、内債整理基金に影響を及ぼす結果となるべし。

他の諸國は之に反し、英國の提案に對し、何れも贊意を表したり。十五年一月三日に至り英國側は、原案に多少の修正を加へ、列國委員に回付したるが、大體に於て前案と大差あると見ず。

四、支那側の意擧

次で三月十三日英國側は、本案に關し、支那側と討議せる要領を我委員に送致せり。其中支那委員の意嚮にして、注意すべき點を摘記すれば左の如し。

(イ) 土貨は本計劃より之を除外し、専ら支那政府の處理に一任すべく、支那政府は蓮金に代へ、

土貨に對し生産税を課すべし。(英委員は蓮金に低代する生産税の徵課を是認するも、税率は現行通過税率の二分五厘、又は其以下とし、生産税の支拂に依り、總て他の課稅より免除せらるべき條件を附せず)

(ロ) 常關は海港場より百支里内に於て存置すべし、若し之を廢止せば、補填すべき收入の缺陷を悞る。

(ハ) 開港場内に於て消費さるゝ輸入貨物に對しても、官憲の收むべき補償稅の收入額を確認する爲通過證を發給すべし。

(ニ) 條約は單に蓮金に關すれども、支那政府は蓮金の外、貨物に對する他の直接稅をも廢止し、同時に内外貨物に對する、蓮金補償施行の日より、總ての課稅を免除すべき旨を聲明すべし。

(英委員は貨物の運搬に關する課稅問題に就て意見を述べ、一、船稅即民船に關する頓稅は、船舶の載貨に拘らず一律に課稅せば、敢て反對せざるも、載貨の數量に依り課稅するときは不法なり、二、軍隊に依る鐵道に對する軍事上の手數料等は明に不法なるに依り、政府は其不法を宣

明すべしと云へり。)

(ホ) 支那政府は通過證に對する印紙稅を課すべし。(英委員は此點に付、其稅率低く、且各通均一率にして、通過證記入の貨物の價格に依り差等を設けされば、問題なしと云へり。)

(ヘ) 支那政府は生産稅の規定に關しては、國內製造品に對する輸入稅よりも低率ならしむべも、事內政に屬するを以て、全然條約外の問題たらしむべし。而して海港地に在りては、生産稅は海關之を徵收し、其他の地方に於ては、他の支那官憲之を徵收す。但本稅に關しては、外支人間の利益は同様に取扱ふ。

(ト) 支那政府は、列國が居留地に於ても、内外人一様に印紙稅及煙酒公賣稅の賦課を承認するに於ては、沿岸貿易稅(輸出稅及輸入半稅共)を廢止せんとするが、後支那委員は之を訂正し、政府は沿岸貿易稅を廢止するも、其は唯輸入半稅の現在額二百萬兩を限りとし、輸出稅の一千万兩の廢止は、後日に譲る旨を述べたり。

(チ) 英國案の如く、蓮金補償稅の分與に關し、通過證に依り内地に運送する貨物の消費地を證明するは困難なり。殊に商人は其貨物の賣却後、通過證を引渡さずして破棄する習慣あるを以て、之を海關に回収するは不可能なるべし。斯く通過證にして、海關に歸屬せざるに於ては、關係省官憲は、其貨物に對する蓮金補償稅を領收すること能はず。(英委員は之に對し、若し通

過證が海關に歸屬すること能はざれば、發行當時の、通過證に裏書せる到着地に應じて支拂をなすべく、通過省にて賣却せられたるときは、當該省官憲に於て、何等かの辦法を講ずべしと爲し、又英國の計劃は二個の目的即ち、本稅に依り釐金其他内地稅より保護せらるゝこと、及本稅收入を關係省に對し、極めて公平に分配することに在りと云へり。)

其後同年四月二十二日、英國全權ビールより佐分利委員宛送附し來れる、條約案內容事項中、支那側が加稅に依り、釐金廢止と補償する爲め、特別基金を以て、各省に分配すべき旨聲明したるものありたり。

五、英國委員スチュワードの説明

次で五月三日、日本委員は補償稅案に付、考案する所あり、四日英公使館に於て、英國側スチュワード及米國側ボーンベック、バーチンス等と會合したるが、其際スチュワードの説明要領左の如し。

(イ) 本案に對する支那側の反對は、比較的枝葉の點に關するものなること。

(ロ) 本案に對する支那側は賛意を表し、唯手續上多少の困難あることを述べ、尙各地の意見を求むる爲め、漢譯の上海關監督、地方商會等に配布する考なることを述べたること。

(ハ) 上海に釐金補償委員會を置き、之には地方代表者を含ましむること、及地方分配後の釐金補

一 償費殘額の處理は、右委員會の決定に待つべきこと、並に其一考察。

(ニ) 現在抵代稅收入は、中央の收入となり居るが爲め、地方は合法的に、抵代稅制の利用を妨ぐる手段を探る傾向あり、但不法に課稅する例は稀なり。本案を採用し、稅收を地方に分與するときは、此等不當課稅を消滅すべきこと。

(ホ) 本案は直に釐金の廢止を行はんとするに非ずして、之に到達する方法を講ずるに在り。其次の階段に至り、支那政府は内地貨物に對する釐金を廢止し、釐金補償委員會と協力し、地方間の配分を定むべく、此時に至り通過證制度は自然消滅すぐること。

(ト) 華府會議所定の二分五厘加稅を課するに當りても、

A 抵代稅收入を地方に分與すること、之を續行せば、漸次輸入貨物には、通過證を無料にて交付することとなり、支那人も其便利なるを知り、本制度を助くる結果となるべきこと。
B 海關を通過する貨物に關する限り、通過證制度を支那人内地產貨物にも享有せしむること。

(チ) 蓬金の定義に關する支那側の意綱は大體可なるも、之に關する聲明は支那側のみに委する。

は不可なりじこと。

(リ) 銷場税即消費税は、本案に依り自然消滅すべきものと考ふること、尙支那側に於ても、一般的に消費税を課する意図なきこと、又特別税は一律に課せば不可なしと思ふること。(ホーンベックは此等の點に關し、明白に規定し置かざれば、將來紛議を起すべしと法意せり。)

(ヌ) 補償税收入分配機關及方法に關し、支那側は意見を述べざりしも、吾人の案は支那側の提議せる如き、蓋金補償委員會として行はしむるに在ること、該委員會には地方の代表者を列席せしめざるべからず、最近審計院の提出せる案は、中央政府の官吏のみより成る故に、不可なること。

六、蓋金補償税の實施期間に關する考察

十五年五月四日我國委員會が、内部的に討議したる本案の實施期間に關する考察は、其初期を一九二七年一月一日と假定し、左の三種の場合を想像せり。

(イ) 廃釐を自主権回復の條件とする場合

- A 外國貨物の廢釐が行はれたるとさは足るとするとき
 (終期未確定(少くとも數年を要す。))
- B 内地貨物の廢釐が行はれたるとさは足れりとするとき

(ロ) 終期未確定(支那政情如何に依る)。

(ロ) 廃釐を自主権回復の條件とせざる場合

- A 一九二九年一月一日の確定期日に自主権回復せらるゝものとするとき。

- B 一定期間後自主権が回復せらるゝものとするとき。
 (終期一九二九年一月一日)

- (ハ) 一定期間後自主権が回復せらるゝものとするとき。
 (終期 未確定(但一定期間を三年とすれば、一九三〇年一月一日迄となる。))

- (ハ) 右兩場合の何れにも拘らず、自主権回復後は、本税の存否の如何にすべきやの點より見たる場合。

- A 自主権回復後は本税を課せずとするとき。

- 終期 前記(ロ)項のA及Bの場合に同じ。

- B 自主権回復後も、本税を課するものとし、不當課稅わらば一定の制裁を課することとする場合。

- 終期 未確定(永久に續くと見るべし)

三、抵代稅收入の分配及沿岸貿易稅の存廢

華府條約に基く廢釐準備として、抵代稅の分配並に沿岸貿易稅の廢止に關しては、獨り英國側の

みならず、米國側亦協調的立場より、同種の見解を持し、米國側に於て起草せるハ華府條約附加税實施取極案に於ては、沿岸貿易税の廢止、及抵代稅收入の地方配付を規定したるものありたり。本案に關しては、日・英・米三國専門委員會に於て討議し、我委員は右英・米側の主張に反対したるも、英米殊に英國側の主張強硬にして讓らず、且本案と認むる結果は、關稅收入の減少を來し、附加稅增收の本旨には反するも、必ずしも我不利益のみにあらざるを以て、一方英國側をして、附加稅收入の一部を、將來不確實債務整理に充てしむる原則を認めしめ、交換的に大體原案の趣旨を承認し、五月十一日試案を作成し、同十五日支那を除きたる各國全權會議に提出し、各國共に異議なかりしが、我委員は本國よりの訓令に基き、更に之が修正を考慮せり。

本案中には、廢蓋準備方法として、左記重要問題を包含す。

一、抵代稅收入の地方分配

同案に依れば、蓋金の急速なる廢止に對する、直接準備行爲の一として、通過證に對して、支拂はれたる稅收は、海關より到達地、通過地又は仕立地に於て徵收せらるべき稅額に比例し、省官憲に分配らるゝものとし、其額は附加稅收入中より一年額五百萬元迄とする。

二、沿岸貿易税の存廢

右の外蓋金の急速なる廢止に對する、直接準備行爲の一として、又内外貨物に對する輸出稅の廢

止に對する階梯として、支那は同時に沿岸貿易稅、即支那の一港より他港に對し、土貨を移出する場合の課稅を廢止せんとする。之に對する收入の缺陷を補填する爲め、附加稅收入中より年額四百萬元を支出するものとす。

第五 廢蓋に對する使途計劃

蓋金廢止に充當すべき金額に付ては、當初顏惠慶より佐分利委員に對する内談に依れば、六千萬元乃至七千萬元を以て足るとしたりしが、其後十一月十九日の第二委員會並に二十一日の專門委員會に於ては、何れも増額して九千萬元としたり、其算出左の如し。（單位千元）

種類	第一委員會分	第二委員會分	專門委員會分
一、各省及特別區域蓋金	七〇,〇〇〇	七二,〇〇〇	
二、常關稅	一六,〇〇〇	六,〇〇〇	
三、津浦鐵道貨捐	四,〇〇〇	六,〇〇〇	
四、蓋局吏員解僕費用	一〇,〇〇〇		
計	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	

而して支那側は、三年を通じて、前記金額を要すべしものとし、附加稅收入を三等分し、債務整理及行政費と共に、蓋金廢止にも亦三分の一を充當せんことを提案せり。

當初列國は、使途計劃に關しては、右支那側の提案に付、詳細を討究することなく、廢釐補償は年額約三千萬元を要するものとし、之を關稅總收入中より充當せんとし、或は支那側の廢釐の實行に連れ、初年を少くして漸次増加し、結局三年間に九千萬元を充當する等の案考慮せられたるが、成案たるに至らず、終に英國側の補償稅案の提出せらるゝに及び、之を基礎として、計劃を立つることなり。

甲、英國案

十五年四月二十三日、英國委員スチュワートより、日本委員に送致したる提案に依れば、釐金特別補償稅を以て、廢釐補償に充當すべきものとし、其配當額を本稅と含みたる輸入稅の四分の一とし、左の如く算定せり。(單位千元)

一九二七年	約	三一、〇〇〇
一九二八		三五、〇〇〇
一九二九		三七、〇〇〇
一九三〇		四〇、〇〇〇
一九三一		四三、〇〇〇
一九三二		四四、〇〇〇

乙、米國案
同四月二十九日米國委員より、日本委員に回付せる提案に依れば、廢釐充當額を同じく輸入稅の四

分の二とし、左の如く算定せり。(單位千元)

一九二七年	三三、〇〇〇
一九二八年	三七、〇〇〇
一九二九年	三九、〇〇〇
一九三〇	四〇、〇〇〇
一九三一	四一、〇〇〇

丙、日本案

日本委員は使途問題に關し、屢次討議を重ね、四月三十日修正案を決定したるが、廢釐充當額を、英・米案と同じく輸入稅の四分の一とし、左の通り算定せり。(單位千元)

一九二七年	約三七、〇〇〇
一九二八年	四一、〇〇〇
一九二九年	四五、〇〇〇
一九三〇	四五、〇〇〇
一九三一年	四五、〇〇〇
一九三二年	四五、〇〇〇
一九三三年	四五、〇〇〇
一九三四年	四五、〇〇〇
一九三五年	四五、〇〇〇

以上各國案の算定には多少の相違あるも、畢竟各年次の輸入稅の自然增收、又は一九二六年の價格改訂の見積額に相違あるに因るものにして、輸入稅の四分の一とする點に於ては一致せり。

第六 結論

前陳の如く、這次會議中蓋金廢止問題に就て決定せられたる事項は、民國十八年一月一日迄に、支那關稅自主權の確立と同時に、蓋金の完全なる廢止を決議し、其他は廢蓋の準備手段として補償稅制度其他の辦法が提議攻究せられたるに止まり。故に今後の問題としては、

一、蓋金は支那の聲明通り廢止され得るや否や。

二、若し決議したる豫定期間内に、廢止され得さる場合、救濟手段及其處置を如何にするか。

三、廢止すべき蓋金の範圍並に徵收機關の種類は如何に決定するか。

四、補償基金として充當すべき金額は、果して補償稅を含みたる輸入稅の四分の一にて適當なりや否や。

五、補償基金を各省に分配する方法如何。

等の重要な事件を存するものとす。

今廢蓋の能否に付考察せんに、從來廢蓋は屢提唱せられたるも、毫も之が實行を見ざりしが、其事由は多々あり、就中第一、外國側より見たるもの、中には、

一、較近交通機關比較的發達し、貿易上の障害輕減したこと。

第二に支那側より見るときは、
 一、蓋金は徵收方法簡單にして、常關の如く法規慣例に拘束されず、地方に於て任意辦法を設けて徵收する便宜あり、殊に支那は地方分權の督軍政治にして、蓋金は恰も獨立國家間の關稅の如き性質を有し、政治上並に財政上地方分權の現勢に在る支那に於ては、蓋金是最も其國情に適せり。且支那の現狀は、文明國に於けるが如き、完全なる體系を有する所得稅又は收益稅法を實施するは尙早なること。
 二、廢蓋の結果、之に依り衣食する多數吏員を解職するときは、社會上困難なる問題を惹起すること。
 三、廢蓋加稅を規定せる英清マッケー條約、其他日・米等との通商條約には、幾多實行困難なること。

第八章 蓋金制度に關する件

等の事情存在せり。

此等の諸原因は、今日と雖も決して除去せられたるに非す、從つて這次の會議に於て決議したる廢釐聲明は、恐らくは實行不可能と看做すを適當とすべし。故に支那側が決議に違背し、廢釐を實行せざる場合に於て、列國側の手段としては、單に外交上の手段に依る外、他に妙計なきを以て、結局會議の實效を擧ぐべき方法なるを遺憾とす。但決議に至らざりしも、廢釐準備の方法として、釐金補償税、又は附加税に依る抵代稅收入の地方分配に關する提案は、一方華府條約の規定に準據し、他方支那の國情に順應せる點より見、比較的機宜に適したる方法と謂ふを得べし。英國案の補償稅法は、打合會に於て、立案者の言明せるが如く、支那海關制度の維持並に確保の手段となり、又天津條約以來、不法課稅の一として、六十餘年の歴史を有する、抵代稅制度の改正となる。蓋從來の抵代稅制度は、幾多の不備缺陷を有せり。即ち、

- 一、條約上の規定不備にして、抵代せらるべき内地課稅の限界明かならず、且抵代稅納付の貨物に對しても、落地稅・銷場稅を課し得ること。
- 二、通過證を有する貨物に對しても、地方吏員又は軍官は不法課稅をなせること。
- 三、抵代稅制の任意的なるを利用し、釐金其他地方稅の率を低下し、抵代稅の利用を牽制し又は防止したること。

四、内外商人の不正手段行はれたこと、即三聯單(外向抵代稅制)の悪用を防止する爲め、一八九六年以來、内外人同様之が特權を有することに改めたるも、其效なく、尙外國人の支那人に對する名義賣止せざりしこと。

五、抵代稅制度は、期限其他煩雜なる取締上の制限を有する外、小口商品又は商況に依り賣捌く種類の商品には適合せず、殊に三聯單に關しては、貨物の種類又は商人の信用等に依り制限を設け、現に海關の半數以上は三聯單を發行せず、最近十年間の平均收入額に於て、抵代稅收入は、輸出入稅に對し、僅に六分強を占むるに過ぎざりしこと。

等是れなり。故に英國側に於ては、華府條約後之が研究準備を爲し、既に一九二四年總稅務司アグレンは、抵代稅の改正意見として左の如く發表せり。

(イ) 條約に依り又は支那政府に依り課せられたる、抵代稅納付の通過證(内向通過證たる子口單、外向通過證たる三聯單)の發給、及其使用に關する各種の制限を廢し、總ての貨物に對して、其生產地又は仕向地の如何を開はず、等しく通過證の發給を受くる特權を賦與すべし。
(ロ) 通過證の發給並に徵收事務は、依然之を海關に留保するも、抵代稅の收入は、一定の方法に依り、按分比例を以て、地方政府に配付す。而して中央政府の失ふ所は、年額僅かに四百五十萬弗に過ぎざるが故に、貿易の發達に依り、容易に之を補足することを得べし。但該法は

華府條約第三條の、廢釐前の暫行手段にして、實行の曉には廢釐加稅問題の解決に向ひ、一步を進むものとす。

是れ這次英國補償稅案の伏線をなしたるものにして、同補償稅の骨子として、注意すべき點は、一、外國輸入品及内外人の在支製造品は、強制的に補償稅を納付せしむること。（註、一八九六年十月二十三日英國使臣アルコックの協定したる案には、特殊貨物に對して強制的子口稅を定めたるものありしが、實施に至らざりき。）

二、通過證の發給に關し、各種の制限を廢し、其通用の範圍を擴張したこと。

三、地方政府に分配すべき補償稅收は、特定し置くこと。

等にして、本案は從前の抵代制に比せば、重要な點に付、改善を加へたる結果、相當の實效あるべし。但本案は釐金の代徵制とも云ふべく、海關國際管理の擴張を意味し、主義上に於て問題たると共に、從來通過證制の廣く行はれざりし原因是、獨り僅々數百萬元の收入歸屬問題のみに非ずして、其他各種の事情存在するを以て、英國側の主張するが如き成績あるや疑はし。殊に日・英・米三國専門委員の協定したる、華府條約二分五厘加稅に依る、抵代稅收入地方配付の方法のみを以ては、其效果一層微弱なるものと認めらる。

要之廢釐の問題は將來會議再開の場合、更に研究討議を重ね外交上の術策の具となさず、根本的

に之が實效を收り、依つて内外貿易の發展に資する様、適切なる考案を爲す要あるものと信せらる。

第九章 沿岸貿易稅(復進口稅)又は 内國輸出稅の存廢

沿岸貿易稅は、内地沿岸の一港より、他の一港に對し、西洋型船を以て輸送する、内國產物に對し、其輸入地に於て課する、内國輸出稅の附加稅にして、輸出稅五分に對し其二分の一を課するものにして、最近三年間の右兩稅平均收入額は、千六百五十萬元に達せり。

這次關稅會議に際しては、昨年十二月十日、王正廷は外國人課稅問題と關連し、本件に付左の通り、聲明したり。

支那政府は商人を援助し、貿易を發達せしむる目的を以て、本會議終了後三箇月にして、外國

に輸出せざる商品に對する輸出稅(移出稅)並に沿岸貿易稅徵收の權利を廢棄し、釐金廢止の準備

に資せんとする。

而して本邦側に於ては十一月十一日本件に關し、打合せ會を開き、左の如く意見を定めたり。

一、内國輸出稅及沿岸貿易稅は、曾て地方政府の收入たりしことあり。支那の主張に基き、英・米

との條約中に、右賦課に關する規定を設け、爾後各國は右規定を承認したるものなるを理由

とし、支那は今回、會議終了後三箇月を以て、釐金廢止の第一歩として、右兩稅を拠棄する用意あること及爾後之を徵收せざるべく旨と聲明したるものとす。

二、右兩稅廢止の爲めには、條約の解釋上、列國の同意を必要とし、支那が單獨に、其廢止を宣言し得る性質のものに非るは勿論なるも、而も右宣言に依り、支那は釐金廢止の實行に着手せんとするものにして、國內通商發展の點より見、固より之れに反対する限りに非ること。

三、然れども右兩稅の廢止に因り、千六七百萬元の關稅收入の缺損を生せしめ、其結果關稅收入を擔保とする、現存外國債權者の擔保權を毀損し、(一九二六年度現存外債元利支拂後の剩餘は、僅に二百六十萬元に過ぎず)爲に外債擔保に關する支那と各國との條約に背馳する結果を生すること。

四、加之右の結果として、暫行附加稅に基く、關稅收入の一一部、即ち少くとも一千數百萬元を以て、現存關稅擔保外債の擔保を補充することを要すべく、斯くて華府條約に定めたる、暫行附加稅の用途の範圍以外に、之を支出することとなり、延いて暫行附加稅の稅率を更に高めざるべからざるに至る惧あること。

五、我那としては、支那が釐金廢止の實行に着手する爲、右兩稅の廢止をなさんとするは、固より赞成する所なるも、之れが爲り、關稅を擔保とする現存債權を侵害することを容認し難きは、

(注意)

六、依つて本件支那側の宣言に對しては、我邦に於て固より之が趣旨に贊同するも、之が廢止の結果は、關稅擔保の現存債權を侵害する惧ある外、延いて暫行附加稅率を増加すべき懸念あるを以て、支那側が右關稅收入の缺陷を補填する爲め、如何なる計劃を有するかを、豫め會議に於て質問し、支那側の意嚮を確むること。

(注意)

七、本件兩稅の廢止は、英國側に於て、從來上海商業會議所の意嚮等に鑑み、一九二二年以來米國とも詰合ひたる結果、極力主張し來れるものにして、其理由とする所は、沿岸貿易稅の廢止等に依り、陸路に依る貨物を水路に吸收し、依つて陸路釐金の價値を減殺し、廢釐の實行を容易ならしめんとするに在り。沿岸貿易稅及內國輸出稅の廢止に依り、最も多大の利益を受くるものは、英國なるべく、即一九二四年度沿岸貿易從事の汽船國別百分率割合は、英國四一、三八支那三四、六一日本一七、一二米國二、四三佛國一、六三なり。但日本汽船の割合は右の如くならるが、沿岸貿易貨物の取扱者は、支那人に次ぎ本邦人最も多かるべしと認めらる。

越えて本年一月十一日附、日本専門委員の改訂草案中には、左の通り記述せり。

一、國內輸出稅は、沿岸貿易稅と異り、其徵收は通商貿易上の障害少く、之が廢止は左程急に迫

れるものと認めざること、從て此際關稅收入の缺陷を生ずるが如き措置を探るは、機宜に適せず、故に寧ろ現狀を維持するを以て適當と認むること。

二 満州會易税に付ても、内國輸出税と同じく現狀に止むることを指謂す。若し之が廢止を實行するとしても、諸般財政及稅制の改革と相俟ち演重考慮を加へて、收入缺陥補填の途を講

ヒ、輸入附加税の收入に依頼せざるを要すること。

第十章 在支外人誤稱問題

昭年十二月十日第一委員會第五回會議に於て 王正廷は 前記沿岸貿易税廢止に關する宣旨と共に、在支外人に對する課稅問題に付、左の如く提議したり。

外を問はず、凡て免稅權を賦與するものとなし、最近中國政府が租稅法を施行せんとするや、外國

他鐵道附屬地に居住する外人も、亦同様の態度に出でたり。此等外人側の例は、不幸にして租界内又は鐵道附屬地内に居住する、華人に口實を與へ、亦其納稅義務を逃避するに至れり。斯の如き變態は、當に中國政府の行政權を害するのみならず、其弊害又列國と中國との貿易上に波及するを免れず。是れ國際法上並に華府條約の精神上より見、許すべからざる事態と謂ふべし。又歴史上より之を見るに、一八六三年四月八日英國外相が、當時の駐支公使に寄せたる文書中「英國租界の土地は、疑ひもなく中國の領土に屬す、故に華人は只其租界内に住するの故を以て、其當然の義務を免る、能はず」と謂へり。又同年北京に於ける列國代表會議に於て、上海共同租界改造に關する原則を決定せり。

二、吉領土の權限に關しては、各國公使直接之を中國政府より得べきこと。

の捐税は只市政經費に充當するを限りとす。

にして地產を有する者は、地稅を中國政府に納付せざるべからず。●●●●●●●●

の訓令を辭柄とし、之を不納とするを得ず。又外人納稅を肯せざる結果は、華人亦之を辭柄とするを以て、中國政府は各種稅捐の徵收困難となり、現に舊稅の收入は、以て國家の需要を充たすに足らざるなり。斯くて以上の束縛を持続せば、中國稅制問題は、終に解決の日なし。是を以て中國政府は、外人の中國領土内に在住する者は、其租界の内外又は鐵道附屬地の内外を問はず、中國人民と同一に、中國政府公布的稅法に服し、其一切の稅捐を負擔すべきことを宣言す。

之に對し、翌十一日我委員の打合に於て、決定したる案中、左記要領を記錄せり。

一、在支外人が、支那の課稅に服せざるは、支那と各國間の條約に規定する、領事裁判權を基礎として、國際慣例上成立したる、所謂治外法權制度の當然の結果にして、而も佛支條約第四十條に於て、右制度を明確に規定し、又其他の條約に於ても、關稅内地通過稅・外人製造貨物に対する課稅等に就ては、特に外人の納稅義務を規定し居るに見るとさは、何れも右制度が、條約上明に確認せられ居るものとなることを證明せり。従つて外人が一般に納稅義務を有せざることは、明白なる條約上の根據を有す。支那が外人に對し課稅せんには、必ずや現行條約の規定を變更せざるべからず、支那の單なる宣言を以て之を實行し能はざるは明なりとす。

二、而して在支外人が、治外法權の制度に依り、支那の課稅權に服せざる實際上の理由は、在支外人は該制度の下に於て、居住・營業・產業・生産・其他の權利利益に關し、他の文明諸國

に於けるが如く、支那人と同一なる能はざる結果にして、從つて外國人をして、支那國家に對し、支那人と同様の義務を負はしむる爲めには、支那國家に於て、他の文明國に於けると同様の程度に於て在支外人に對し、支那人同様の權利利益を與ふること絶対に必要なりとす。

三、即ち在支外人に對する、支那側の一般的課稅問題解決の爲めには、一面治外法權制度に關する現行條約の規定を變更すると共に、他面在支外人の新なる地位を確保すべき、新條約の締結を必要とするものにして、斯くの如きは、關稅問題及釐金廢止並に之に關聯する事項を目的とする本會議の範圍外に在りとす。

四、尤も本邦側としては、支那側が關稅引上の爲め、外國貿易に及すべき打擊を緩和するが爲り、其國內通商產業の發達及富源の開發を促進する趣旨を以て、自ら進んで、在支外人の營業及企業に對し、現存する制限の一部を除去することは、固より深く希望する所なるを以て、支那側に於て、例へば租界近接地に於ける、外人工場經營の自由を認め、又は外人の參加する外支合辦會社の、内地に於ける工場經營又は土地經營を認むる意嚮あるに於ては、治外法權の問題と離れて、此等外人に對する、支那側の課稅權を承認するに寄からざる趣旨を本會議に於て宣明することすべし。

支那關稅特別會議の經過

終り

第一表 開稅收入額(加稅計額之含む) (單位千元)

年次	I 輸入稅	II 輸出稅	III 駩港費	IV 常關稅	V 合計	VI 収費	VII 稽收
一九二四	5,500	5,500	5,500	5,500	22,000	5,500	22,000
一九二五	6,500	6,500	6,500	6,500	27,000	6,500	27,000
一九二六	7,500	7,500	7,500	7,500	30,000	7,500	30,000
一九二七	8,500	8,500	8,500	8,500	33,000	8,500	33,000
一九二八	9,500	9,500	9,500	9,500	38,000	9,500	38,000
一九二九	10,500	10,500	10,500	10,500	42,000	10,500	42,000
一九三〇	11,500	11,500	11,500	11,500	46,000	11,500	46,000
一九三一	12,500	12,500	12,500	12,500	50,000	12,500	50,000
一九三二	13,500	13,500	13,500	13,500	54,000	13,500	54,000
一九三三	14,500	14,500	14,500	14,500	58,000	14,500	58,000
一九三四	15,500	15,500	15,500	15,500	62,000	15,500	62,000
一九三五	16,500	16,500	16,500	16,500	66,000	16,500	66,000
一九三六	17,500	17,500	17,500	17,500	70,000	17,500	70,000
一九三七	18,500	18,500	18,500	18,500	74,000	18,500	74,000
一九三八	19,500	19,500	19,500	19,500	78,000	19,500	78,000
一九三九	20,500	20,500	20,500	20,500	82,000	20,500	82,000
一九四〇	21,500	21,500	21,500	21,500	86,000	21,500	86,000
一九四一	22,500	22,500	22,500	22,500	90,000	22,500	90,000
一九四二	23,500	23,500	23,500	23,500	94,000	23,500	94,000
一九四三	24,500	24,500	24,500	24,500	98,000	24,500	98,000
一九四四	25,500	25,500	25,500	25,500	102,000	25,500	102,000
一九四五	26,500	26,500	26,500	26,500	106,000	26,500	106,000
一九四六	27,500	27,500	27,500	27,500	110,000	27,500	110,000
一九四七	28,500	28,500	28,500	28,500	114,000	28,500	114,000
一九四八	29,500	29,500	29,500	29,500	118,000	29,500	118,000
一九四九	30,500	30,500	30,500	30,500	122,000	30,500	122,000
一九五〇	31,500	31,500	31,500	31,500	126,000	31,500	126,000
一九五一	32,500	32,500	32,500	32,500	130,000	32,500	130,000
一九五二	33,500	33,500	33,500	33,500	134,000	33,500	134,000
一九五三	34,500	34,500	34,500	34,500	138,000	34,500	138,000
一九五四	35,500	35,500	35,500	35,500	142,000	35,500	142,000
一九五五	36,500	36,500	36,500	36,500	146,000	36,500	146,000
一九五六	37,500	37,500	37,500	37,500	150,000	37,500	150,000
一九五七	38,500	38,500	38,500	38,500	154,000	38,500	154,000
一九五八	39,500	39,500	39,500	39,500	158,000	39,500	158,000
一九五九	40,500	40,500	40,500	40,500	162,000	40,500	162,000
一九六〇	41,500	41,500	41,500	41,500	166,000	41,500	166,000
一九六一	42,500	42,500	42,500	42,500	170,000	42,500	170,000
一九六二	43,500	43,500	43,500	43,500	174,000	43,500	174,000
一九六三	44,500	44,500	44,500	44,500	178,000	44,500	178,000
一九六四	45,500	45,500	45,500	45,500	182,000	45,500	182,000
一九六五	46,500	46,500	46,500	46,500	186,000	46,500	186,000
一九六六	47,500	47,500	47,500	47,500	190,000	47,500	190,000
一九六七	48,500	48,500	48,500	48,500	194,000	48,500	194,000
一九六八	49,500	49,500	49,500	49,500	198,000	49,500	198,000
一九六九	50,500	50,500	50,500	50,500	202,000	50,500	202,000
一九七〇	51,500	51,500	51,500	51,500	206,000	51,500	206,000
一九七一	52,500	52,500	52,500	52,500	210,000	52,500	210,000
一九七二	53,500	53,500	53,500	53,500	214,000	53,500	214,000
一九七三	54,500	54,500	54,500	54,500	218,000	54,500	218,000
一九七四	55,500	55,500	55,500	55,500	222,000	55,500	222,000
一九七五	56,500	56,500	56,500	56,500	226,000	56,500	226,000
一九七六	57,500	57,500	57,500	57,500	230,000	57,500	230,000
一九七七	58,500	58,500	58,500	58,500	234,000	58,500	234,000
一九七八	59,500	59,500	59,500	59,500	238,000	59,500	238,000
一九七九	60,500	60,500	60,500	60,500	242,000	60,500	242,000
一九八〇	61,500	61,500	61,500	61,500	246,000	61,500	246,000
一九八一	62,500	62,500	62,500	62,500	250,000	62,500	250,000
一九八二	63,500	63,500	63,500	63,500	254,000	63,500	254,000
一九八三	64,500	64,500	64,500	64,500	258,000	64,500	258,000
一九八四	65,500	65,500	65,500	65,500	262,000	65,500	262,000
一九八五	66,500	66,500	66,500	66,500	266,000	66,500	266,000
一九八六	67,500	67,500	67,500	67,500	270,000	67,500	270,000
一九八七	68,500	68,500	68,500	68,500	274,000	68,500	274,000
一九八八	69,500	69,500	69,500	69,500	278,000	69,500	278,000
一九八九	70,500	70,500	70,500	70,500	282,000	70,500	282,000
一九九〇	71,500	71,500	71,500	71,500	286,000	71,500	286,000
一九九一	72,500	72,500	72,500	72,500	290,000	72,500	290,000
一九九二	73,500	73,500	73,500	73,500	294,000	73,500	294,000
一九九三	74,500	74,500	74,500	74,500	298,000	74,500	298,000
一九九四	75,500	75,500	75,500	75,500	302,000	75,500	302,000
一九九五	76,500	76,500	76,500	76,500	306,000	76,500	306,000
一九九六	77,500	77,500	77,500	77,500	310,000	77,500	310,000
一九九七	78,500	78,500	78,500	78,500	314,000	78,500	314,000
一九九八	79,500	79,500	79,500	79,500	318,000	79,500	318,000
一九九九	80,500	80,500	80,500	80,500	322,000	80,500	322,000
二〇〇〇	81,500	81,500	81,500	81,500	326,000	81,500	326,000
二〇〇一	82,500	82,500	82,500	82,500	330,000	82,500	330,000
二〇〇二	83,500	83,500	83,500	83,500	334,000	83,500	334,000
二〇〇三	84,500	84,500	84,500	84,500	338,000	84,500	338,000
二〇〇四	85,500	85,500	85,500	85,			

劃表

(單位壹千元)

卷之三

卷之三

(註)

※ 第三表B一を探る、X 第三表B一及二を探る、XI 第三表B三を探る、XII 第三表A七を探る、XIII 第三表A八を探る、

第三表 新負擔充當額
(單位壹千元)

乙 英 國 案

關稅收入及使途充當額

(一九二六年四月二十三日附スチニアードより日本委員に提示したるもの)(単位百萬元)

年	一九九九年九月 三三三二二二二 四三二一〇九八七六	次	一九九九年九月 三三三二二二二 四三二一〇九八七六	年
I	額日本 稅案に 入る。	II	(2)(1) の過帳 加減期間 稅金	III
V	舊賃額	IV	舊賃額	V
VII	光新 當日 額的	VII	湖廣 當日 額的	VII
X	光新 當債 額務	X	湖廣 當債 額務	X
XI	「セント・ アンドン」 の過帳 加減期間 稅金	XI	行政 費及 建設費	XI
XII	借	XII	行 政 費	XII
XIII	方 貸	XIII	12% 費 率	XIII
XIV	方 貸	XIV	12% 政 費	XIV
XV	方 貸	XV	ムニシピ アル	XV
XVI	方 貸	XVI	ムニシピ アル	XVI
XVII	方 貸	XVII	ムニシピ アル	XVII
XVIII	方 貸	XVIII	ムニシピ アル	XVIII
XIX	方 貸	XIX	ムニシピ アル	XIX
X	一五	X	一五	X
XI	三三 一〇 一〇 一〇	XII	三三 一〇 一〇 一〇	XIII
XII	一五	XIII	一五	XIV
XIII	三三 一〇 一〇 一〇	XIV	一五	XV
XIV	一五	XV	一五	XVI
XV	一五	XVI	一五	XVII
XVI	一五	XVII	一五	XVIII
XVII	一五	XVIII	一五	XIX
XVIII	一五	XIX	一五	X
XIX	一五	X	一五	XI
X	一五	XI	一五	XII
XI	一五	XII	一五	XIII
XII	一五	XIII	一五	XIV
XIII	一五	XIV	一五	XV
XIV	一五	XV	一五	XVI
XV	一五	XVI	一五	XVII
XVI	一五	XVII	一五	XVIII
XVII	一五	XVIII	一五	XIX
XVIII	一五	XIX	一五	X
XIX	一五	X	一五	XI
X	一五	XI	一五	XII
XI	一五	XII	一五	XIII
XII	一五	XIII	一五	XIV
XIII	一五	XIV	一五	XV
XIV	一五	XV	一五	XVI
XV	一五	XVI	一五	XVII
XVI	一五	XVII	一五	XVIII
XVII	一五	XVIII	一五	XIX
XVIII	一五	XIX	一五	X
XIX	一五	X	一五	XI
X	一五	XI	一五	XII
XI	一五	XII	一五	XIII
XII	一五	XIII	一五	XIV
XIII	一五	XIV	一五	XV
XIV	一五	XV	一五	XVI
XV	一五	XVI	一五	XVII
XVI	一五	XVII	一五	XVIII
XVII	一五	XVIII	一五	XIX
XVIII	一五	XIX	一五	X
XIX	一五	X	一五	XI
X	一五	XI	一五	XII
XI	一五	XII	一五	XIII
XII	一五	XIII	一五	XIV
XIII	一五	XIV	一五	XV
XIV	一五	XV	一五	XVI
XV	一五	XVI	一五	XVII
XVI	一五	XVII	一五	XVIII
XVII	一五	XVIII	一五	XIX
XVIII	一五	XIX	一五	X
XIX	一五	X	一五	XI
X	一五	XI	一五	XII
XI	一五	XII	一五	XIII
XII	一五	XIII	一五	XIV
XIII	一五	XIV	一五	XV
XIV	一五	XV	一五	XVI
XV	一五	XVI	一五	XVII
XVI	一五	XVII	一五	XVIII
XVII	一五	XVIII	一五	XIX
XVIII	一五	XIX	一五	X
XIX	一五	X	一五	XI
X	一五	XI	一五	XII
XI	一五	XII	一五	XIII
XII	一五	XIII	一五	XIV
XIII	一五	XIV	一五	XV
XIV	一五	XV	一五	XVI
XV	一五	XVI	一五	XVII
XVI	一五	XVII	一五	XVIII
XVII	一五	XVIII	一五	XIX
XVIII	一五	XIX	一五	X
XIX	一五	X	一五	XI
X	一五	XI	一五	XII
XI	一五	XII	一五	XIII
XII	一五	XIII	一五	XIV
XIII	一五	XIV	一五	XV
XIV	一五	XV	一五	XVI
XV	一五	XVI	一五	XVII
XVI	一五	XVII	一五	XVIII
XVII	一五	XVIII	一五	XIX
XVIII	一五	XIX	一五	X
XIX	一五	X	一五	XI
X	一五	XI	一五	XII
XI	一五	XII	一五	XIII
XII	一五	XIII	一五	XIV
XIII	一五	XIV	一五	XV
XIV	一五	XV	一五	XVI
XV	一五	XVI	一五	XVII
XVI	一五	XVII	一五	XVIII
XVII	一五	XVIII	一五	XIX
XVIII	一五	XIX	一五	X
XIX	一五	X	一五	XI
X	一五	XI	一五	XII
XI	一五	XII	一五	XIII
XII	一五	XIII	一五	XIV
XIII	一五	XIV	一五	XV
XIV	一五	XV	一五	XVI
XV	一五	XVI	一五	XVII
XVI	一五	XVII	一五	XVIII
XVII	一五	XVIII	一五	XIX
XVIII	一五	XIX	一五	X
XIX	一五	X	一五	XI
X	一五	XI	一五	XII
XI	一五	XII	一五	XIII
XII	一五	XIII	一五	XIV
XIII	一五	XIV	一五	XV
XIV	一五	XV	一五	XVI
XV	一五	XVI	一五	XVII
XVI	一五	XVII	一五	XVIII
XVII	一五	XVIII	一五	XIX
XVIII	一五	XIX	一五	X
XIX	一五	X	一五	XI
X	一五	XI	一五	XII
XI	一五	XII	一五	XIII
XII	一五	XIII	一五	XIV
XIII	一五	XIV	一五	XV
XIV	一五	XV	一五	XVI
XV	一五	XVI	一五	XVII
XVI	一五	XVII	一五	XVIII
XVII	一五	XVIII	一五	XIX
XVIII	一五	XIX	一五	X
XIX	一五	X	一五	XI
X	一五	XI	一五	XII
XI	一五	XII	一五	XIII
XII	一五	XIII	一五	XIV
XIII	一五	XIV	一五	XV
XIV	一五	XV	一五	XVI
XV	一五	XVI	一五	XVII
XVI	一五	XVII	一五	XVIII
XVII	一五	XVIII	一五	XIX
XVIII	一五	XIX	一五	X
XIX	一五	X	一五	XI
X	一五	XI	一五	XII
XI	一五	XII	一五	XIII
XII	一五	XIII	一五	XIV
XIII	一五	XIV	一五	XV
XIV	一五	XV	一五	XVI
XV	一五	XVI	一五	XVII
XVI	一五	XVII	一五	XVIII
XVII	一五	XVIII	一五	XIX
XVIII	一五	XIX	一五	X
XIX	一五	X	一五	XI
X	一五	XI	一五	XII
XI	一五	XII	一五	XIII
XII	一五	XIII	一五	XIV
XIII	一五	XIV	一五	XV
XIV	一五	XV	一五	XVI
XV	一五	XVI	一五	XVII
XVI	一五	XVII	一五	XVIII
XVII	一五	XVIII	一五	XIX
XVIII	一五	XIX	一五	X
XIX	一五	X	一五	XI
X	一五	XI	一五	XII
XI	一五	XII	一五	XIII
XII	一五	XIII	一五	XIV
XIII	一五	XIV	一五	XV
XIV	一五	XV	一五	XVI
XV	一五	XVI	一五	XVII
XVI	一五	XVII	一五	XVIII
XVII	一五	XVIII	一五	XIX
XVIII	一五	XIX	一五	X
XIX	一五	X	一五	XI
X	一五	XI	一五	XII
XI	一五	XII	一五	XIII
XII	一五	XIII	一五	XIV
XIII	一五	XIV	一五	XV
XIV	一五	XV	一五	XVI
XV	一五	XVI	一五	XVII
XVI	一五	XVII	一五	XVIII
XVII	一五	XVIII	一五	XIX
XVIII	一五	XIX	一五	X
XIX	一五	X	一五	XI
X	一五	XI	一五	XII
XI	一五	XII	一五	XIII
XII	一五	XIII	一五	XIV
XIII	一五	XIV	一五	XV
XIV	一五	XV	一五	XVI
XV	一五	XVI	一五	XVII
XVI	一五	XVII	一五	XVIII
XVII	一五	XVIII	一五	XIX
XVIII	一五	XIX	一五	X

Chinese Maritime Customs Service.

(Foreign Staff in July 1925)-

Peking, 10.11.1925 (H.Y.)

	LG. & Comrs.	Dep. Comrs.	Asst.	Total	o/o/o	Out door	Marine Dept.	Total	o/o/o
British	28	18	60	106	470	401	127	634	502
Japanese	2	5	32	39	173	179	—	218	172
Russian	—	—	12	12	53	79	14	105	83
American	1	1	14	16	17	39	8	63	50
Danish	1	2	2	5	22	27	10	42	33
Norwegian	—	—	5	5	22	17	14	36	29
Portuguese	2	2	2	6	27	24	—	30	24
Swedish	—	—	2	2	9	12	11	25	30
Italian	1	1	7	9	40	15	—	24	19
French	7	—	9	16	71	3	2	21	17
Latvian	1	—	—	1	4	9	6	16	13
Dutch	1	—	3	4	18	1	—	5	4
Belgian	—	1	2	3	13	—	1	5	4
Czecho- Slovak	—	—	—	—	—	4	—	4	3
Spanish	—	—	1	1	4	2	—	3	2
Other Nationals	—	—	—	—	—	30	2	32	25
Total	44	30	161	225	1000	843	195	1263	1000

1. Other nationals - Finnish, Greek, Swiss, Estonian, Lithuanian, etc.
2. Coast inspector's, Harbour, Lights, Marine and Marks Department staffs included in Marine Department.
3. Medical Officers excluded.

(A)

Percentage to the Total amount of Existing Loans Secured and to be secured
on the Customs Revenue according to the creditor countries

Name of the L.ans. Countries	Russo-French L.	The First Anglo- German L.	The sec. n. Anglo-Germ.L.	Reorganis- ation Loan	Borr Indemnity	Tsin-Tukow Rly. Duan	Hukuang Ry. Loan	C nsolidated Domestic L.	Total L.	Per cen tage
America	—	—	—	—	—	57,523,230	—	14,027,000	—	71,550,230 4.805
Belgium	—	—	—	—	—	14,593,140	—	—	—	14,593,140 .967
France	—	—	—	—	—	48,991,560	148,635,220	—	14,027,000	— 211,638,780 14.213
England	—	27,975,750	50,782,125	48,991,560	—	99,127,370	10,425,000	14,027,000	—	260,328,805 17.482
Italy	—	—	—	—	—	51,606,440	—	—	—	51,606,440 3.466
Japan	—	—	—	—	—	48,991,560	65,460,400	—	—	— 114,422,050 7.686
Holland	—	—	—	—	—	1,208,100	—	—	—	— 1,208,100 .081
Germany	—	27,975,750	50,782,125	48,991,560	—	—	33,075,000	—	—	— 160,824,435 10.799
Russia	43,804,910	—	—	48,991,560	210,374,100	—	—	—	—	— 312,170,570 20.963
Portugal	—	—	—	—	—	450,550	—	—	—	— 450,550 .030
Other Countries	—	—	—	—	—	536,880	—	—	—	— 536,880 .036
China	—	—	—	—	—	(130,625,555 (irregular portion) (6,296,798 Austrian portion)	—	14,027,000 (Germany portion)	130,106,044	289,965,397 10.472
Total	\$ 43,804,910	55,951,500	101,364,250	244,957,800	804,147,843	52,500,000	56,108,000	130,106,044	1,480,140,347	100.000

RECEIVED
GENERAL STAFF
HEADQUARTERS
CHINA
20 NOVEMBER 1945

B. (1)

Percentage to the total amount of the New Consolidation Loan
according to creditor countries.

R. 77.

(A)

Countries	Ministry of Finance*	Ministry of Communications	Total	%
America	36,440,832.14	22,365,418.36	58,804,245.50	5.26
Belgium	502,883.00	90,887,571.43	91,489,354.43	8.19
Denmark	325,641.36	—	325,641.36	.03
France	72,770,370.46	92,000,000.00	164,770,370.46	14.75
Great Britain	43,064,601.36	35,827,848.47	78,692,449.83	7.04
Italy	71,956,167.25	—	71,956,167.25	6.44
Japan	326,455,832.81	57,544,481.00	384,004,313.81	34.38
Netherlands	1,070,447.62	16,341,537.50	17,411,985.12	1.56
Total	552,590,276.00	314,814,851.76	867,405,127.76	
China		250,000,000.00		
Grand Total		1,117,405,127.76	100.00	

Note: The figures are taken from the Column of the Loan Statement in the Chinese table dated January 27 1926.

TOP SECRET - EYES ONLY FOR THE CHIEF OF STAFF

g loans secured and to be secured
Creditor Countries.

(Unit. \$ 1,000.)

		1 9 2 8			
Total	%	Pre- 1925 Hankang Ry.Lan	Tsin-pu Ry.Lan	Total	%
3,714	357	2,736	978	—	3,714
2,742	264	2,056	—	—	2,056

(B)
(2)

Percentage to the Total of the annual service of the existing loans secured and to be secured
on the Customs Revenue according to the Creditor Countries.

(Unit. \$ 1,000.)

Countries	1926					1927					1928					
	Existing Loan pre- 1926	Hukuang Ry. Loan	Tsin-Pu Ry. Loan	Total	%	Pre- 1926	Hukuang Ry. Loan	Tsin-Pu Ry. Loan	Total	%	Pre- 1926	Hukuang Ry. Loan	Tsin-Pu Ry. Loan	Total	%	
America	2,736	978	—	3,714	3.65	2,736	978	—	3,714	3.57	2,736	978	—	3,714	3.55	
Belgium	2,742	—	—	2,742	2.69	2,742	—	—	2,742	2.64	2,056	—	—	2,056	2.00	
Denmark	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
France	8,717	978	—	9,695	9.53	8,717	978	—	9,695	9.33	8,717	978	—	9,695	9.27	
Great Britain	16,013	978	2,474	19,465	19.13	16,007	978	2,400	19,385	18.65	16,000	978	2,326	19,364	18.40	
Italy	2,150	—	—	2,150	2.11	2,150	—	—	2,150	2.07	2,150	—	—	2,150	2.05	
Japan	5,728	—	—	5,728	5.63	5,728	—	—	5,728	5.51	5,728	—	—	5,728	5.47	
Holland	63	—	—	63	.06	63	—	—	63	.06	63	—	—	63	.06	
Germany	11,874	—	4,213	16,087	15.81	11,868	—	4,086	15,954	15.35	11,861	—	3,961	15,822	15.13	
Russia	11,783	—	—	11,783	11.58	11,959	—	—	11,959	11.50	12,135	—	—	12,135	11.60	
China	X	29,357	978	—	30,335	29.81	31,583	978	—	32,561	31.32	32,921	978	—	33,899	32.41
Total				\$ 101,762	100.0%				\$ 103,951	100.%				\$ 104,566	100.0%	

Note: Exchange Rate £ 1. = \$ 10.

X China:

		1926	1927	1928
Boxer Ind.	Austrian portion	326	326	326
	German portion	7,358	7,388	7,358
Part of	Russian portion	10,162	9,986	9,810
Consolidation	Loan Service	11,511	13,913	15,427
		\$ 29,357	31,583	32,921

The annual service of existing loans taken from Table 24, and the figures therein in the Russian portion
of Boxer Indemnity is revised at exchange rate £ 1. = \$ 10.